



防災

災害はいつ起こるか分かりません。
被害を最小限に抑えるために、日頃から準備をしておきましょう。

問い合わせ 本庁 総務課・消防防災班 ☎73-0084

災害に備えて

Ⅰ 匝瑳市ハザードマップ

皆さんが、素早く安全に避難できるよう、災害時の避難場所、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの他、防災に関する情報を掲載したものです。

市ホームページから確認できます。また、下記施設で配布しています。



配布施設

市役所、野栄総合支所、生涯学習センター、市民ふれあいセンター、八日市場ドーム、のさかアリーナ、八日市場勤労青少年ホーム、八日市場公民館、保健センター、そうさ観光物産センター匝りの里、ふれあいパーク八日市場、匝瑳市民病院、パークゴルフそうさ

Ⅰ 防災・ふくしガイド&マップ

災害時避難所などが記されるとともに、防犯や医療・福祉などの“日頃の備え”となる各種情報を掲載しています。下記施設で配布しています。

配布施設

市役所、野栄総合支所、生涯学習センター、市民ふれあいセンター、八日市場ドーム、のさかアリーナ、八日市場勤労青少年ホーム、八日市場公民館、保健センター、そうさ観光物産センター匝りの里、ふれあいパーク八日市場、匝瑳市民病院、パークゴルフそうさ

Ⅰ 防災メールの配信

千葉県の防災メールでは、登録者の携帯電話・スマートフォン・パソコンへ、地震や気象情報などの防災情報を配信しています。QRコードより、事前に登録をしておきましょう。



家族で防災会議を開きましょう

Ⅰ 連絡先などの確認

家族の携帯電話や会社の電話番号などはメモして持ち歩き、安否の情報が伝わるように話し合ひましょう。親戚や知人を連絡中継地にしたたり、伝言ダイヤルを利用する方法もあります。

Ⅰ 家族の役割

火の始末をする係、電源(ブレーカー)やガスの元栓を止める係、お年寄りの安全確保をする係、持ち出す荷物の分担などを決めておきましょう。

Ⅰ 避難所の確認

自宅から直近の避難所、学校や勤務先からの避難所も全員で確認し、最終的に落ち合える場所を決めましょう。家の周りにある高い建物や高台、避難経路も普段から確認しておくとういでしょう。

〈 広告 〉

有限会社
大久保工業

従業員募集中
(詳細はお問い合わせください)

総合解体・斫毀・工事業
産業廃棄物収集運搬業

匝瑳市野手17146-177
TEL 0479-67-3000
FAX 0479-67-3058



非常持ち出し品を用意しましょう

避難時に素早く持ち出せる「非常持ち出し品」をリュックなどに用意しておきましょう。
持ち出し品の重さの目安は、男性15kg・女性10kg程度です。

貴重品

- 現金(10円があると公衆電話で便利)
- 預金通帳、印鑑
- 運転免許証、被保険者証、権利証書など

非常食品・飲料水

- 飲料水3日分以上(1人1日3リットルが目安)
- 乾パン、缶詰など(火を通さなくても食べられるもの)
- あめ、チョコレートなど
- 粉ミルク、離乳食

救急医薬品・常備薬

- ばんそうこう
- ガーゼ、包帯、三角巾など
- 傷薬、消毒薬、胃腸薬、解熱剤など
- 持病のある人は常備薬など
- 毛抜き、綿棒、爪切り、カミソリ、安全ピン

感染症対策用品

- マスク
- アルコール消毒液
- 体温計

衣類など

- 下着、セーター・ジャンパーなどの上着
- レインコート
- 軍手、手袋、靴下など
- タオル

生活用品など

- ティッシュペーパー、トイレトペーパー
- ウェットティッシュ
- ビニール袋(45リットル、90リットルなど大型のもの)
- 洗面用具
- 簡易トイレ
- 生理用品、紙おむつ、ほ乳瓶など

その他

- 懐中電灯・予備電池
- 携帯ラジオ・予備電池
- 防災頭巾・ヘルメット
- 携帯電話・充電器
- マッチ、ライター、ろうそく
- ロープ
- ナイフ
- 筆記用具

定期的なチェックを忘れずに！

非常持ち出し品は、いつでも使えるように、定期的に点検しておきましょう。特に、食料品や飲料水の賞味期限は小まめにチェックしましょう。

事前に避難所までの道順を確認しておくなど、災害に備えて**定期的にチェック**をしておきましょう。

〈広告〉



中藤土木 有限会社



一般土木工事
舗装工事
解体工事

匝瑳市横須賀2276

TEL 0479-72-3593

クレーンの修理おまかせ下さい。
出張も致します。



石田工業

匝瑳市横須賀1152

☎0479-72-1057

防災情報の収集・伝達など

防災行政無線

防災行政無線は、地震や火災などの災害情報を伝達します。また、「市からのお知らせ」などの行政情報も放送します。

戸別受信機の貸し出し

各家庭に確実に情報を届けられるよう、戸別受信機の貸し出しを行っています。

対象

本市の住民基本台帳に登録されている世帯

台数

1世帯につき1台(2世帯で同一建物に居住する場合も1台まで)

手続き窓口

総務課・消防防災班

放送がよく聞こえないときは

放送が時々途切れるなど、うまく受信できない場合は、建物の構造や周辺の環境などが電波に影響を与えている可能性があります。受信機のアンテナを伸ばして設置場所を変えるなどの方法を試してください。受信状況が改善されない場合は、総務課(☎73-0084)までご相談ください。

電池確認を忘れずに

受信機は、停電時でも使用できるように電池が入れます。電池は定期的に確認し、古くなったもの(1年以上経過したもの)は、早めに交換しましょう。

電池の交換方法

- 1 電池の交換サインが出る(電源ランプが赤・緑に交互点滅、放送終了後にアラーム音)。
- 2 新しい電池に交換する(使用可能な電池:単1形・単2形・単3形のどれか1種類)。
- 3 受信機右側面の電源スイッチを入れ直す。



緊急速報メール

携帯電話事業者では、気象庁から配信される「緊急地震速報」や「津波警報」とともに、国・地方公共団体から配信される「災害・避難情報」を該当する地域に一斉配信する緊急速報メールサービスの提供を行っています。

配信する情報

気象庁

緊急地震速報、津波警報(大津波警報を含む)

国・地方公共団体

災害・避難情報(地震・台風など自然災害に対する警戒情報、それに伴う避難指示など)

携帯電話の受信可否について

お手持ちの携帯電話・スマートフォンが緊急速報メールを受信できるかどうか、取扱説明書または販売店にご確認ください。

問い合わせ先

NTTドコモ ☎0120-800-000(無料)

au(KDDI) ☎0077-7-111(無料)

ソフトバンク ☎0800-919-0157(無料)

楽天モバイル 楽天モバイルのホームページをご確認ください

災害用伝言サービス

災害用伝言ダイヤル171

171

をダイヤルし、ガイダンスに従い伝言の録音・再生を行ってください。

災害用伝言板web171

<https://www.web171.jp/>

にアクセスし、伝言の登録・確認を行ってください。



< 広告 >

kimuraya



災害に強い安心・安全な設計を

木村屋建築設計事務所
一級建築士事務所

■業務内容
建築設計/構造設計/電気設備設計/機械設備設計/積算調査/耐震診断/設計監理/各種申請手続き/定期報告

匝瑳市八日市場イ2585
TEL:0479-73-7122
FAX:0479-73-7123
URL: <http://kimurayakk.co.jp/>
実績多数の当社に是非ご相談下さい。

お気軽に
ご相談
ください

- 建築企画
- 設計
- 監理
- 各種申請

栗本建築設計監理事務所

匝瑳市八日市場イ956
TEL 0479-72-0872
FAX 0479-73-2849
E-mail: maroon.358@gmail.com
URL: aa-kurimoto.com



避難指示などの伝達・指示の区分

避難指示などは、災害から身を守るため、危険度に応じて発令される避難情報です。避難指示などが発令された場合には、速やかに避難所など安全な場所への避難を心掛けましょう。

▶「警戒レベル」を用いた避難情報の発令

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難指示などの避難情報は土砂災害や水害の危険が予想されるときに行動を5段階で定めた「警戒レベル」を用いて発令を行います。

▶警戒レベルの5段階区分

「警戒レベル5」では、すでに災害が発生している可能性が極めて高い状況です。「警戒レベル3」「警戒レベル4」の段階で、安全・確実に避難しましょう。

警戒レベル	取るべき避難行動	避難情報 《市町村が発令》	警戒レベル相当情報※の例 《気象庁などが発表》
5	命の危険、直ちに安全確保 ▶立ち退き避難することがかえって危険な場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報、氾濫発生情報など
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	危険な場所から全員避難 ▶危険な場所から全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）する。	避難指示	警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報、氾濫危険情報など
3	危険な場所から高齢者などは避難 ▶避難に時間を要する人（高齢者や障がいのある人など）とその支援者は避難しましょう。 ▶それ以外の人は、避難準備をしましょう。	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報 大雨警報、氾濫警戒情報など
2	避難行動の確認 ▶避難に備え、ハザードマップなどで避難所やルートを確認しましょう。		警戒レベル2相当情報 大雨注意報・洪水注意報など
1	災害への心構えを高めましょう ▶気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めましょう。		警戒レベル1相当情報 早期注意情報

※これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

「警戒レベル4（避難指示）」発令時の防災行政無線放送の例

- こちらは、「ぼうさいそうさ」です。
- 市役所から警戒レベル4、避難指示の発令についてお知らせします。
- ただ今、匝瑳市に大雨による土砂災害警戒情報が発表されています。
- 土砂災害の危険性が高まっているため、〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。崖の近くにお住まいで、危険を感じる方は避難してください。
- 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。



地震が発生したら(発生時の行動チャート)

地震発生

机やテーブルなどの下へもぐり、自分の身を守りましょう。倒れてくる家具や落下物に注意しましょう。ドアや窓を開けて、逃げ道を確保しましょう。

1~2分

火元を確認し、出火していたら初期消火しましょう。また、家族の安全確認後、すぐ避難できるように非常持ち出し品などを準備しましょう。

※津波、崖崩れの危険が予想される地域は身の安全を確認してすぐ避難しましょう。

3分

隣り近所の安全を確認しましょう。特に1人暮らしの高齢者など要配慮者がいる世帯には声を掛け、安否を確認しましょう。

※大きな地震の後には余震が発生します。余震にも注意しましょう。

5分

テレビ・ラジオなどで災害情報を確認しましょう。家屋倒壊などの恐れがあれば避難しましょう。避難の際、落下物などに注意しましょう。

※通信が混雑(集中)するため携帯電話はなるべく使わないようにしましょう。

5~10分

電気火災を防ぐため、電気のブレーカーを落としましょう。

10分~数時間

隣り近所で協力し、消火・救出活動を行いましょう。併せて消防署へ通報しましょう。

~3日くらい

災害発生から数日間は、生活必需品を備蓄で賄うようにしましょう。災害情報、被害情報を収集しましょう。

避難生活では

自主防災組織を中心に行動し、集団生活のルールを守り、助け合いながら生活しましょう。

津波から身を守る

津波は地震発生に伴い襲来するため、どのように行動するかを考えておくことは大切なことです。日頃から「津波に対する心構え」を持ち、津波による被害から身を守りましょう。

津波警報と注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合。 ●特別警報	10m超(10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難タワーなど安全な所へ避難してください。
		10m(5m<予想高さ≤10m)		
		5m(3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合。	3m(1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低い所では、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や津波避難タワーなど安全な所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合。	1m(0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中にいる人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

風水害に備えて

風水害は、事前にある程度予測できるとはいえ、台風などがもたらす大雨・強風の威力は計り知れません。河川の増水・氾濫の恐れもあります。テレビ・ラジオなどで気象情報に十分注意し、万全の対策をとるようにしましょう。

気象台が発表する気象情報

種類	発表の時期
大雨に関する気象情報	警報・注意報に先立って発表
大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される時
大雨警報 (土砂災害・浸水害)	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される時
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	土砂災害の危険がさらに高まったとき ★直ちに命を守る行動を！
大雨特別警報 (土砂災害・浸水害)	大雨が続き、重大な災害が起こる危険性が非常に高まったとき

雨の強さと降り方※1時間の雨量

やや強い雨	10mm以上20mm未満	ザーザーと降る
強い雨	20mm以上30mm未満	どしゃ降り
激しい雨	30mm以上50mm未満	バケツをひっくり返したように降る
非常に激しい雨	50mm以上80mm未満	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)
猛烈な雨	80mm以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる

停電に備えて

備え1 安全に行動するためには

夜間に停電すると、出口が分からない、床の段差やガラスの破片が見えないなど、とても危険です。

→リビングや寝室などに懐中電灯や足元灯を備えましょう
※足元灯の設置が難しい階段などには、蛍光テープを貼るのが有効です。



土砂災害に注意しよう

市山間部では、急傾斜地の崩壊(崖崩れ)による土砂災害の危険性があります。

土砂災害が発生すると、人命に関わる重大な被害をもたらします。長雨や大雨のときに次のような現象を確認したら、早めに避難しましょう。

急傾斜地崩壊の前兆現象

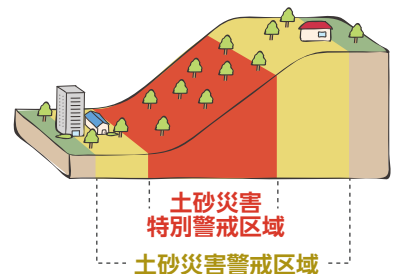
- 崖からの湧き水が濁る
- 小石が落ちてくる
- 地下水や湧き水が止まる
- 崖から音がする
- 斜面のひび割れ、変形がある
- 異様な臭いがする

土砂災害警戒区域

土砂災害の恐れがある区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域のこと。



備え2 災害情報を確保するためには

停電時は、テレビや携帯電話などを利用できない恐れがあります。

→携帯ラジオや予備の電池を常備しておきましょう
※手で充電できるラジオもあります。また、モバイルバッテリーがあると安心です。

〈 広告 〉

一般土木・舗装工事

株式会社 正貴組

匝瑳市飯倉台 8-27

TEL 0479(73)1783

FAX 0479(73)2662

【建物清掃・衛生清掃・高所清掃】

全国ビルメンテナンス協会
千葉県ビルメンテナンス協会
日本除菌脱臭協会
キノシールド販売代理店

- ・高周波レーザー清掃
- ・ガラス清掃、床ワックス
- ・外壁洗浄、住宅屋根洗浄、高所清掃
- ・グリストラップ定期清掃
- ・排水管清掃、厨房清掃
- ・緑地敷地管理
- ・環境対策熱水除草

せいけん
有限会社 世建

清掃業許可 海匠0001号

本社 匝瑳市飯倉334-3

TEL 0479-74-8466 FAX 0479-73-1827

避難の心得

避難時は落ち着いて安全に

- 災害時の避難は、普段通っている道でも慎重に歩きましょう。
- 冠水した道路は足元が見えないため危険です。また、浸水している場所では車が動かなくなることがありますので、車での避難はやめましょう。

事前の準備が大事

- 避難するときの荷物は最小限とし、事前に準備しておきましょう。
- 避難所までの経路は、自分たちで決めておき安全に通行できるかあらかじめ確認しておきましょう。

情報・呼び掛けに注意を

- ラジオ・テレビによる最新の気象情報、災害情報に注意し、市役所や消防団から避難の呼び掛けがあった場合には、速やかに避難しましょう。

避難所へ行けない場合

- 避難所が近くにない場合や避難所への避難が困難になった場合、近所の丈夫な建物の2階以上に避難してください。住宅の2階部分でも状況によっては危険な場合もあります。

協力しあって避難しよう

- お年寄りや子ども、病気の人、体が不自由な人は、早めの避難が必要です。近所の人は、避難に支援が必要な人に協力しましょう。

「罹災証明書」などの発行

罹災証明書は、住家に被害があった場合、保険の請求や税の減免などの手続きに必要となります。また、住家以外の建物などの被害については、被害届出証明申請書兼証明書を発行します。証明書の発行に当たり、自身で被災状況の写真を被害の程度・箇所・範囲などが分かるように撮影し、印刷したものを市役所へお持ちください。

※罹災証明申請書の受け付け後、数日後に証明書を発行します。

※証明する内容は、災害によって生じた被害に関する内容であり、被害額について証明するものではありません。

※証明する内容に異議のある場合は、再検討や再調査を依頼することができます。

被災状況を記録しておきましょう

災害により被害を受けたときは、住宅に限らず事業所や農業用施設なども被災状況を記録しておくことが重要です。罹災証明書などの発行だけでなく、復旧支援事業などが創設された場合に被災状況を明確にする写真が必要となる可能性があるため、以下のことを確認しておきましょう。

→撮影日を明確にしておく。

→被災箇所が分かるように撮影する。

※全体写真の他に、被災した箇所の部分写真など



指定避難所・指定緊急避難場所リスト

指定避難所（一次避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づき、災害により家屋の倒壊や消失などの被害を受けた人、または被害を受ける恐れのある人が一定期間滞在する場所として、「指定避難所」を指定しています。

すべての指定避難所（一次避難所）が「指定緊急避難場所」を兼ねています。

No.	地区	施設名	所在地	電話番号	備考	Wi-Fi
1	中央	市民ふれあいセンター	八日市場ハ793番地35	☎73-0753		○
2	中央	八日市場小学校	八日市場イ2311番地	☎72-1238		○
3	中央	八日市場第二中学校	八日市場イ1687番地	☎72-1375		○
4	中央	八日市場勤労青少年ホーム	八日市場イ2030番地	☎73-4515		○
5	豊栄	豊栄小学校	飯倉1847番地	☎72-0531		○
6	須賀	須賀小学校	高1956番地	☎72-0476		○
7	匝瑳	旧匝瑳小学校	松山1122番地			○
8	豊和	豊和小学校	大寺1492番地	☎74-0644		○
9	吉田	吉田小学校	吉田4020番地	☎72-0674		○
10	飯高	飯高特別支援学校	飯高1692番地	☎70-5001		○
11	共興	共興小学校	東小笹1160番地	☎72-4525	津波避難所	○
12	平和	平和小学校	平木1819番地	☎72-0414		○
13	平和	八日市場第一中学校	上谷中2270番地5	☎72-1185		○
14	椿海	椿海小学校	椿973番地	☎72-2353		○
15	野田	野栄中学校	今泉5323番地3	☎67-2415	津波避難所	○
16	野田	生涯学習センター	今泉6489番地1	☎67-1264	津波避難所	○
17	野田	のさかアリーナ	今泉6536番地1	☎67-1263		○
18	栄	栄小学校	栢田823番地	☎67-2311	津波避難所	○

指定避難所（二次避難所）

指定避難所（一次避難所）が災害などにより使用不能の場合に使用します。

No.	施設名	所在地	電話番号	Wi-Fi
1	八日市場ドーム	八日市場ハ793番地1	☎73-0021	○
2	八日市場公民館	八日市場イ2402番地	☎72-0735	○

津波避難タワー

No.	地区	施設名	所在地	収容人数	備考
1	野田	今泉浜津波避難タワー	今泉7942番地1	150人	鉄骨造 高さ8.7m
2	共興	長谷浜津波避難タワー	長谷3397番地220	100人	鉄骨造 高さ8.8m
3	栄	栄地区津波避難タワー	栢田8572番地1、2	100人	鉄骨造 高さ7.5m

指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合における避難のための施設または場所を、洪水、土砂災害、地震および津波などといった異常な現象の種類ごとに、「指定緊急避難場所」として指定しています。

次の施設の他、指定避難所（一次避難所）が指定緊急避難場所を兼ねています。

No.	地区	施設名	所在地	対象となる異常な現象の種類				
				洪水	崖崩れ	地震	大規模火事	津波
1	中央	八日市場幼稚園	八日市場イ2394番地	○	○	○	○	
2	中央	八日市場保育所	八日市場イ2353番地1	○	○	○	○	
3	中央	敬愛大学八日市場高等学校	八日市場口390番地	○	○	○	○	
4	中央	匝瑳高等学校	八日市場イ1630番地	○	○	○	○	
5	中央	匝瑳市マザーズホーム	八日市場ホ2016番地	○	○	○	○	
6	中央	そうさ記念公園	八日市場ハ565番地1	○	○	○	○	
7	豊栄	豊栄保育所	飯倉1615番地1	○	○	○	○	
8	豊栄	鈴歌公園	飯倉台37番地1	○	○	○	○	
9	豊栄	平台公園	飯倉台17番地	○	○	○	○	
10	須賀	みどり平東公園	みどり平13番地2	○	○	○	○	
11	須賀	みどり平西公園	みどり平1番地2	○	○	○	○	
12	匝瑳	山桑公園	山桑125番地	○	○	○	○	
13	豊和	豊和保育所	大寺1428番地	○	○	○	○	
14	吉田	吉田保育所	吉田4010番地4	○	○	○	○	
15	平和	平和東公園	平木1487番地1	○	○	○	○	
16	平和	八日市場特別支援学校	平木930番地1	○	○	○	○	
17	平和	市営グラウンド	上谷中2240番地8	○	○	○	○	
18	椿海	椿海公園	椿969番地	○	○	○	○	
19	野田	野田小学校	野手13034番地	○	○	○	○	○
20	野田	野栄ふれあい公園	今泉363番地	○	○	○	○	○

匝瑳市公衆無線LAN

災害時におけるインターネット接続による情報伝達手段の確保や、平常時における利便性向上のため、避難所や市役所などで無料で利用できる公衆無線LAN（フリーWi-Fiスポット）を整備しています。利用できる施設などの詳細は、市ホームページよりご確認ください。





業務・手続き・届け出

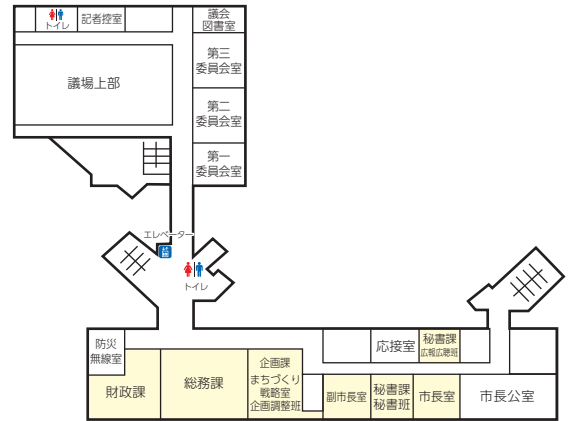
市役所の業務・市の主な施設

1 フロア案内図

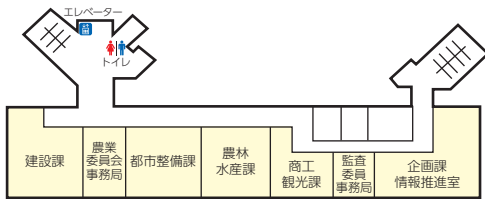
1階



2階



3階



業務・手続き・届け出

市役所本庁

所 八日市場ハ793番地2

開庁日時 月～金曜日(祝日、年末年始除く) 8時30分～17時15分

1階

部署名	班名	主な業務
市民課	戸籍班 ☎ 73-0086 FAX 72-1116	戸籍・住民票などの諸証明発行、戸籍関係の各種届け出、埋火葬許可、印鑑登録、自動車の臨時運行許可、旅券、マイナンバーカード
	保険料班 ☎ 73-0086 FAX 72-1116	後期高齢者医療保険料、介護保険料
	国保年金班 ☎ 73-0086 FAX 72-1116	国民健康保険、国民年金
税務課	市民税班 ☎ 73-0087 FAX 72-1116	市民税・軽自動車税・国民健康保険税の課税、税務相談、バイクなどの標識交付、市税関係諸証明発行(固定資産税関係を除く)
	資産税班 ☎ 73-0087 FAX 72-1116	固定資産の評価、固定資産税の課税、固定資産関係諸証明発行
	納税推進室収税班 ☎ 73-0087 FAX 72-1116	市税などの徴収、納税相談、納税貯蓄組合
環境生活課	環境班 ☎ 73-0088 FAX 72-1116	環境政策、公害防止、自然保護、畜犬登録、土砂などの埋め立て許可、ごみの減量化、リサイクル
	市民協働班 ☎ 73-0088 FAX 72-1116	市民協働、市民活動サポートセンター、防犯、交通安全、地域振興、コミュニティ対策、自治会・区長会、NPO、循環バス、デマンド型交通、犯罪被害者など支援



福祉課 【福祉事務所】	社会福祉班 ☎ 73-0096 FAX 72-1116	生活保護、民生委員・児童委員、災害援助、日本赤十字社
	障害福祉班 ☎ 73-0096 FAX 72-1116	身体障がい者・知的障がい者(児)・精神障がい者の援護、各種福祉手当、重度心身障がい者(児)の医療給付、就労支援事業所
	子育て支援班 ☎ 73-0096 FAX 72-1116	次世代育成支援、児童福祉、母子・寡婦福祉、家庭児童相談、保育所、マザーズホーム、配偶者などの暴力相談、子育て世代包括支援センター(基本型)
高齢者支援課	支援班 ☎ 73-0033 FAX 72-1116	高齢者福祉、介護予防・日常生活支援総合事業、養護老人ホーム入所措置
	介護保険班 ☎ 73-0033 FAX 72-1116	介護保険、介護認定
	地域包括支援センター ☎ 73-0033 FAX 72-1116	総合相談支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント、介護予防事業
会計課	会計班 ☎ 73-0083 FAX 72-1116	現金・有価証券の出納保管、決算の調製、千葉県収入証紙の販売

議会棟		
市議会事務局	☎ 73-0099 FAX 73-0789	本会議・委員会、議案・請願書・陳情書、議決事項および決定事項の処理、議会に関する全般の事務

2階		
部署名	班名	主な業務
秘書課	秘書班 ☎ 73-0080 FAX 72-1114	市長・副市長の秘書、行政・人権相談、儀式、ほう賞
	広報広聴班 ☎ 73-0080 FAX 72-1114	広報、広聴、ホームページ
企画課	企画調整班 ☎ 73-0081 FAX 72-1114	総合計画、総合調整、統計、広域行政、国際交流、男女共同参画
	まちづくり戦略室 ☎ 73-0081 FAX 72-1114	まち・ひと・しごと創生、人口減少抑制対策、移住・定住、結婚活動支援
総務課	庶務班 ☎ 73-0084 FAX 72-1114	条例・規則、文書管理、情報公開、個人情報保護、行政改革、平和行政
	消防防災班 ☎ 73-0084 FAX 72-1114	防災、災害対策、防災行政無線、消防団、自衛官募集
	人事班 ☎ 73-0084 FAX 72-1114	人事、給与、職員研修、福利厚生、職員団体
財政課	財政班 ☎ 73-0085 FAX 72-1114	予算編成・執行調整、財政計画、地方交付税、市債
	管財班 ☎ 73-0085 FAX 72-1114	市有財産の総括的管理、庁舎・共用自動車の管理、市施工工事・物品などの入札、契約
(総務課内) 選挙管理委員会事務局	☎ 73-0084 FAX 72-1114	国、県および市の選挙執行

3階		
部署名	班名	主な業務
企画課 情報推進室	情報政策班 ☎ 73-0082 FAX 72-1117	電子自治体、情報化の推進、情報セキュリティ対策
	情報システム班 ☎ 73-0082 FAX 72-1117	電算業務の運用・保守管理・総合調整
農林水産課	振興班 ☎ 73-0089 FAX 72-1117	農業振興地域の整備、農業経営基盤強化、都市農村交流、農業制度資金、農業団体、土地改良事業、農林道整備、治山事業、農村公園の管理
	農業戦略室 ☎ 73-0089 FAX 72-1117	農林水産業の企画振興、農水産物の流通対策、農水産業の所得向上および経営安定、担い手の育成および農業技術の改善
商工観光課	商工観光班 ☎ 73-0014 FAX 72-1117	商工業の振興、観光事業、消費者対策、労政
	企業立地推進室 ☎ 73-0014 FAX 72-1117	産業用地整備事業、企業立地・企業誘致
	消費生活センター ☎ 74-7007 FAX 72-1117	消費生活相談、消費者教育

都市整備課	管理班 ☎ 73-0091 FAX 72-1117	建築行政、公営住宅、空き家対策
	都市計画班 ☎ 73-0091 FAX 72-1117	都市計画、土地区画整理、宅地開発指導、都市公園・児童遊園の管理、屋外広告物
監査委員事務局	☎ 73-0095 FAX 72-1117	定例監査、出納検査、決算審査
農業委員会事務局	農地班 ☎ 73-0090 FAX 72-1117	農地の権利移転・設定、農地転用、農業委員会会議、農業者年金
建設課	管理用地班 ☎ 73-0092 FAX 72-1117	市道の認定・廃止、道路台帳の管理、法定外公共物の管理、境界確認、用地取得
	建設班 ☎ 73-0092 FAX 72-1117	市道の新設・改良、交通安全施設整備
	土木班 ☎ 73-0092 FAX 72-1117	市道の舗装・維持補修、一般排水路整備、河川整備、水防対策

▶ 野栄総合支所

所 今泉6474番地
☎ 67-3111 FAX 67-4981

開庁日時 月～金曜日(祝日、年末年始除く)
8時30分～17時15分

戸籍・住民票・年金・税務関係

- 戸籍・住民票などの諸証明発行、戸籍関係の各種届け出、埋火葬許可、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、市税関係諸証明発行、バイクなどの標識交付、現金の収納

保健・福祉・介護関係

- 介護保険、高齢者福祉、重度心身障がい者(児)の医療給付、各種福祉手当、身体障がい者・知的障がい者(児)の援護、保育所、児童福祉、母子・寡婦福祉、子ども医療費助成、各種健診・相談、生活保護

公園・環境・産業関係

- 野栄ふれあい公園の利用申請、畜犬登録、農業関係、船員手帳、自治会・区長会(野田・栄両地区に限る)、防犯、交通安全、市道の維持補修

▶ 保健センター

所 八日市場イ2408番地1
☎ 73-1200 FAX 73-6223

開庁日時 月～金曜日(祝日、年末年始除く)
8時30分～17時15分

保健センター内の部署

健康管理課・健康管理班

☎ 73-1200 FAX 73-6223

- 子ども医療費助成、乳幼児の健診、予防接種、各種がん検診、骨粗しょう症予防検診、健康相談、健康教室

子育て世代包括支援センター「なないろ」

☎ 73-7716

- 母子健康手帳の交付、妊婦・産婦・乳幼児の相談

▶ 市民ふれあいセンター

所 八日市場ハ793番地35
☎ 73-0753 FAX 70-0120

開館時間 9時～21時
(入浴施設は13時～16時。トレーニングルームと料理実習室は17時まで)

休館日 月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日

市民ふれあいセンター内の部署

教育委員会 学校教育課・総務班

☎ 73-0094 FAX 79-0628

- 教育委員会会議、文書管理、教育財産の管理、学校施設の整備・維持管理

教育委員会 学校教育課・指導班

☎ 73-0094 FAX 79-0628

- 学習指導、非行防止、生徒指導、学校職員の研修および講習、教育相談、進路指導、放課後児童クラブ、放課後子ども教室

教育委員会 学校教育課・学務班

☎ 73-0094 FAX 79-0628

- 児童・生徒の就学、学齢簿、児童・生徒の安全対策、幼稚園

教育委員会 学校教育課・教育施設整備室

☎ 73-0094 FAX 79-0628

- 学校施設の整備・建築

※業務時間は月～金曜日(祝日、年末年始除く)の8時30分～17時15分です。

▶ 八日市場ドーム

所 八日市場ハ793番地1
☎ 73-0021 FAX 73-0015

開館時間 9時～22時

休館日 月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日

八日市場ドーム内の部署

教育委員会 生涯学習課・スポーツ振興班

☎ 73-0097 FAX 73-0015

- スポーツ振興、スポーツ推進委員、社会体育施設の管理

※業務時間は月～金曜日(祝日、年末年始除く)の8時30分～17時15分です。

のさかアリーナ

所 今泉6536番地1
☎ 67-1263 FAX 67-1277

開館時間 9時～22時

休館日 月曜日、12月28日～1月4日

生涯学習センター

所 今泉6489番地1
☎ 67-1264 FAX 80-9190

開館時間 9時～22時

休館日 月曜日、12月28日～1月4日

生涯学習センター内の部署

教育委員会 生涯学習課生涯学習室・生涯学習班

☎ 67-1266 FAX 80-9190

●生涯学習、文化財、芸術文化の振興、視聴覚教育、青少年健全育成

※業務時間は月～金曜日(祝日、年末年始除く)の8時30分～17時15分です。

野栄福祉センター

所 今泉6491番地1

開館時間 9時～17時

休館日 土・日曜日、祝日

●(野栄福祉センター内)
訪問看護ステーション「つばきの里サテライトのさか」
☎ 67-2115

パークゴルフそうさ

所 吉崎4861番地3
☎ 74-3751

営業時間 3月・4月・9月・10月 8時30分～17時
5月～8月 8時30分～18時
11月～2月 8時30分～16時

休館日 毎月第2・4月曜日、12月31日、1月1日

八日市場勤労青少年ホーム

所 八日市場イ2030番地
☎ 73-4515

開館時間 9時～21時(日曜日、祝日は17時まで)

休館日 月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日

八日市場公民館

所 八日市場イ2402番地
☎ 72-0735 FAX 73-7654

開館時間 9時～21時(日曜日、祝日は17時まで)

休館日 月曜日、12月28日～1月4日

●講座の開催、サークル育成

八日市場図書館／のさか図書館

八日市場図書館
所 八日市場イ2402番地
☎ 73-3746 FAX 73-7654
のさか図書館
所 今泉6474番地(野栄総合支所内)
☎ 80-6789 FAX 80-6790

開館時間 9時～21時(のさか図書館は19時まで。日曜日、祝日は両館とも17時まで)

休館日 月曜日、毎月第1木曜日、祝日の月曜日の翌日、12月28日～1月4日

●資料の貸し出し・閲覧・紹介・収集、読書相談

学校給食センター

所 春海1916番地
☎ 70-2210 FAX 72-2150

業務時間 8時30分～17時15分

学校給食センター内の部署

教育委員会 学校給食センター 給食班

☎ 70-2210 FAX 72-2150

●学校給食、給食費の徴収

病院事業

国保匝瑳市民病院

所 八日市場イ1304番地
☎ 72-1525 FAX 72-2926

診療部門

●内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科

医療技術部門

●薬剤科、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科、栄養科

看護部門

●看護科(外来、手術室、1病棟、2病棟)

医療連携室

●医療・看護・介護・生活などの相談、地域医療機関との連携

地域ケア部門

●訪問看護ステーション「つばきの里」(☎ 79-1101)
居宅介護支援事業所「つばき」(☎ 79-1262)

事務部門

●庶務班、医事班、経理班、施設用度班、病院建設室

介護老人保健施設そうさぬくもりの郷

所 中台305番地
☎ 79-1766 FAX 79-1767

施設ケア部門

●入所療養介護、短期入所療養介護(ショートステイ)、通所リハビリテーション

事務部門

●総務班

住民登録(住民票)

問い合わせ 本庁 市民課・戸籍班 ☎73-0086 野栄総合支所 ☎67-3111

住民基本台帳は、市民の皆さんからの届け出をもとに居住関係を登録し、作成されます。住民票の写しなどの証明、選挙、就学、国民健康保険、国民年金の資格や権利など、行政サービスを受ける基本となるものです。
住所や世帯に変更があったときは、定められた期間内に必ず届け出をしてください。

転入・転居・転出のとき

業務・手続き・届け出

届け出種類	届け出期間	届け出人	必要なもの
転入届 (匝瑳市へ引っ越してきたとき)	匝瑳市に住み始めた日から14日以内	本人	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所在地の市区町村が発行したもの) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カード(持っている人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 窓口で手続きする人の本人確認ができるもの(運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(本人または同一世帯以外の人が代理で手続きする場合) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療負担区分等証明書(被保険者で県外から転入の場合のみ) <p>※国外からの転入の場合、次のものがが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 窓口で手続きする人の本人確認ができるもの(運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> パスポート(転入する人全員分) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(代理人が手続きする場合) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書・戸籍の附票(日本人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人のみ)
転居届 (市内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内	本人	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カード(持っている人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者がいる場合) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(被保険者がいる場合) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(加入者がいる場合) <input checked="" type="checkbox"/> 窓口で手続きする人の本人確認ができるもの(運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(本人または同一世帯以外の人が代理で手続きする場合) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証(外国人のみ。転居した人全員分)
転出届 (市外へ引っ越すとき)	引っ越し予定日の14日前から	本人または同一世帯の人	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 窓口で手続きする人の本人確認ができるもの(運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(本人または同一世帯以外の人が代理で手続きする場合) <p>※転出する人が次のものを持っている場合は返却してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 匝瑳市の国民健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 匝瑳市の後期高齢者医療被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 匝瑳市の介護保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 匝瑳市の子ども医療費受給券 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証 <p>届け出時に「転出証明書」を発行します。新住所に住み始めて14日以内に引っ越し先市区町村で転入届の届け出をしてください。</p> <p>※後期高齢者医療被保険者で県外へ転出する場合は、「後期高齢者医療負担区分等証明書」を発行します。</p>
世帯変更届 (世帯主の変更、世帯分離などがあったとき)	変更があった日から14日以内	本人または同一世帯の人	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 窓口で手続きする人の本人確認ができるもの(運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(本人または同一世帯以外の人が代理で手続きする場合) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者がいる場合)

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)とは、個人の申請によって交付されるICチップを内蔵したプラスチックカードです。顔写真が入るので身分証明書として利用できます。

マイナンバーカードの申請・交付には、申請書を申請用封筒に入れて郵送する方法やオンラインにより申請する方法(交付時来庁方式)と、本人が市役所に来庁して、窓口で申請書を提出する方法(申請時来庁方式)があります。

各種届け出でマイナンバーの記載が必要な場合、なりすましなどの防止のため、厳格な本人確認を行います。マイナンバーカードを持っている場合はカード1枚で可能ですが、マイナンバーカードを持っていない場合は、マイナンバー入りの住民票の写しと運転免許証などの提示が必要です。

戸籍の届け出

問い合わせ 本庁 市民課・戸籍班 ☎73-0086 野栄総合支所 ☎67-3111

戸籍は、日本国民の身分関係を登録・公証する重要な公簿です。

届け出種類	届け出期間	届け出人	必要なもの
婚姻届 (結婚するとき)	婚姻する日 ※届け出日から法律上の効力が発生します。	夫および妻 ※成人の証人2人の署名・押印が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項証明(戸籍謄本) ※本籍地に届け出の場合、不要。 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者は父母の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 届け出人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
出生届 (子どもが生まれたとき)	子どもが生まれた日から14日以内	子の父・母(届け出義務者) ※届け出義務者が届け出人にならない場合は、同居人、医師、助産婦、その他の立会人の順になります。	<input checked="" type="checkbox"/> 出生証明書(医師の証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
離婚届 (離婚するとき)	協議離婚の場合は、離婚する日 調停・裁判離婚の場合は、調停成立、審判または判決確定の日から10日以内	協議離婚の場合は、夫および妻(成人の証人2人の署名が必要) 調停・裁判離婚の場合は、申立人、訴えを提起した者	<input checked="" type="checkbox"/> 調停離婚の場合は、調停調書の謄本。裁判離婚の場合は、審判書または判決書の謄本および確定証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚の場合は、届け出人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
転籍届 (本籍地を変更するとき)	転籍する日 ※届け出日から法律上の効力が発生します。	戸籍の筆頭者 ^{※1} と配偶者 ※夫婦の一方が死亡などで除籍されているときは、他の一方	<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項証明(戸籍謄本) ※市内で転籍する場合、不要。
死亡届 (亡くなられたとき)	死亡の事実を知った日から7日以内 ※死亡届手続き時に埋(火)葬許可書を交付します。	親族、同居者、家主・地主、家屋・土地管理人、後見人・保佐人・補助人・任意後見人のいずれか	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書(死体検案書) <input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の後期高齢者医療被保険者証(受給者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の介護保険被保険者証(加入者のみ)

※1 戸籍の筆頭者とは、戸籍の最初に書かれている人のことです。夫の氏で婚姻したときは夫、妻の氏で婚姻したときは妻になります。

印鑑登録

問い合わせ 本庁 市民課・戸籍班 ☎73-0086 野栄総合支所 ☎67-3111

印鑑は、社会生活を送る上でさまざまな場合に必要とされます。中でも、市役所に登録し、本人の印鑑であることの証明を受けた「実印」は、取り引きや不動産の登記などに際し、非常に重要な役割を果たすものです。

印鑑登録は、本市に住民登録をしている15歳以上の人(意思能力を有しない者を除く)なら登録できます。ただし、1人1個に限り、同一世帯で同じ印鑑は登録できません。

印鑑の新規登録

登録の手続き

持ってくるもの

本人

☑ 登録を受けようとする印鑑

ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものや、大きすぎたり小さすぎたりするものなどは不可

☑ 本人確認の資料

官公署発行の身分証明書、運転免許証などで写真が添付されたもの、または本市における印鑑登録者から、本人に相違ないことを保証された書面(登録印鑑および印鑑登録証を持参した保証人*の同席が必要)

代理人

☑ 代理人選任届

☑ 登録を受けようとする印鑑

☑ 代理人の印鑑

同一世帯の人が手続きに来ても代理人扱いとなります。

申請書に記載

本人であることが確認できたとき

登録(登録証をお渡します)

本人であることが確認できないとき
代理人のとき

照会書を郵送します→回答書を持って窓口へ→登録(登録証をお渡します)

※代理人のときは、登録を受けようとする印鑑の他に、代理人の印鑑も必要です。

※回答書の期限は申請した日から起算して14日以内です。

*「保証人」とは、匝瑳市で印鑑の登録を受けている人を言います。住所、氏名、登録印鑑、印鑑登録証が必要です。

登録できない印鑑

- 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏または氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの。あるいは、職業、資格など氏名以外のことを表しているもの。
- ゴム印など変形しやすい材質のもの。
- 欠けていたり、すり減ったりして氏名を判断しにくいもの。
- 大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、25mmの正方形に収まらないもの。

留意点

他人に悪用される恐れがあるため、実印として登録する印鑑は、どこにでもある認め印はやめましょう。

印鑑登録証を無くしたとき

印鑑登録証を無くしたときは、すぐ「印鑑登録証亡失届」を提出してください。引き続き印鑑登録をする場合は、もう一度登録の手続きが必要です。

手続き方法は、新規登録の場合と同様です。

印鑑登録証が破損したとき

印鑑登録証が著しく破損したようなときは、印鑑登録証と登録印を添えて、「印鑑登録証再交付申請書」を提出してください。

代理人が届ける場合は、代理人選任届と代理人の印鑑が必要です。

印鑑登録を廃止したいとき

改印や亡失などで印鑑登録を廃止する場合は、印鑑登録証を添えて、「印鑑登録廃止届」を提出してください。

この場合も、登録申請のときと同様に本人確認の資料が必要です。

印鑑証明

証明書の交付請求に必要なもの

本人が請求

☑ 印鑑登録証

代理人が請求

☑ 証明する人の印鑑登録証

☑ 窓口に来る人の印鑑(認め印可)または官公署発行の顔写真付き証明書

印鑑証明およびその手数料

証明の種類	内容	手数料
印鑑登録証明書	登録された印鑑であることを証明したもの	1通 300円
印鑑登録証の再交付	—	1件 300円

各種証明の発行

問い合わせ 本庁 市民課・戸籍班 ☎73-0086
野栄総合支所 ☎67-3111

▶ 戸籍関係の証明

戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属の人が、交付請求できます。

証明手数料

証明の種類	内容	手数料
戸籍全部・個人事項証明 (戸籍謄本・抄本)	戸籍に記載されている全部(一部)を写したもの	1通 450円
除籍全部・個人事項証明 (除籍謄本・抄本)	除かれた戸籍に記載されている全部(一部)を写したもの	1通 750円
改製原戸籍謄本・抄本	電算化による改製前の戸籍に記載されている全部(一部)を写したもの	1通 750円
戸籍届書類記載事項証明	戸籍に関する届け出書を写したもの	1通 350円
戸籍届出受理証明書	その届け出が受理されたことの証明(婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組・認知に限る)	1通 350円
不在籍(住)証明書	匝瑳市に戸籍または住所がないことの証明書	1通 300円
身分証明書	禁治産、準禁治産、破産の宣告、後見の登記の通知を受けてないことの証明書	1通 300円
戸籍の附票	住所の移り変わりが記載されているもの	1通 300円
独身証明書	重婚の禁止の規定に抵触しないことの証明書	1通 300円

▶ 住民基本台帳の証明

本人または同一世帯の人が交付請求できます。

証明手数料

証明の種類	内容	手数料
住民票 (世帯全員)	住民票に記載されている全員を写したもの	1通 300円
住民票 (世帯の1人分)	住民票に記載されている1人を写したもの	1通 300円
住民票記載事項証明書	住民票に記載されている内容についての証明書	1通 300円
軽自動車用住所証明書	軽自動車検査申請用、軽自動車税申告用の証明書	無料

▶ 窓口での本人確認

住民票、戸籍の証明書の交付請求の際には、本人確認書類が必要です。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

▶ 土・日曜日、祝日の証明発行

住民票の写し、住民票記載事項証明書、軽自動車用住所証明書および印鑑登録証明書の発行業務を、次の通り行っています。年末年始は発行業務を休止します。

- 八日市場公民館 土・日曜日、祝日(月曜日除く)
時間/9時~17時
- 市民ふれあいセンター 土・日曜日、祝日(月曜日、祝日の翌日除く)
時間/9時~17時
- 野栄総合支所 時間/9時~17時

▶ 住民票の写しなどのコンビニ交付サービス

匝瑳市に住民票・本籍があり、マイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニなどで住民票の写しなどが取得できます。

コンビニ交付で取得できる証明書

- 住民票の写し(世帯の全員・世帯の1人分)
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍全部・個人事項証明書
- 印鑑登録証明書

手数料

1件300円

利用できる時間帯

6時30分から23時まで(店舗の営業時間により異なります)

※臨時的なメンテナンス日などは利用できません。戸籍全部・個人事項証明書と戸籍の附票の写しを取得できるのは、月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く)の9時から17時までです。

▶ その他の証明

証明の種類	内容	手数料
自動車臨時運行許可証	検査登録などでの回送を目的とした臨時運行の許可証	1通 750円

▶ 閲覧

証明の種類	手数料
住民基本台帳の写し	1件につき300円 (転記をする場合は、1人につき200円)

住民基本台帳の写しについては、年4回(3月ごと)出力のものを閲覧の対象とします。

▶ 郵送による請求

次の証明書は郵便による請求ができます。

郵送で請求できる証明書

- 住民票の写し(世帯全員・世帯の一部)
- 住民票記載事項証明書
- 軽自動車用住所証明書
- 戸籍・除籍の全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)
- 改製原戸籍の謄本(抄本)
- 身分証明書
- 転出証明書 他

▶ 請求の方法

1. 次の4点を市民課宛てに郵送してください。

- ① 請求書(市ホームページから取得可)
- ② 返信用封筒(切手貼付の上、宛名記入のもの)
※本人確認資料に記載のある住所に返送します。
- ③ 料金分の定額小為替
- ④ 本人確認資料(運転免許証・官公署発行の写真付き証明書・健康保険被保険者証などの写し)
※現住所の記載のあるもの

2. 市民課から請求者へ返送します。

請求書が届いた翌日には発送するよう処理しています。

※「戸籍・除籍の全部事項証明(謄本)・個人事項証明(抄本)・改製原戸籍の謄本(抄本)」および「住民票の写し」の請求については、郵送専用の請求書(様式)で、「転出証明書」の請求については、通常の転出届出書と同じ様式です。





国民健康保険

国民健康保険

問い合わせ 本庁 市民課・国保年金班 ☎73-0086 野栄総合支所 ☎67-3111

私たちは、生活の中でいつ病気やけがに見舞われるかわかりません。そこで、いざというときに安心してお医者さんにかかるよう、社会保障および国民保健の向上に寄与する目的の国民健康保険法で定められた医療保険制度が、「国民健康保険制度」です。

日本では国民皆保険制度がとられており、誰もがいずれかの医療保険に属していなければなりません。国民健康保険は、自営業の人や農業・漁業従事者、退職などで職場の健康保険を脱退した人、パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人が、必ず加入しなければならない強制加入の制度です。

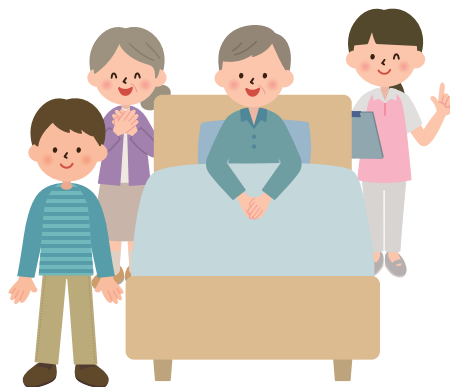
国民健康保険に加入すると、国民健康保険税を納めていただき、一定の自己負担のもとで各種医療サービスが受けられるようになります。

この他、大きな病気にかかったときは高額療養費、子どもが生まれたときは出産育児一時金、国民健康保険加入者が死亡したときは葬祭費が支給されるなどの給付があります。ただし、一定期間請求されないと時効により請求権は消滅しますので、該当したときは速やかに申請してください。

また、国民健康保険税は制度を支える大切な財源ですので、納め忘れのないよう、日頃から気を付けておきましょう。

こんなときは届け出を

	届け出の内容	手続きに必要なもの
入るとき	転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき、またその扶養家族でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険の離脱証明書(または退職証明書)
	子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書
やめるとき	転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 転出届 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険と職場の健康保険の被保険者証
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡届 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保護開始決定通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
その他	市内で住所が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	世帯が分かれたり一緒になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	世帯主や氏名などが変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	被保険者証を無くしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
	修学のため、子どもが他の市区町村に転出し、転出先の住所での被保険者証が必要になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書



国民健康保険

▶ 届け出が遅れるとこんなことに

- 「すでに他の健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の脱退の届け出が遅れ、その期間中に誤って国民健康保険被保険者証を使用してしまった」。
この場合は、「不当利得」として、保険給付費を市に返還し、後日、加入する健康保険へ請求することになります。
- 「会社の健康保険をやめたのに、国民健康保険加入の届け出が遅れてしまった」。
この場合は、国民健康保険税が資格取得月までさかのぼって課税され、多額となって請求されることもあります。

▶ 不当利得(医療費の返還)

不当利得とは、市の国民健康保険の資格を喪失しているにもかかわらず、誤って市の国民健康保険被保険者証で医療機関を受診した場合、その時の医療費を市に返還していただくものです。

市の国民健康保険へ医療費を返還していただいた後で、加入している健康保険へ療養費支給の申請手続きをすると、その分の医療費は払い戻されます。

なお、健康保険への請求に必要な書類は、医療費の返還後に発行される領収書を市民課窓口にて提示された際に交付します。

健康保険への請求手続き

必要な書類

- 匝瑳市へ返還した際の領収書
- 健康保険担当者宛ての依頼書
- 診療報酬明細書
- 上記の書類を持って、それぞれの該当する健康保険へ健康保険療養費支給申請(療養費払い請求)を行ってください。
- 依頼書と明細書は、市からお渡しします。

申請先

- 社会保険に加入した人については、勤務先の健康保険担当者へ相談してください。
- 転出先で再度、国民健康保険に加入した人については、転出先の市区町村の国民健康保険窓口へ相談してください。

国保の給付

問い合わせ 本庁 市民課・国保年金班 ☎ 73-0086
野栄総合支所 ☎ 67-3111

療養給付費

国民健康保険を取り扱う病院などで診療を受けるときは、医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国民健康保険が負担します。

医療機関に支払う一部負担金は、一般および退職の被保険者(被扶養者)の区別はなく、義務教育就学前までの乳幼児は2割、義務教育就学から69歳までの人は3割、70歳から74歳までの人は2割(現役並みの所得のある人は3割)となります。

療養費

次の場合に医療費の全額を支払ったときは、申請の上、認められると、支払った医療費の7割～9割が支給されます。

請求権は診療日の翌日から2年で時効により消滅するため、該当したときは速やかに申請してください。

- 急病など、緊急その他やむをえない理由で、被保険者証を持たずに医者にかかったとき
- はり・灸・マッサージ・柔道整復師による施術を受けたとき
- コルセットなどの治療用補装具を購入したとき など

海外療養費の支給

海外旅行中などに国外で受けた診療についても、申請の上、認められると、支払った医療費の7割～9割が後日支給されます。

高額療養費

1か月(月の初日から末日まで)の診療で1人の人が、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請の上、認められると、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として、後日支給されます。

該当者に対しては、市から通知しますが、請求権は診療月の翌月1日から2年で時効により消滅するため、通知が届いたら速やかに申請してください。

- 70歳未満の人は、同じ月内に21,000円(住民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が後日支給されます。なお、70歳未満の人と70歳以上の人(後期高齢者医療制度で医療を受ける人を除く)が同じ世帯にいる場合も、合算できます。

自己負担限度額

70歳未満の人(表1)

世帯区分(基礎控除後の所得区分)	適用区分	自己負担限度額(月額)
市民税課税世帯	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※4回目以降: 140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% ※4回目以降: 93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降: 44,400円
	210万円以下	57,600円 ※4回目以降: 44,400円
市民税非課税世帯	オ	35,400円 ※4回目以降: 24,600円

※同じ世帯で、直近12か月以内(当月含む)にすでに3回以上高額療養費の支給を受けているときは、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。

70歳から74歳までの人

世帯区分 (適用区分)	負担 割合	個人単位 (外来)	世帯単位
現役並み所得 ※1	3割	252,600円+(総医療費－842,000円)×1% ※4回目以降:140,100円	
		167,400円+(総医療費－558,000円)×1% ※4回目以降:93,000円	
		80,100円+(総医療費－267,000円)×1% ※4回目以降:44,400円	
一般	2割	18,000円 ※年間上限:144,000円	57,600円 ※4回目以降:44,400円
低所得Ⅱ※2			24,600円
低所得Ⅰ※3		8,000円	15,000円

※1 「現役並み所得」とは 同じ世帯の70歳～74歳の国保加入者のうち、1人でも地方税法上の課税所得が145万円以上の人がある世帯(昭和20年1月2日以降生まれの人がいて、基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の世帯は「一般」)。

※2 「低所得Ⅱ」とは 世帯主および国保加入者全員が市民税非課税の世帯。

※3 「低所得Ⅰ」とは 低所得Ⅱの条件に加えて、世帯主および国保加入者全員のそれぞれの所得が次の基準額以下。

【所得の基準額】各種収入金額から必要経費相当額を引いた額(公的年金等収入の場合は収入額から80万円を引いた後の額)がいずれも0円である場合

▶高額療養費(外来年間合算)の支給

世帯区分が一般または低所得に該当する70歳～74歳の人で、外来に係る自己負担額が個人で年間上限額を超えた場合、その超えた分が支給されます。ただし、月ごとの高額療養費のうち外来診療分として支給される額を差し引いて計算します。

▶高額介護合算療養費の支給

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して一定の限度額(年額)を超えた場合、その超えた分が支給されます。

現物給付(医療機関などでの支払いが自己負担限度額までとなる制度)

一つの医療機関で1か月の一部負担金が自己負担限度額を超える場合、その超える額を市から医療機関に直接支払い、患者の負担は自己負担限度額で済む制度があります。

この取り扱いを受けるためには、「限度額適用認定証」(非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を受け、被保険者証と併せて医療機関に提示する必要があります。

※この制度を利用できるのは、特別の事情のある場合を除いて、保険税の滞納がない世帯に限ります。

入院時の食事療養費の支給

入院したときの食事代については、診療や薬に掛かる費用とは別に、1食当たり次の標準負担額を自己負担し、残りは国民健康保険が負担します。

▶入院時食事代の標準負担額(一般病床の場合)

一般(下記以外の人) 460円

住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ

90日までの入院 210円

過去12か月で90日を超える入院 160円

低所得者Ⅰ 100円

※住民税非課税世帯および低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。市民課窓口申請してください。

その他の支給

▶出産育児一時金の支給

国民健康保険加入者が出産をしたとき、出生児1人に付き50万円が支給されます(妊娠85日以上の死産・流産でも支給されます)。

なお、平成21年10月1日以降、出産育児一時金を出産費用に充てることができるよう、原則として市から直接医療機関などに支払われる「直接支払制度」がとられています。

※他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

▶葬祭費の支給

国民健康保険加入者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人(喪主)に5万円が支給されます。

申請に必要な書類

- 葬祭を行ったこと、葬祭執行者(喪主)を確認できるもの(国民健康保険被保険者証、会葬礼状、葬祭費用の領収書など)
- 葬祭執行者(喪主)の口座番号、口座名義人の確認できるもの

▶移送費の支給

病気やけがなどで移動が困難な人が、医師の指示により、やむをえず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した費用が、審査の上、認められた場合に支給されます。

▶訪問看護療養費の支給

在宅医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき、費用の一部を支払うだけで、残りは国民健康保険が負担します。

※被保険者証を訪問看護ステーションなどに提示してください。



国民年金

国民年金

問い合わせ 本庁 市民課・国保年金班 ☎73-0086
 野栄総合支所 ☎67-3111
 日本年金機構佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障がい・死亡により「基礎年金」を受けることができます。

国民年金の加入者

国民年金には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3種類があります。どの制度に加入するかにより、保険料の納め方が異なります。

第1号被保険者

対象者

自営業者、農林漁業者、学生、無職の人 など

保険料の納付方法

納付書による納付や口座振替など、自分で納めます。

第2号被保険者

対象者

厚生年金保険の適用を受けている事業所に勤務する人であれば、自動的に国民年金にも加入します（65歳以上で老齢年金を受ける人を除く）。

保険料の納付方法

国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれるため、厚生年金をかける人は自動的に国民年金にも加入することになります。

第3号被保険者

対象者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人です。

保険料の納付方法

国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が一括負担します。

こんなときは手続きを

20歳になったとき

国民年金の加入は20歳からです。20歳になってから2週間程度で日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「学生納付特例申請書」が届きます。保険料は金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。口座振替や電子納付、クレジットカードによる方法で納めることもできます。

20歳前に厚生年金や共済組合に加入したことがない人、遺族年金を受給したことがない人には、基礎年金番号通知書も届きます。

※金融機関…全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫

職場を退職したとき

第2号被保険者であった人

国民年金への加入手続きをします。市民課・国保年金班または野栄総合支所へお越しください。マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請できます。

必要なもの

- 離職票などの職場を辞めた日が分かるもの
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 配偶者を扶養にしていた場合は配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書

加入していない(国民年金であった)人

届け出の必要はありません。

配偶者の扶養から外れたとき

第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替えの手続きをします。市民課・国保年金班または野栄総合支所へお越しください。マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請できます。

必要なもの

- 扶養から外れた日が分かるもの
- 年金手帳または基礎年金番号通知書

年金手帳・基礎年金番号通知書を無くしたとき

基礎年金番号通知書の再発行

申請先

第1号被保険者は、市民課・国保年金班または野栄総合支所

必要なもの

- マイナンバーカード、運転免許証など本人の身分証明書
- ※お急ぎの場合は、直接年金事務所で手続きしてください。
- ※第2号被保険者は勤務先へ、第3号被保険者は配偶者の勤務先へ申し出て、再発行の手続きをしてください。

出産する(した)とき

第1号被保険者が出産した際は、申請により出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。市民課・国保年金班または野栄総合支所へお越しください。

免除期間

免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間までです（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間まで）。

※平成31年4月分からは対象。なお、出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産を言い、死産、流産、早産された人を含みます。

必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 出産前に申請する場合は母子健康手帳



▶ 免除・納付猶予制度があります

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合には、申請により免除または猶予される制度(50歳未満の人に限り)があります。

申請先

市民課・国保年金班または野栄総合支所

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請できます。

必要なもの

- 離職による申請の場合は離職日の確認できる公的機関の証明書(雇用保険受給資格者証など)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書

免除の区分と将来もらえる年金 ※令和5年度

免除区分	納める金額	将来もらえる年金
全額免除	0円	2分の1
4分の1免除 (4分の3納付)	12,390円	8分の7
2分の1免除 (2分の1納付)	8,260円	8分の6
4分の3免除 (4分の1納付)	4,130円	8分の5
納付猶予	0円	受給資格期間に算入されますが、追納しなければ年金額には反映されません。

※一部納付額を納めないと未納期間扱いとなり、年金額には反映されません。

「追納」をおすすめします

全額免除、一部納付、納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。この制度を「追納」といいます。

追納することにより、保険料を全額納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

▶ 学生納付特例の制度があります

承認されると、その期間は納付猶予と同じく各種年金の受給資格期間に算入されます。また、その期間の保険料は免除制度と同じく10年以内であればさかのぼって納めることができます。

申請先

日本年金機構からはがき形式の申請書が送られた人は事務センターに直接郵送してください。それ以外の人は市民課・国保年金班または野栄総合支所へお越しください。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請できます。

必要なもの

- 学生であることが分かるもの(学生証の写し、在学証明書など)
 - 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ※学生納付特例を受ける期間は、4月から翌年3月までの1年間で、毎年申請が必要になります。

▶ 受け取る年金額を増やしたいとき

保険料より多く納めて、将来の年金額を増やす

「付加保険料」の手続きをすることで、今納めている保険料よりも多く納めて将来の年金額を増やすことができます(国民年金基金加入者は加入できません)。

手続き後に、月400円の付加保険料が加わった「国民年金保険料納付案内書」(納付書)が日本年金機構から届くので、金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。

「200円×付加保険料納付月数」で計算した金額が、老齢基礎年金(年額)に加算されます。

申請先

市民課・国保年金班または野栄総合支所

必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書

60歳を過ぎても保険料を納めて、受け取る年金額を増やす

保険料の納付済期間や免除期間などが、厚生年金・共済年金の加入などを確認した上で480月(40年)に満たない場合は、納めることができます。

なお、満たしている場合には、これ以上保険料を納めることはできません。

申請先

市民課・国保年金班または野栄総合支所

必要なもの

- 保険料を引き落とす口座の通帳
- 届け出印

▶ 年金を受給したいとき

保険料納付済期間と免除期間および合算対象期間を合わせて10年(120月)以上あれば、65歳から受け取ることができます。

加入期間が第1号被保険者のみの人

申請先

市民課・国保年金班または野栄総合支所

必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- 年金を入金する通帳
- 配偶者が厚生年金や共済年金を受給している人はその年金証書の写し、戸籍謄本、住民票の写し(世帯全員分)
- 申請人の身分証明書(運転免許証など)

※希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受け取れます。ただし、その場合は受給額が減額になり、受給後に事後重症などによる障害年金や寡婦年金の申請ができなくなります。

第2号被保険者や第3号被保険者期間がある人

年金事務所で確認して手続きしてください。

▶ 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢年金生活者支援給付金

申請先

佐原年金事務所

支給額(令和5年度)

月額5,140円を基準に保険料納付済期間などにより算出した額が支給されます。

対象

次の3要件を満たしている必要があります。

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- 世帯全員の市民税が非課税となっている。
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である。

障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

支給額(令和5年度)

障害基礎年金受給者で、障害等級2級の人は月額5,140円、1級の人は月額6,425円が支給されます。

遺族基礎年金受給者は月額5,140円が支給されます(2人以上の子が受給している場合は、5,140円を子の数で割った金額をそれぞれに支給)。

対象

障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者で、前年の所得額が約472万円以下の人が対象です。

▶ 障がいの状態になったとき

初診日が第1号被保険者の人や20歳前に障がいの状態になった人は、市民課・国保年金班または野栄総合支所へ、その他の人は、佐原年金事務所へお問い合わせください。

▶ 死亡したとき

国民年金加入中の入

次のいずれかに該当する人は必要なものを持って、市民課・国保年金班または野栄総合支所で手続きをしてください。

遺族基礎年金

納付要件などを満たした人が死亡した場合、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に対して、子が18歳に到達する年度の末日まで(1級・2級の障がいのある子は20歳になるまで)支給されます。

必要なもの

- ☑ 死亡した人の年金手帳または基礎年金番号通知書、住民票除票
- ☑ マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ☑ 年金を入金する通帳
- ☑ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)
- ☑ 住民票の写し
- ☑ 所得証明書
- ☑ 死亡診断書の写し

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間および保険料の免除を受けた期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けることなく死亡した場合、10年以上婚姻関係が継続し生計維持されていた妻に対して、60歳から65歳になるまで支給されます。

必要なもの

- ☑ 死亡した人の年金手帳または基礎年金番号通知書、住民票除票
- ☑ マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ☑ 年金を入金する通帳
- ☑ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、住民票の写し、所得証明書
- ☑ 死亡診断書の写し

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金を受けることなく死亡した場合、生計を同一にしていた一定の遺族に一時金が支給されます。

必要なもの

- ☑ 死亡した人の年金手帳または基礎年金番号通知書、住民票除票
- ☑ マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ☑ 一時金を入金する通帳
- ☑ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、住民票の写し

国民年金のみを受給中の入

死亡した人が受給していた年金について、未支給年金の請求および死亡届の手続きが必要で

す。一定の遺族の人は必要なものを持って、市民課・国保年金班または野栄総合支所で手続きをしてください。

必要なもの

- ☑ 死亡した人の年金証書、住民票除票
- ☑ マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
- ☑ 年金を入金する通帳
- ☑ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、住民票の写し





税金

※税制改正などにより、掲載内容に変更が生じる場合があります。

税務証明

問い合わせ 本庁 税務課 ☎ 73-0087
野栄総合支所 ☎ 67-3111

市民税に関する証明

- 1 なりすましによる不正な申請を防止するため、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)を提示していただきます。
- 2 本人以外の方が申請する場合には、原則として承諾書または委任状が必要です。ただし、所得証明、課税・非課税証明および納税・完納証明の申請については、同一世帯の場合は不要です。
- 3 申請者の印鑑(押印)は不要ですが、承諾書、委任状などは、必ず署名または記名押印が必要です。
- 4 軽自動車の車検用納税証明には承諾書などは不要です。
- 5 法人の納税・完納証明の申請には、委任状(代表者印を押ししたもの)が必要です。
- 6 必要により、持参した書類や身分を証明する書類などの写しをいただく場合があります。

税務証明等交付申請書

申請者(窓口に来られる人)が、市民税・軽自動車税関係証明書や閲覧などを請求するためのものです。

軽自動車税登録申告書

排気量が125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車を登録し、標識の交付を受けるための申告書です。

届け出に必要なもの

- 販売証明書または譲渡証明書^{*1}
- 他の人から譲り受けた場合は、廃車証明書(廃車申告書)^{*2}

※1・2の書類がない場合、車名、車台番号が分かるもの

軽自動車税廃車申告書

排気量が125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車の廃車をするための申告書です。

届け出に必要なもの

- 廃車する車両のナンバープレート
- 標識交付証明書
- 盗難・紛失の場合は、警察届け出の受理番号

固定資産税に関する証明

- 1 なりすましによる不正な申請を防止するため、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)を提示していただきます。
- 2 本人以外の方が申請する場合には、原則として承諾書または委任状が必要です。ただし、住宅用家屋証明書の場合は不要です。
- 3 交付対象となる人の住所・氏名、申請目的、必要な証明などの種類、所在地および必要部数などを確認しておいてください。特に、共有名義の資産がある場合には、それも必要なか否かを確認してください。
- 4 申請者の印鑑(押印)は必要ありませんが、承諾書、委任状などについては、必ず署名または記名押印が必要です。
- 5 必要により、持参した書類や身分を証明する書類などの写しをいただく場合があります。

固定資産証明等交付申請書

評価証明書など固定資産関係証明書や閲覧などを請求するためのものです。郵便で申請する場合も、この申請書を使用します。

- 1 申請者が納税義務者本人(登記名義人および納税管理人を含む)でない場合には、納税義務者本人の承諾書(申請書裏面)または委任状が必要です。
なお、相続人の場合には、相続人を証する書類(戸籍謄本など)を持参してください。

税金

〈広告〉

税務・経営・相続
—お気軽にご相談下さい—

川口 一弘
税理士事務所

匝瑳市八日市場イ364 鈴木ビル2階
☎ 0479-73-2101

税理士はあなたの
信頼に応えます

- ・ 税務相談
- ・ 税務申告書など税務書類の作成
- ・ 会計業務・決算業務
- ・ 相続対策

お気軽にご相談ください

税理士 法人 **伊藤会計事務所**

匝瑳市八日市場イ2986
TEL 0479-73-3211
FAX 0479-73-4466

税務・会計のことなら
お気軽にご相談下さい。

法人税 所得税 相続税
経営計画 コンピュータ導入

伊知地正一 税理士事務所

お問い合わせは
匝瑳市八日市場二337-2
TEL 0479-73-5536

② 賃貸借権(対価が支払われている場合)や処分権利のある人も申請することができます。証明、閲覧申請する権利を証明できる書類(賃貸借契約書など)を持参してください。

▶ 証明などの種類

種類	内容
評価証明	【土地】地番、登記地目、現況地目、地積、評価額 【家屋】地番、用途、構造、屋根、階、床面積、評価額
記載事項証明	【土地】地番、登記地目、現況地目、地積、評価額、課税標準額 【家屋】地番、用途、構造、屋根、階、床面積、評価額、課税標準額 【償却資産】種類、決定価格、課税標準額
公課証明	【土地】地番、登記地目、現況地目、地積、評価額、課税標準額、税額 【家屋】地番、用途、構造、屋根、階、床面積、評価額、課税標準額、税額
閲覧	課税台帳(土地・家屋)、名寄帳(課税台帳)、地番現況図、地籍図、家屋平面図

※評価証明、記載事項証明、公課証明は1枚当たり6物件が記載されます。

▶ 住宅用家屋証明申請書

個人が一定の要件を満たした住宅用の家屋を新築または取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、所有権の保存登記などに係る登録免許税の軽減措置が受けられます。この軽減措置を受けるための住宅用家屋証明です。

| 郵便での申請

▶ 証明の種類

各種税務証明を郵便で受け付けています。

- 所得証明書
- 課税・非課税証明書
- 納税証明書
- 法人住所証明書
- 評価証明書
- 公課証明書

▶ 申請に必要な書類

- ☑ 申請書(市ホームページから取得可)
住所、氏名、生年月日、証明書の種類と枚数、連絡先の電話番号
- ☑ 返信用封筒(住所を記入し、切手を貼ってください)
- ☑ 手数料分の郵便小為替(郵便局で購入してください)
- ☑ マイナンバーカード、運転免許証など申請者本人の確認ができる書類の写し(コピー)
- ☑ 代理人の場合は委任状

※メールまたはファクスでの申請は受け付けていません。

| 税務証明の発行、閲覧の手数料

種類	手数料	
所得証明	1件 300円	
課税証明		
非課税証明		
納税証明		
完納証明		
車検用の軽自動車税の納税証明	無料	
法人の住所証明	1件 300円 (軽自動車用は無料)	
閲覧	1件 300円	
評価証明	1枚 300円	
公課証明	(1枚につき6物件記載)	
住宅用家屋証明	1件 1,300円	
閲覧	地籍図	1件 300円
	課税台帳	1件 300円 (1大字当たり510円)

税金

〈 広告 〉

税務・経営相談 会社設立
申告 相続 贈与
TKCコンピュータ会計
篠原会計事務所
匝瑳市八日市場イ2393-1
お気軽にお問い合わせください
☎0479(72)0575

法人・個人税務相談
たけ た わ ま さ み つ
武多和正光
税理士事務所
旭市鎌数9386-23
☎(0479) 60-4153



税務証明のコンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書が入っているマイナンバーカード(個人番号カード。4桁の暗証番号設定済みのもの)を利用して、全国のコンビニなどで税務証明が取得できません。

コンビニ交付で取得できる証明書

- 所得証明書
- 課税(非課税)証明書

※取得できる証明書は現年度のみです。

手数料

1件300円

利用できる時間帯

6時30分から23時まで(店舗の営業時間により異なります)

※臨時的なメンテナンス日などは利用できません。

市県民税

問い合わせ 本庁 税務課・市民税班 ☎73-0087

個人市県民税

納税義務者(納める人)

個人市県民税は、下表に該当する人で、前年中に所得のあった個人に課税されます。税額は「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」があります。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷のある人(貸家の場合は該当しません)	○	

市内に住所があるかどうか、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。

税率

均等割

市民税3,500円 県民税1,500円 計5,000円

※平成26年度から令和5年度までの間の臨時の措置です。

所得割

所得割は課税総所得金額^{*}の一律10%(市民税6%・県民税4%)を乗じた額です。

※課税所得金額=所得金額-所得控除額

納税の方法

個人市県民税の納税方法には、納税通知書によって納税者が直接納税する「普通徴収」と、給与支払者が毎月の給与から市県民税を天引きして納税する「特別徴収」の2種類があります。

納付月

普通徴収(特別徴収以外)

6月、8月、10月、翌年1月の年4回

特別徴収(勤務先の給与から徴収)

6月から翌年5月まで年12回

市県民税が課税されない人

均等割と所得割のいずれも課税されない人

- 生活保護法により生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦に該当し、前年中の所得が135万円以下の人

均等割が課税されない人

前年中の所得が、次の算式で計算した金額以下の人
28万円×(同一年計配偶者および扶養親族の数+1)
+26万8,000円

※同一年計配偶者および扶養親族がいない場合は38万円

所得割が課税されない人

前年中の所得が、次の算式で計算した金額以下の人
35万円×(同一年計配偶者および扶養親族の数+1)
+42万円

※同一年計配偶者および扶養親族がいない場合は45万円



特別徴収をしている事業主へのお願い

特別徴収している従業員が退職したときは、必ず「異動届」を提出してください。退職後の未徴収額は、一括徴収していただくか、または普通徴収として納付書を本人に送付します。

また、中途就職などにより新たに特別徴収を開始する従業員がいる場合は、本人から預かった普通徴収の納付書の写しを添えて、「特別徴収切替届出書」を提出してください。

事業所の所在地や名称の変更があった場合、速やかに変更届を提出してください。

給与支払報告書の提出

前年中に給与(パート・アルバイト・専従者を含む)・賃金などを支払った人は、受給者ごとに「給与支払報告書」を作成し、「給与支払報告書(総括表)」とともに、その受給者の1月1日現在の住所地の市区町村に1月末日までに提出する必要があります。

提出先

- 市内の人のもの…税務課
- 市外の人のもの…それぞれの市区町村の住民税担当課

市県民税の申告

申告が必要な人

- その年の1月1日現在で、市内に居住し、前年中(1月1日から12月31日まで)に所得のあった人
- 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が匝瑳市に提出されていない人
- 給与以外に所得のあった人

申告書の提出が不要な人

- 前年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書が提出されている人(収入が給与所得のみの場合)

所得がない人の申告

高齢や無職などで所得がない場合も、国民健康保険税の軽減適用、扶養控除の確認、各種証明書発行の資料となるため、市県民税の申告書にその理由を記入して提出してください。

提出先 税務課

法人市民税

納税義務者

納税義務者	納める税額
市内に事務所または事業所を有する法人	均等割額と法人税割額の合算額
市内に寮などのみを有する法人	均等割額
市内に事務所、事業所または寮などを有する、法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるもの(収益事業を行うものを除く)	均等割額

税率

均等割

均等割額は、次の区分による税率(年額)になります。

資本金等の額	市内の従業員数の合計数	税率(年額)
50億円超の法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超～50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超～10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1000万円超～1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1000万円以下の法人	50人超	12万円
上記以外の法人など		5万円

※資本金等の金額は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金などの額

※資本金等の金額と市内の従業員数の合計数は、事業年度の末日で判定します。

法人税割

法人税割は、国(税務署)に申告した法人税額を基に、次の区分による税率を乗じて計算します。

法人の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
資本金の額または出資金の額が5億円超	12.1%	8.4%
資本金の額または出資金の額が1億円超5億円以下	10.9%	7.2%
資本金の額または出資金の額が1億円以下	9.7%	6.0%

申告と納付

法人市民税は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告書を市役所に提出するとともに、法人税割と均等割の合計額を納付することになります。

固定資産税

問い合わせ 本庁 税務課・資産税班 ☎73-0087

固定資産税の仕組み

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される市の税金です。

納税義務者(固定資産税を納める人)

固定資産税の納税義務者は、次の通りです。

- 土地:土地登記簿または土地補充課税台帳^{*}に所有者として登記または登録されている人
- 家屋:建物登記簿または家屋補充課税台帳^{*}に所有者として登記または登録されている人
- 償却資産:償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

^{*}土地または建物登記簿に登記されていない土地・家屋で、固定資産税を課税できるものについて必要事項を登録した台帳です。

共有名義で所有している場合

固定資産を複数の人で共有している場合は、共有者全員が納税義務者となります。固定資産課税台帳には「○○ほか○名」として登録し、納税通知書は代表者へ送付します。

納税義務者が亡くなった場合

固定資産の所有者が亡くなった場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。法務局で相続登記が完了するまでは、法定相続人から相続人代表者を指定する必要があります。

税務課から「相続人代表者指定(変更)届出書」を相続人に当たる人に送付しますので、記入して提出してください。相続人代表者が納税義務者となります。

なお、市外の納税義務者が亡くなった場合は、お手数でも税務課へ連絡してください。

口座振替で納税されていた場合には、口座振替の変更手続きをしてください。

納税管理人の設定

納税義務者が市外に居住または市外に転出するために納税に不便が生じる場合、納税義務者に代わって固定資産税の手続きを行うことができる「納税管理人制度」があります。

納税管理人を設定する場合や取り消す場合は、「納税管理人(設定・取消)申告書」を提出してください。納税通知書を納税管理人に送付します。

固定資産税額の算定

固定資産税は次の手順で税額が決定されます。

- 1 固定資産を評価し、その価格を決定。その価格を基に課税標準額を算定。
- 2 課税標準額に税率(1.4%)を乗じた額が税額となります。

^{*}毎年5月に、税額などを記載した納税通知書(課税明細書を含む)を納税義務者宛てに通知します。

固定資産の価格

土地・家屋は、原則、基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、1月1日(賦課期日)現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。この価格は3年間据え置かれます。

なお、基準年度以外において土地の地目変更や家屋の増改築などが生じた場合には、新たに評価を行い、価格を決定します。

また、宅地および宅地比準土地^{*}について、地価が前年度に比べて著しく下落し、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。

^{*}宅地評価に基づき価格を決定する土地で、資材置場、駐車場、私道などに利用されている土地が該当します。

固定資産税の免税点

市内に同一名義人で所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

- 土地:30万円 ●家屋:20万円 ●償却資産:150万円

納税の仕組み

固定資産税は、毎年5月中旬、納税通知書によって税額が通知され、年4回に分けて納税します。

土地・家屋価格等の縦覧帳簿の縦覧

納税義務者が自己の所有する土地・家屋の価格について、市内の他の土地・家屋の価格と比較し、評価が適正かどうかを判断できる制度です。縦覧は無料です。

縦覧期間

毎年4月1日から第1期の納期(原則5月31日)までの間

縦覧できる人、縦覧できる帳簿

- 土地所有に係わる納税義務者…「土地価格等縦覧帳簿」
- 家屋所有に係わる納税義務者…「家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧の場所

税務課

縦覧帳簿の記載内容

- 土地価格等縦覧帳簿:所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋価格等縦覧帳簿:所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

縦覧の際は、納税通知書や運転免許証など、本人であることを確認できるものを持参してください。委任を受けた人はさらに委任状が必要です。

課税台帳の閲覧

納税義務者が自己の固定資産の課税内容を閲覧できる制度です。借地人・借家人なども、課税内容を明らかにするため閲覧できますが、有する権利により閲覧範囲は異なります。

閲覧の際は、閲覧する権利を証明できる書類(賃貸借契約書など)と本人であることを確認できるものを持参してください。委任を受けた人はさらに委任状が必要です。

土地に対する課税

評価の仕組み

国が定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価し、価格(評価額)を決定します。

地目

宅地、田・畑(農地)、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいいます。

登記簿上の地目にかかわらず、毎年1月1日(賦課期日)現在の現況地目により判断します。

地積

原則、土地登記簿に登録されている地積によります。

地目別の評価方法

宅地

宅地の評価方法は、「市街地宅地評価法」(国道、旧国道および住宅密集地域)と、「その他の宅地評価法」(それ以外の地域)の二つに区分されます。

市街地宅地評価法(路線価方式)

- 1 用途地区ごとに、状況類似地域を区分します。
- 2 区分ごとに主となる街路を選び、それに隣接する標準宅地^{※1}を選びます。
- 3 不動産鑑定士などにより鑑定した標準的な価格から適正な時価(鑑定した価格の7割を目途)を決めます。
- 4 すべての街路に対し、路線価^{※2}を付設します。
- 5 隣接する路線価に基づき、土地の形状などによる補正をして各筆(画地)の評点数を付設し、評価額を算出します。

※1 状況類似地区ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

※2 市街地などにおいて道路に付けられた価格のことで、道路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。この路線価は、土地評価に対する理解と認識を深めるため公開されています。(公開先サイト:(一財)資産評価システム研究センター「全国地価マップ」 <https://www.chikamap.jp/>)

その他の宅地評価法(標準地比準方式)

- 1 状況の類似した地区(状況類似地区)を区分します。
- 2 状況類似地区ごとに、標準宅地を選びます。
- 3 不動産鑑定士などにより鑑定した標準的な価格から適正な時価(鑑定した価格の7割を目途)を決めます。
- 4 標準宅地に対し、評点数を付設します。
- 5 状況類似地区の標準宅地評点数に基づき、土地の形状などによる補正をして各筆(画地)の評点数を付設し、評価額を算出します。

農地(田・畑)、山林

原則、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格(売買実例価額を基に算定した売買価格を基礎とする)に比準して各筆を評価します。

原野、雑種地など

宅地、農地、山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額などに基づいて各筆を評価します。

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅やアパートなどの敷地として利用されている土地(住宅用地)については、その税負担を軽減する必要から、その面積によって「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けて特例措置が適用され、固定資産税が軽減されます。

住宅用地としては、建築された住宅の床面積の10倍までが認められます。

住宅用地の特例

小規模住宅用地	200㎡以下の住宅用地を小規模住宅用地といいますが(200㎡を超える場合は1戸当たり200㎡までの部分)。特例率は価格(評価額)の6分の1です。
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいますが。例:一戸建ての住宅用地で300㎡の場合、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。特例率は価格(評価額)の3分の1です。

家屋に対する課税

家屋とは、地方税法および不動産登記法における「建物認定の基準」に基づいて判断します。

建物認定の基準

- 地方税法第341条第3号:住家、店舗、工場(発電所および変電所を含む)、倉庫その他の建物をいいます。
- 不動産登記規則第111条:屋根および周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

認定要件

- 基礎などで土地に定着している(土地定着性)
- 屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのげ、これによって使用目的を達成する空間を有している(外気遮断性)
- 居住、作業、貯蔵などの用途に供し得る状態にあるもの(用途性)

評価の仕組み

国が定めた固定資産評価基準に基づき、再建築評価額を基準とした方法で行われます。

この方法は、評価する家屋と同様の家屋を新築した場合に必要なとされる建築費(再建築価格)を基礎に、新築時からの経過年数に応じた減価率(経年減点補正率)を乗じて価格(評価額)を求めます。

新築家屋の評価

- 1 完成家屋の調査
完成した家屋について、屋根や外壁、各部屋の内装や間取り、仕上げ状態を現地調査します。
- 2 再建築価格の算出
固定資産評価基準に定められた標準評点数(1㎡当たり単価)を基準として、再建築費評点数を算出します。
- 3 経年減点補正
建築後の経過年数によって生じる損耗の状況による減価などの補正を行います。
- 4 評価額の算出
再建築価格×経年減点補正率×評点1点当たりの価格
評点1点当たりの価格(令和3年度評価基準)
木造0.99円 非木造1.10円
- 5 税額の算出
原則として価格(評価額)が課税標準となります。なお、新築家屋は、建築した翌年度から課税されます。
税額=価格(課税標準額)×税率(1.4%)

新築以外の家屋の評価

新築以外の家屋は、床面積などの変更(取り壊しや増改築)がない限り、評価額が3年間据え置かれます。そして、3年ごとの評価替えで見直しを行います。

算出方法

3年前の評価額から新たに求めた再建築価格に、新築時からの経過年数に応じた減価補正率(経年減点補正率)を乗じて、見直し後の評価額を算出します。

すでに耐用年数を経過した家屋については20%の残存価値があるとされ、一律0.2の経年減点補正率が適用されます。

見直し後の評価額=再建築価格×経年減点補正率

※取り壊した家屋が登記されている場合は必ず法務局で滅失登記をしてください。

新築住宅に対する軽減措置

新築住宅については、新築後一定期間の固定資産税が2分の1に減額されます。認定長期優良住宅の場合は2年の延長となります。

軽減措置の期間

- 一般住宅:3年
- 認定長期優良住宅:5年
- 3階建以上の中高層耐火住宅:5年(認定長期優良住宅:7年)

減額要件と内容

対象家屋	<ul style="list-style-type: none"> ●専用住宅や併用住宅で、居住部分の割合が2分の1以上であること ●専用住宅は、床面積が50㎡~280㎡ ●一戸建て以外の貸家住宅は40㎡~280㎡ ●併用住宅は、居住部分の床面積が50㎡~280㎡
減額内容	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積が120㎡以下の場合、固定資産税額は2分の1 ●床面積が120㎡~280㎡の場合、120㎡分について固定資産税は2分の1 <p>※120㎡を超える部分は減額されません。</p>

税の減額に関する申告書

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

住宅の耐震化を促進するため、既存の住宅を耐震改修した場合の申告書です。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

住宅のバリアフリー改修工事を行った場合の減額申告書です。

省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

住宅の省エネ改修工事を行った場合の減額申告書です。

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

認定長期優良住宅を新築した場合の減額申告書です。

未登記家屋名義変更届

法務局に登録していない家屋に対して納税義務者を変更するためのものです。

相続による変更の場合には、「未登記家屋名義変更届(相続用)」を、売買・贈与などによる変更の場合には、「未登記家屋名義変更届(売買・贈与・その他用)」を提出してください。

家屋滅失の申立

家屋または家屋の一部を取り壊した場合には、必ず税務課へご連絡ください。翌年からの該当家屋の固定資産税は課税されません。

償却資産に対する課税

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人や、駐車場や物品などを貸し付けている人が、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などのことをいいます。

課税対象となる償却資産の具体例

構築物	門扉、鉄塔、煙突、広告塔、井戸、給水タンク、構内舗装、給排水設備などの建物付属設備など
機械、装置	太陽光発電設備、工作機械、土木用機械、製造加工機械、ポンプ、動力配線設備、食品製造加工設備など
船舶	釣船、漁船、ボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両、運搬具	構内運搬車、貨車、客車など ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く。
工具・器具および備品	測定工具、切削工具、事務机・椅子、ロッカー、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、パソコン、複写機、金庫、医療機器など

評価額の求め方

評価額は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して求めます。この評価額が課税標準額となります。

前年中に取得した資産

$$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率}^* \div 2)$$

前年前に取得した資産

$$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※減価率とは原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて定められている定率法の償却率のことです。

毎年この方法で算出して、評価額が取得価格の5%になるまで償却します。なお、耐用年数を経過してもその資産を事業用に使用している場合には、評価対象の資産となります。

償却資産の税額

$$\text{課税標準額} \times 1.4\% = \text{固定資産税額}$$

課税標準額が150万円に満たない場合は免税点未満のため課税されませんが、その場合でも申告は必要となります。

その他の税

問い合わせ 本庁 税務課・市民税班 ☎73-0087

軽自動車税(環境性能割)

軽自動車(新車・中古車を問わず)の取得時に、軽自動車の燃費性能などに応じて軽自動車税(環境性能割)が次の通り課税され、県が賦課徴収などを行います。

※令和元年10月から、自動車取得税が廃止され、新たに「軽自動車税(環境性能割)」が創設されました。軽自動車税(環境性能割)の制度詳細は、千葉県自動車税事務所(☎043-243-2721)へお問い合わせください。

課税標準	軽自動車の取得価格(免税点50万円)
税率	燃費基準値達成度に応じて、「非課税」、「1%」、「2%」の3段階

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日現在の所有者に年税額が課税されます。県税の自動車税種別割とは違い、月割課税はありません。

※「軽自動車税(環境性能割)」の創設に伴い、従来の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更となりました。(令和2年度から)

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税率

登録などの手続き窓口	軽自動車などの種類	税率(年額)	
税務課・市民税班 野栄総合支所	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円
		90cc以下のもの	2,000円
		125cc以下のもの	2,400円
		ミニカー	3,700円
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円	
関東運輸局 千葉運輸支局 千葉市美浜区新港198 (☎050-5540-2022)	二輪の軽自動車	二輪で250cc以下のもの	3,600円
	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

税金

四輪以上、三輪の軽自動車の税率

登録などの手続き機関	税率(年額)			
	登録年月日 車両区分	平成27年3月31日 までの登録	平成27年4月1日 以降の登録	初度検査から13年 経過(重課税率)
軽自動車検査協会 千葉事務所 千葉市美浜区新港223-8 (☎050-3816-3114)	三輪	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪貨物用(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪貨物用(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円

国民健康保険税

国民健康保険税(国保税)とは国民健康保険の加入者に対し課される税金です。納付された税金は、加入者の医療費などに充てられます。

※国民健康保険への加入、脱退の手続きについては、40ページをご確認ください。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、その世帯主が納税義務者になります。

例として、世帯主が社会保険または後期高齢者医療制度の保険加入者で、配偶者が国民健康保険に加入している場合なども、納税義務者は世帯主となります。

課税

国保税は、世帯の状況によって課税内容が異なります。税額は、世帯内の加入者の人数や合計所得などによって、その世帯の国保税額を算出します。

国保税の軽減制度

世帯の合計所得が、判定基準額以下の場合は、国保税の軽減制度が受けられます。国保税の軽減を受けるためには、確定申告などにより世帯全員の所得が判明していることが必要です。

市税などの減免について

問い合わせ 本庁 税務課 ☎73-0087

税目ごとに災害や生活困窮などの理由で一定の基準に該当する場合には、減免できる制度がありますので、納期限までに税務課へご相談ください。

税の減免に関する申請書

市県民税減免申請書

災害や生活困窮などにより市県民税の減免を受ける場合や、特定非営利活動法人などが法人市民税の減免を受ける場合の申請書です。

固定資産税減免申請書

災害や生活困窮などにより、固定資産税の減免を受ける場合の申請書です。

軽自動車税(種別割)減免申請書

公益車両や、障害者手帳の交付を受けている納税義務者にかかる車両などの軽自動車税(種別割)の減免を受ける場合の申請書です。

国民健康保険税減免申請書

災害や生活困窮などにより、国民健康保険税の減免を受ける場合の申請書です。

市税などの納付方法

問い合わせ 本庁 税務課納税推進室・収税班 ☎73-0087
野栄総合支所 ☎67-3111

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。窓口納付は、下記の金融機関の本店・各支店、コンビニで行ってください。

また、スマートフォンやパソコンを使って、キャッシュレス決済で納付することもできます。

窓口納付の場合

納付場所

匝瑳市指定金融機関

- 千葉銀行

匝瑳市収納代理金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)

- 千葉興業銀行
- 京葉銀行
- 銚子信用金庫
- 銚子商工信用組合
- ちばみどり農業協同組合^{※1}
- 関東各都県および山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局(簡易郵便局を除く)^{※2}

※1 ちばみどり農業協同組合の市内での納付窓口は、八日市場支店、豊和支店、吉田支店、野栄支店です。

※2 納期限を過ぎた納付書は利用できません。上記以外の日本国内からの納付は「振込取扱票」を送付しますので、ご連絡ください。

現金書留で納付する場合

宛て先

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市 税務課納税推進室・収税班
※納税通知書と現金を同封してください。

コンビニで納付する場合

市税などは市内外のコンビニで、営業時間内であればいつでも納付できます。

なお、納付書1件当たりの納付金額が30万円を超える場合やコンビニ収納用のバーコードの印刷がないまたは読み取れない場合、コンビニでの使用期限を過ぎた場合、納付金額を訂正した場合は取り扱いができません。

キャッシュレス決済で納付する場合

地方税お支払サイトやスマホ決済アプリを利用して納付ができます。

地方税お支払サイトでは、クレジットカード払いやインターネットバンキング、口座振替などを利用できます。

口座振替の場合

市税などの納付には口座振替の利用が便利です。

口座振替の手続きは、預貯金口座のある下記の金融機関または郵便局の窓口で行ってください。「口座振替依頼書」は、市内の下記金融機関、郵便局、税務課および野栄総合支所にあります。

取り扱い金融機関

- 千葉銀行
- 千葉興業銀行
- 京葉銀行
- 銚子信用金庫
- 銚子商工信用組合
- ちばみどり農業協同組合
- ゆうちょ銀行

※口座振替の申し込みは、納税義務者ごとに申請が必要です。

固定資産税については、個人名義と共有名義がある場合は、それぞれ申し込みが必要です。

申し込みに必要なもの

- 預貯金通帳(口座番号)
- 預貯金口座の届け出印鑑

※口座振替の申し込みは、納期のある月の2か月前までに行ってください。

※預貯金口座に残高不足が生じると振り替えができません。この場合は、税務課、野栄総合支所で発行している納付書または翌月に発送する「納付書付督促状」で窓口納付してください。納期限を過ぎると延滞金が増加されるためご注意ください。



健康

子どもの健康

問い合わせ 健康管理課・健康管理班 ☎73-1200

母子健康手帳の交付、母と子の健診

「母子健康手帳」は、妊娠中のお母さんの健診結果や子どもの健診結果・予防接種の記録などが記入できる手帳です。

妊娠したら子育て世代包括支援センター「なないろ」（保健センター内）に申請し、母子健康手帳などの交付を受けてください。その際、母と子のための各種サービスの案内をします。

「子育て支援アプリ」をご利用ください。

市の子育て支援情報などの提供、公共施設のマップ情報など子育てに役立つ情報が一つにまとまったアプリを配信しています。
※一部非対応の端末があります。



iOS版



Android版

母と子の健診

健診名	対象	内容
妊婦一般健康診査	妊婦	母子健康手帳別冊に入っている受診票を使用して、妊娠中に14回、医療機関、助産院（所）で健診を受けることができます。
乳児一般健康診査	生後9～11か月児	母子健康手帳別冊に入っている受診票を使用して、左記の月齢時に健診を受けることができます。

- 受診票に記載されている健診項目以外の検査を行うと自費になります。
- この受診票は、原則として千葉県内の医療機関でのみ使用可能です。
- 匝瑳市から転出した場合は、転出先の市区町村の受診票に、また、匝瑳市へ転入した場合は、匝瑳市の受診票に交換する必要があります。

妊婦歯科健診	妊婦	妊婦歯科健診受診券を使用して、妊娠中に1回、協力医療機関で歯科健診を受けることができます。
乳児健診	3～5か月児 ※個人通知あり	身体計測、医師診察など、乳児の発達・健康を確認する場とし、育児・離乳食相談などを実施しています。
1歳6か月児健診	1歳6～7か月児 ※個人通知あり	身体計測、内科・口腔内疾患の有無、言葉・歩行など身体発育、精神発達を確認する場とし、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する相談を実施しています。
2歳児歯科健診	2歳5か月児 ※個人通知あり	身体計測、口腔内疾患の有無を確認し、虫歯の予防、幼児の栄養に関する相談を実施しています。
3歳児歯科健診	3歳1か月児 ※個人通知あり	身体計測、口腔内疾患の有無を確認し、虫歯の予防、幼児の栄養に関する相談を実施しています。
3歳児一般健診	3歳6か月児 ※個人通知あり	身体計測、尿検査、内科的疾患の有無、言葉・視力・聴力検査など身体発育、運動発達、精神発達を確認する場とし、心理発達相談、ことばの相談、その他育児に関する相談を実施しています。

子ども医療費の助成

問い合わせ 健康管理課・健康管理班 ☎73-1200 野栄総合支所 ☎67-3111

お子さんが医療機関・保険調剤薬局・接骨院などで診察を受けたときの医療費の一部負担金を、保険診療の範囲内で助成します。

対象となる人

匝瑳市の住民基本台帳に登録され、健康保険に加入している0歳児から高校生世代までのお子さん

助成の内容

対象児童	助成対象医療費	助成方法	自己負担金	所得制限
0歳児～高校生世代	入院・通院・調剤	● 受給券提示による現物給付 ● 高校生世代は償還払い	なし	なし

※薬ビン代、差額室料、健康診査、予防接種などは健康保険が適用されないため、助成の対象になりません。

※日本スポーツ振興センター災害共済給付金が支給される場合は、助成の対象になりません。

※医療費に対する各健康保険組合から給付されるものや他の医療費助成があるときは、その額を差し引いた額が助成の対象となります。

※令和5年8月から高校生世代も受給券対応予定です。

▶ 受給資格登録の申請・利用方法

申請方法

出生や転入の届け出の際に対象となる子どもの保護者が、申請手続きを行います。

出生日または転入日から1か月以内に申請しなかった場合、申請された日からの助成該当となりますのでご注意ください。

申請に必要なもの

- ☑ 子ども医療費助成受給資格登録申請書
- ☑ 保護者のマイナンバー確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている場合:マイナンバーカード
マイナンバーカードを持っていない場合:マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
- ☑ 保護者の本人確認書類
運転免許証・パスポートなどの顔写真付きの身分証明書(顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険被保険者証など二つ以上の書類)
- ☑ お子さんの健康保険被保険者証(被保険者証がすぐに発行されないときは、加入予定の保護者の健康保険被保険者証)

利用方法

0歳児～中学校3年生の県内受診(「子ども医療費助成受給券」を提示)

千葉県内の医療機関(保険調剤・接骨院など)での一部負担金の支払いはありません。

後日、医療機関からの請求に基づき、市から当該保険医療機関へ支払います。

高校生世代と0歳児～中学校3年生の県外受診(償還払い)

高校生世代は「子ども医療費助成受給券」はありません。医療機関で一部負担金を支払い、後日領収書などを持参して償還払い(払い戻し)の申請をしてください。

0歳児～中学校3年生の千葉県外医療機関の受診や受給券を忘れて受診した場合も、同様の手続きが必要です。

※子ども医療費助成受給資格登録の申請手続きを行わないと償還払い(払い戻し)の助成が受けられません。

※令和5年8月から高校生世代も受給券対応予定です。

償還払い(払い戻し)申請に必要な書類

- ☑ 子ども医療費助成金交付申請書
- ☑ 子ども医療費助成受給券(0歳児～中学校3年生)
- ☑ お子さんの健康保険被保険者証
- ☑ 医療費の領収書
※領収書が無い場合は、医療機関で「医療費計算書」に記入してもらい、提出してください。
- ☑ 保護者の預金通帳など
※医療費の支払日翌日から2年を過ぎると、申請しても助成の対象とはなりません。
- ※助成金交付申請書、医療費計算書は健康管理課、野栄総合支所にあります。

申請窓口

健康管理課または野栄総合支所

健康相談・教室

親と子の健康づくりのために次の事業を行っています。

事業名	対象	内容
両親学級	妊婦とそのパートナー	妊婦さんが健康で安心して過ごし、両親が安心して育児を始めるための教室です。沐浴実習やお父さんの妊婦体験などを行います。
新生児訪問	新生児(生後1か月以内)と母	市内に滞在している、生後1か月までの赤ちゃんとお母さんの家庭に助産師・保健師が訪問します。赤ちゃんの体重測定や育児についての相談に応じます。
産後ケア	産後4か月未満の産婦とその乳児	産後に家族などからの十分な家事や育児などの援助が受けられない、育児に不安があるなどで支援が必要なお母さんのための事業です。助産師などからお母さんの心身のケア、授乳や育児の相談が受けられます。医療機関や助産院に宿泊または通うタイプがあります。 ※要申請。
こんにちは赤ちゃん訪問	生後2～3か月児	保健師が家庭に訪問し、子育てに関する情報を提供します。
すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)	1歳児	虫歯予防の話を中心に、栄養や育児など、子育ての相談に応じます。
乳幼児健康相談	就学前の子	育児についての総合的な相談窓口です。身体計測、育児・栄養・歯科相談などを行います。子どもの発達についてのちょっとした心配も、気軽に相談できます。
発達相談(予約制)	就学前の子	心理発達相談員による子どもの発達や育児についてのより専門的な相談です。1時間程度の個別相談で発達の評価やアドバイスを行います。
ことばの相談(予約制)	就学前の子	言語聴覚士による発音や吃音など、言葉についての専門的な相談です。個別の相談で、言葉の状態の評価やアドバイスを行います。
離乳食教室	生後5か月からの乳児の保護者	離乳食を実際に作り月齢に応じた量や固さについて学びます。 ●募集方法:健診時・広報紙 ●参加費 無料
わんぱくクッキング(幼児食育教室)	2歳以上の幼児と保護者	子ども用の包丁を使って、料理やおやつを作ります。 ●募集方法:健診時・広報紙 ●参加費:1人100円

※詳細は、健康管理課までお問い合わせください。

予防接種など

問い合わせ 健康管理課・健康管理班 ☎73-1200

予防接種

予防接種の目的は、さまざまな感染症を予防することです。特に、赤ちゃんは生後3～6か月くらいを過ぎると、妊娠中のお母さんからももらった抵抗力(免疫)が自然に失われていきます。このため、赤ちゃんが自分で免疫を作って、病気を予防できるようにしなければなりません。そこで役立つのが予防接種です。

▶ 予防接種の種類

定期接種

定期接種は、対象者に対し国が責任を持って勧めるもので、接種費用は公費で負担されます。

また、予防接種を受けたことにより健康被害が起きた場合には、予防接種法に基づく救済制度があります。

- ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ (DPT-IPV、DT)、不活化ポリオ (IPV)、麻しん(はしか)風しん(三日はしか)結核 (BCG)、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、ロタウイルス水痘(みずぼうそう)、B型肝炎、高齢者インフルエンザ(65歳以上)、高齢者肺炎球菌

任意接種

任意接種は、希望者が各自で医療機関で受けます。接種費用は全額自己負担ですが、料金は医療機関ごとに異なるため、直接医療機関へお問い合わせください。

また、予防接種を受けたことにより健康被害が起きた場合には、医薬品副作用被害救済制度があります。

- おたふくかぜ、A型肝炎、インフルエンザ(65歳未満)、狂犬病など
- ※定期予防接種の対象年齢内に受けられなかった場合も任意接種となります。

▶ 定期予防接種

個別接種(協力医療機関で実施。予約制)

種類		対象年齢	回数	間隔・その他	
ロタウイルス	1価	生後6週～24週未満	2回	4週間間隔で接種	
	5価	生後6週～32週未満	3回	どちらかを接種	
B型肝炎ワクチン		生後12か月未満	3回	2回目:27日以上の間隔を置いて接種 3回目:1回目の接種から139日(20週)以上の間隔を置いて接種	
ヒブワクチン		生後2か月～5歳	開始が生後2か月～7か月未満の場合	初回3回 追加1回	初回:27日～56日の間隔を置いて接種 追加:初回終了後から7か月～13か月の間に1回接種
			開始が生後7か月～12か月未満の場合	初回2回 追加1回	
		開始が1歳～5歳未満の場合	1回	—	
小児用肺炎球菌ワクチン		生後2か月～5歳	開始が生後2か月～7か月未満の場合	初回3回 追加1回	初回:27日以上の間隔を置いて接種 追加:生後12か月以降に初回終了から60日以上の間隔を置いて接種
			開始が生後7か月～12か月未満の場合	初回2回 追加1回	
		開始が生後12か月～24か月未満の場合	2回	60日以上間隔を置いて接種	
		開始が2歳～5歳未満の場合	1回	—	
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	4種混合(DPT-IPV)	生後2か月～7歳6か月未満	1期初回3回	初回:20日以上の間隔を置いて3回接種 追加:初回3回終了後1年後に接種	
			1期追加1回		
	不活化ポリオ(IPV)		初回3回	初回:20日以上の間隔を置いて接種	
			追加1回	追加:初回接種後12か月～18か月後	
ジフテリア 破傷風	2種混合(DT)	11歳～13歳未満	1回	—	

種類		対象年齢	回数	間隔・その他
BCG		生後12か月未満	1回	結核予防
麻しん 風しん	1期	12か月～24か月未満	1回	どちらかの疾患にかかった場合は、単抗原ワクチンでの接種が可能だが、特に希望する場合以外はMRワクチンを接種
	2期	小学校就学前の1年間	1回	
水痘(みずぼうそう)		生後12か月～36か月未満	2回	2回目接種は3か月以上の間隔を置く(標準として6か月から1年以内に接種)
日本脳炎 ^(※1)		1期:生後6か月～生後90か月未満(標準として3歳から接種)	1期初回2回	6日～28日の間隔を置いて接種
		2期:9歳～13歳未満	1期追加1回	初回接種終了後おおむね1年の間隔を置く
子宮頸がん 予防ワクチン	サーバリックス [®] (2価)	小学校6年生～高校1年生相当の女子 ※平成9年4月2日～20年4月1日生まれの女性は、令和7年3月まで定期接種として接種可。	3回	2回目:1回目の接種から1か月
	ガーダシル [®] (4価)			3回目:1回目の接種から5か月かつ2回目の接種から2か月半
	シルガード [®] (9価)			2回目:1回目の接種から1か月
			2回	3回目:1回目の接種から3か月
			1回	1回目:15歳の誕生日前日までに接種 2回目:1回目の接種から6か月
高齢者インフルエンザ		<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上 ●60歳～65歳未満であって、心臓腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がい^を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい^を有する人(身体障害者手帳1級程度) 	1回	毎年10月1日～12月31日の期間、市で1,000円の助成
高齢者肺炎球菌 予防ワクチン		65歳 ※令和5年度までは、経過措置として当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人も定期接種として接種可。	1回	3,000円助成。1度も接種したことがないこと

※1 日本脳炎ワクチンは、平成19年4月1日生まれまでの人は、特例措置として満20歳になるまで、接種していない分の接種が受けられます。

▶ 予防接種を受けるときの注意

- 37.5度以上の発熱がある場合は、お子さんが元気でも予防接種はできません。
- 市が発行する説明文などをよく読み、予防接種の種類、接種間隔、予防接種の効果と副反応についてご理解ください。
- 接種の際は母子健康手帳と予診票を持参してください。
- 当日は、保護者が同伴してください。
- 接種後、副反応が起こっていないか様子を見る時間(30分)が必要です。時間の余裕を持って接種を受けるようにしましょう。
- かかりつけ医が、居住する市区町村以外にいる場合や、やむを得ない事情により居住する市区町村で予防接種を受けることができなかった場合は、千葉県内であれば居住する市町村以外でも、定期予防接種を受けることができます。
- 長期療養を必要とする疾患に罹患し、定期予防接種を受けられない人に対する特例もあります。健康管理課まで相談してください。

▶ 任意接種

種類	接種年齢	接種回数	備考
インフルエンザ	生後6か月以上65歳未満	13歳未満 2回 13歳以上 1回	2回目は、4週間間隔で接種
おたふくかぜ	1歳以上	2回(奨励)	集団生活に入る前の接種を勧奨

〈広告〉



居宅介護支援センター
訪問看護ステーション
訪問介護ステーション

「輝(かがやき)」

私たちは皆さまに愛される
地域に密着した
看護・介護を
めざしております。

【通常営業時間】 9:00～17:00
患者さま・利用者さまの急変等には
24時間対応致します。

旭市二1834-1
TEL:0479-74-3747
FAX:0479-74-3583
<https://www.kagayakicare.com>

定期予防接種協力医療機関

※令和5年度の協力医療機関です。変更する場合がありますので、希望する医療機関で確認してください。

医療機関名	種類															
	ロタ	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	BCG	4種混合 DPT-IPV	2種混合 DT	不活化ポリオ IPV	日本脳炎	麻しん風しん 混合 MR	水痘	子宮頸がん予防 2価	子宮頸がん予防 4価	子宮頸がん予防 9価	高齢者 インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
1 熱田整形外科 八日市場ハ791番地27 ☎72-1110															○	
2 石井医院 八日市場ハ574番地2 ☎73-2150															○	○
3 伊藤医院 八日市場ホ3239番地 ☎72-0261															○	○
4 小川内科 八日市場イ2783番地 ☎73-2658															○	○
5 かしわくま内科クリニック 高野160番地8 ☎79-6800															○	○
6 かわて医院 横須賀2815番地2 ☎72-3091(予防接種専用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
7 九十九里ホーム病院 飯倉21番地 ☎72-1131															○	○
8 越川医院 横芝光町宮川2380番地1 ☎84-0103							○					○	○		○	○
9 佐藤クリニック 八日市場イ2735番地4 ☎73-5567	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
10 さとう整形外科 八日市場イ49番地2 ☎73-2891															○	
11 椎名医院 八日市場イ2943番地 ☎72-0032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 城之内医院 東小笹86番地 ☎72-4511	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○
13 鈴木医院 椿706番地 ☎72-0012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
14 匝瑳市民病院 八日市場イ1304番地 ☎72-1525															○	○
15 東葉クリニック八日市場 ^(※1) 八日市場イ16番地1 ☎73-3311															○	○
16 東陽病院 横芝光町宮川12100番地 ☎84-1335													○		○	○
17 檜垣内科循環器科医院 八日市場イ56番地3 ☎73-2552															○	○
18 福島医院 八日市場イ202番地1 ☎72-0175	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○
19 藤田病院 八日市場ホ3292番地 ☎72-0308															○	○
20 増田産婦人科 八日市場イ2837番地 ☎73-1100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 守医院 椿1268番地 ☎73-5511	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

※1 東葉クリニック八日市場は透析通院中の人のみ受け入れ。

健康診査・検診

問い合わせ 健康管理課・健康管理班 ☎73-1200 野栄総合支所 ☎67-3111

がん検診の申し込み

がん検診は登録制です。次のいずれかの方法でお申し込みください。なお、3年間検診を受診しないと登録が消えて問診票が送付されませんので、再度お申し込みください。

1. 申込用紙による申し込み

健康管理課窓口で申込用紙を記入してください。

2. 電話での申し込み

健康管理課(☎73-1200)までお電話ください。

3. インターネットでの申し込み

「申し込みフォーム」からお申し込みください。



※次の項目に該当する人は、健康管理課から問診票を送付します。

- 申し込みをして登録されている人
- 過去3年間のうちに、市のがん検診を受けたことのある人

各種検診・検査の内容

検診種類	検査項目	対象者	受診方法	費用
胃がん検診	胃部エックス線検査 ※バリウムを飲む検査のため、バリウムによるアレルギーのある人は受けられません。	市内に住所を有する40歳以上の人 ※胃の病気で通院中の人、胃がん検診の結果経過観察中の人、妊婦などは対象外。	集団検診 登録のある人に問診票を各検診日程の3週間前までに送付(肺がん検診・前立腺がん・肝炎ウイルス検診と同時実施)。	900円 ※70歳以上の人・生活保護世帯の人は無料。
大腸がん検診	便潜血検査	市内に住所を有する40歳以上の人 ※大腸の病気で通院中の人、大腸がん検診の結果経過観察中の人対象外。	集団検診 登録のある人に問診票を各検診日程の3週間前までに送付。便の入った検体を回収。	500円 ※70歳以上の人・生活保護世帯の人は無料。
肺がん検診	胸部レントゲン検査 喀痰細胞診検査	市内に住所を有する40歳以上の人 ※肺の病気で通院中の人、定期的に検査をしている人は対象外。	集団検診 登録のある人に問診票を各検診日程の3週間前までに送付(胃がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診と同時実施)。	胸部レントゲン検査:無料 喀痰細胞診検査:検体提出時に700円 ※70歳以上の人・生活保護世帯の人は無料。
乳がん検診	39歳以下:超音波検査 40~49歳:超音波検査とマンモグラフィ検査を隔年実施 50歳以上:マンモグラフィ検査	市内に住所を有する30歳以上の女性 ※乳がん手術を受けた人や、現在治療中の人、豊胸手術をしている人などは対象外。	個別検診/集団検診 登録のある人に問診票を各検診日程の3週間前までに送付。	300円 ※70歳以上の人・生活保護世帯の人は無料。
子宮がん検診	個別検診:子宮頸部細胞診、子宮体部細胞診(不正性器出血などの症状があった人) 集団検診:子宮頸部細胞診	市内に住所を有する20歳以上の女性 ※子宮全摘出手術を受けた人、治療中の人、子宮がん検診の結果経過観察中の人対象外。	個別検診/集団検診 登録のある人に問診票を各検診日程の3週間前までに送付。	個別検診:頸部1,000円、 頸部・体部1,500円 集団検診:頸部600円 ※70歳以上の人・生活保護世帯の人は無料。

検診種類	検査項目	対象者	受診方法	費用
前立腺がん検診	血液検査 PSA(前立腺特異抗原)検査	市内に住所を有する50歳以上の男性 ※前立腺がん手術を受けた人や、現在治療中の人は対象外。	集団検診 登録のある人に問診票を各検診日程の3週間前までに送付(胃がん・肺がん検診・肝炎ウイルス検診と同時実施)。	300円 ※70歳以上の人・生活保護世帯の人は無料。
肝炎ウイルス検診	血液検査 C型肝炎ウイルス検査 B型肝炎ウイルス検査	市内に住所を有する40歳以上の人で、今まで肝炎ウイルス検査を受けていない人 ※現在治療中の人は対象外。	集団検診 40、45、50、55、60、65、70歳になる人で、市の肝炎ウイルス検査を受けたことのない人、過去3年間に市の胃がん検診または肺がん検診を受けたことがある人に問診票を各検診日程の3週間までに送付(胃がん・前立腺がん・肺がん検診と同時実施)。	無料
骨粗しょう症予防検診	骨密度検査(手首のレントゲン撮影) 栄養相談	市内に住所を有する女性で40、45、50、55、60、65、70歳の人	集団検診 対象者に問診票を各検診日程の3週間までに送付。	500円 ※70歳の人・生活保護世帯の人は無料。
歯周病検診	虫歯・歯周病の診査、結果説明・指導	市内に住所を有する40、50、60、70歳の人 ※歯周疾患などで通院中の人は対象外。	個別検診 対象者に問診票を送付。歯周病検診実施医療機関にて受診。	無料



健康

国保特定健康診査・後期高齢者健康診査

市では、生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的に、千葉県国民健康保険加入匝瑳市適用者を対象とした「国保特定健康診査」と後期高齢者医療被保険者を対象とした「後期高齢者健康診査」を実施しています。

※協会けんぽや健康保険組合などの被保険者は、加入している医療保険者や勤務先へお問い合わせください。

対象者

国保特定健康診査

30歳～74歳の千葉県国民健康保険加入匝瑳市適用者

後期高齢者健康診査

市内に住所を有する千葉県後期高齢者医療被保険者(千葉県後期高齢者医療広域連合から市が委託を受け健康診査を実施)

※国保特定健康診査と同時実施

検査内容(基本的な内容)

国保特定健康診査

問診、身体計測、血圧測定、理学的検査(医師診察)、脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、尿酸、血糖検査、尿検査

後期高齢者健康診査

問診、身体計測、血圧測定、理学的検査(医師診察)、脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、尿酸、血糖検査、尿検査

受診方法

「個別健診」または「集団健診」のいずれかで受診。受診資格のある人には、受診票などを送付します。

個別健診は協力医療機関(要予約)で、集団健診は指定の日時・場所で受診してください。

医療機関(医科)

地図番号	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
①	匠瑛市民病院	八日市場イ1304番地	☎72-1525	内、外、整、眼、耳、皮、泌、リハ、放
②	東葉クリニック八日市場	八日市場イ16番地1	☎73-3311	内、外、胃、人工
③	福島医院	八日市場イ202番地1	☎72-0175	内、小、リウ
④	椎の木台耳鼻咽喉科医院	八日市場イ2522番地	☎72-2332	耳
⑤	佐藤クリニック	八日市場イ2735番地4	☎73-5567	内、小
⑥	小川内科	八日市場イ2783番地	☎73-2658	内、循、小
⑦	増田産婦人科	八日市場イ2837番地	☎73-1100	産婦
⑧	椎名医院	八日市場イ2943番地	☎72-0032	内、小
⑨	眼科さとう医院	八日市場イ412番地14	☎79-1116	眼
⑩	さとう整形外科	八日市場イ49番地2	☎73-2891	整、リハ、外、リウ
⑪	檜垣内科循環器科医院	八日市場イ56番地3	☎73-2552	内、循、消、呼
⑫	アサヒ眼科クリニック	八日市場イ61番地6	☎72-1147	眼
⑬	石井医院	八日市場ハ574番地2	☎73-2150	内、泌
⑭	熱田整形外科	八日市場ハ791番地27	☎72-1110	整、リハ
⑮	伊藤医院	八日市場ホ3239番地	☎72-0261	脳、神経内、外、リハ、整
⑯	藤田病院	八日市場ホ3292番地	☎72-0308	精、心
⑰	九十九里ホーム病院	飯倉21番地	☎72-1131	内、呼、整、形、皮、泌、リハ
⑱	かしわくま内科クリニック	高野160番地8	☎79-6800	内、リウ、アレ
⑲	かわて医院	横須賀2815番地2	☎72-3000	小、内、リハ
⑳	城之内医院	東小笹86番地	☎72-4511	小、内、皮
㉑	守医院	椿1268番地	☎73-5511	外、整、内、小
㉒	鈴木医院	椿706番地	☎72-0012	産婦、内

※診療科目名称

内:内科 外:外科 整:整形外科 眼:眼科 皮:皮膚科 産婦:産婦人科 小:小児科
 リハ:リハビリテーション科 精:精神科 心:心療内科 耳:耳鼻咽喉科 呼:呼吸器科 消:消化器科
 泌:泌尿器科 循:循環器科 胃:胃腸科 放:放射線科 形:形成外科 人工:人工透析内科
 脳:脳神経外科 神経内:神経内科 アレ:アレルギー科 リウ:リウマチ科

医療機関(歯科)

地図番号	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
①	平野歯科医院	八日市場イ1978番地	☎73-0200	歯
②	格心堂歯科医院	八日市場イ217番地3	☎73-5582	歯、矯歯、小歯
③	井橋歯科医院	八日市場イ2489番地11	☎79-6480	歯、矯歯、小歯
④	さとう歯科	八日市場イ49番地1	☎85-5882	歯、矯歯、小歯、歯口
⑤	宇井歯科医院	八日市場ハ686番地	☎72-0701	歯
⑥	エイトピア歯科	飯倉283番地1	☎73-7447	歯、小歯
⑦	八日市場かど歯科医院	飯倉台19番地24	☎79-2418	歯、矯歯、小歯、歯口
⑧	いむら歯科クリニック	飯倉台5番地6	☎79-1555	歯、矯歯、小歯、歯口
⑨	小西歯科医院	飯塚920番地	☎74-0014	歯
⑩	渋谷歯科クリニック	飯高1667番地	☎74-1000	歯
⑪	小高歯科医院	上谷中1871番地1	☎73-5580	歯、矯歯、小歯、歯口
⑫	ひがた歯科医院	椿1267番地14	☎79-0241	歯、矯歯、小歯
⑬	城之内歯科医院	椿1268番地7	☎73-5505	歯、矯歯、小歯
⑭	のさか歯科医院	今泉6441番地1	☎67-1004	歯、小歯
⑮	アップル歯科医院	今泉6450番地	☎67-5363	歯、小歯

※診療科目名称

歯:歯科 矯歯:矯正歯科 小歯:小児歯科 歯口:歯科口腔外科

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2022 GeoTechnologies, Inc.



その他

問い合わせ 健康管理課・健康管理班 ☎73-1200
野栄総合支所 ☎67-3111

休日当番医

診療時間

8時30分～17時

休日診療問い合わせ

電話案内 ☎72-0119
匝瑳市横芝光町消防組合
受診の際は健康保険被保険者証を持参してください。



市ホームページで
月ごとに更新

こども急病電話相談

「子どもが急に体調を崩してしまった」「体調の変化が気になるが、相談できる人がいない」。そんなときに、看護師・小児科医が電話で相談に応じます。

相談日時

毎日・19時～翌6時

電話

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
☎局番なしの#8000
ダイヤル回線、#8000を利用できない場合は
☎043-242-9939
(緊急・重症の場合は、迷わず「119」へおかけください)



ちば救急医療ネット

成人健康相談

生活習慣病予防のための生活・運動・栄養・口腔衛生に関する相談を実施しています。

日程・会場

開催に合わせて広報紙、市ホームページなどでお知らせします。

家庭訪問

妊産婦や乳幼児、健康上不安のある人などの家庭に保健師・歯科衛生士などが訪問し、育児相談、健康相談などを行います。

匝瑳市保健推進員会

匝瑳市保健推進員会は、食生活改善推進員と母子保健推進員の両方の役目を併せ持つ組織です。

市が行う健康づくり事業や母子保健事業などが市内全体に推進されるよう、市民と行政のパイプ役として会員が互いに協力しながら活動をしています。

▶ 推進員になるには

各地区の区長や保健推進員などから推薦され、市が開催する「保健栄養教室」を受講し、市の保健事業や健康づくりに関する生活習慣の実践方法について学びます。修了者は市から委嘱を受け、保健推進員として活動します。

献血の推進

病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いしています。

献血方法は、大きく分けて3種類あります。血液中の特定の成分(血小板・血漿)だけを採取する「成分献血」と、血液の全ての成分を採取する「400ml献血」「200ml献血」です。

16歳～69歳の健康な人が対象です(65歳以上の献血については、献血される人の健康を考え、60歳～64歳の間に献血経験がある人に限ります)。

※詳しくは健康管理課までお問い合わせください。

AEDの貸し出し

市民が主催する行事など(営利を目的としない場合に限る)に対し、AED(自動体外式除細動器)の貸し出しを行います。

借り受けを希望する人は、健康管理課へ事前に申し込んでください。使用料は無料です。

AEDとは

心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)となった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。AEDは、心室細動による突然死から命を守るため、最も効果的といわれています。

医療従事者以外の一般の人でも使用が許可されており、操作方法を音声ガイドしてくれるため簡単に扱うことができます。また、電気ショックを与えるかどうかの判断は、AEDが心電図を自動解析して行います。





教育・保育・子育て支援

就学支援

問い合わせ 教育委員会 学校教育課・学務班 ☎73-0094

育英資金

経済的な理由で修学が困難な人(奨学生)に育英資金の貸し付けを行っています。

貸付条件

次の①～④をすべて満たす人が対象です。

- ① 匝瑳市に住所を有し、引き続き1年以上居住している人の子
- ② 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院に在学している人
- ③ 経済的理由によって修学が困難な人
- ④ 市税および国民健康保険税に未納がない世帯の人

貸付金額

- 高等学校 月額20,000円以内
- 高等専門学校 1～3年:月額20,000円以内
4・5年:月額30,000円以内
- 専修学校 高等課程:月額20,000円以内
専門課程:月額30,000円以内
- 大学 月額30,000円以内
- 大学院 月額30,000円以内

申請に必要な書類

- 育英資金貸付申請書
- 世帯全員の住民票の写し(本籍表示のもの)
- 在学証明書
- 前年の世帯全員の確定申告書の写しまたは源泉徴収票の写し
- 完納証明書(世帯全員の市税および国民健康保険税)
- 借入残高証明書(住宅・宅地・学資・教育のため借入残高のある人は、返済終了日を記載した証明書)

就学援助

経済的理由で、お子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費などの援助をしています。

対象は、市内に住所を有する保護者です。

※詳しくは、それぞれの学校または教育委員会学校教育課へご相談ください。

特別支援教育就学奨励費

市立の小・中学校の特別支援学級に通っているお子さんの就学に関して、保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費を交付しています。

※詳しくは、それぞれの学校または教育委員会学校教育課へご相談ください。

幼稚園・認定こども園紹介

幼稚園

市立八日市場幼稚園

所在地 八日市場イ2394番地

電話番号 ☎72-0442

保育対象 3歳～5歳児

保育時間 3歳…8時40分～15時
4歳…8時30分～15時
5歳…8時30分～15時

教育内容

目標

- 自分のことは自分でできる子ども
- 積極的に活動に取り組みががんばる子ども
- 友達と仲良く遊び、思いやりのある子ども

行事

遠足(春秋)、保育参観、親子で遊ぼう会、夏祭り、運動会、祖父母参観、野菜作りと収穫、誕生会、発表会、クリスマス会、避難訓練、親子給食、PTAバザー、お別れ会など

特色

- 預かり保育(15時～18時)
保護者の事情により延長保育(1回300円、月5,000円上限。おやつ代別途)ができます。
※2号認定を受けた場合は無償化の対象となります。
- 保育所、小・中学校、高校との交流教育
地域の学校などとの交流を積極的に取り入れ、人間形成の基礎を培っています。
- 保護者参加型の教育
お父さん・お母さん先生の日、親子ふれあい遊び、子育て相談、教育講演会などを設けています。
- 「ひよこクラブ」を開催
未就園児を対象に年間8回親子で体験入園ができます。
- 遊びながら学ぶ英語教室
外国人講師(ALT)による学習を行っています。



認定こども園

「認定こども園」とは、教育と保育を一体的に行う施設で、以下の機能を備えています。

- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
 - 地域における子育て支援を行う機能(地域における子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や、親子の集いの広場の提供などを行う機能)
- 市内には、九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園が設置されています。

▶ 九十九里ホーム飯倉駅前あかしあこども園

所在地 飯倉106番地1

電話番号 ☎ 85-5852

(<https://www.99-home.com/kodomo-akashia/>)

開園日

1号認定:月～金曜日(土曜日休園。希望に応じて預かり保育を行います)
2号認定・3号認定:月～土曜日

預かり保育

1号認定
月～金曜日:7時30分～9時
料金:30分100円(月額上限3,000円)
月～金曜日:15時～18時30分
料金:30分100円(月額上限7,000円)
2号・3号認定(保育短時間園児)
月～土曜日:7時30分～8時
料金:30分100円(月額上限3,000円)
月～土曜日:16時～18時30分
料金:30分100円(月額上限5,000円)

目指す子ども像

- のびのびと明るく健康な子ども
- だれとでも仲よくできる子ども
- 粘り強くがんばれる子ども

行事

親子遠足、保育参観、園外保育、夕涼み会、お泊り保育、運動会、芋掘り・焼き芋大会、お遊戯会、餅つき、マラソン大会、誕生会など

特色

- 英語:外国人の教師による英語遊びを取り入れています。
- 運動遊び:年齢にあったカリキュラムで、子どもたちの健康づくりを行っています。
- 習字:5歳児のみ習字を行っています。

その他

- 長期休暇中預かり保育(夏・冬春季の長期休暇中の預かり保育を実施)
- 地域子育て支援拠点事業(乳幼児とその保護者の相互交流場所を開設)

開設時間

毎週火・水・木曜日(祝日、年末年始除く)
10時～12時、13時～16時

行事

- 誕生日会(毎月)、避難訓練、クリスマス会
- 一時預かり保育(緊急、リフレッシュ、幼稚園型)
 - 放課後児童クラブ(小学校就学児童に対する遊びや生活の場を提供)

市立学校紹介

問い合わせ 教育委員会 学校教育課・総務班 ☎ 73-0094

学校名	所在地	電話番号
平和小学校	平木1819番地	☎ 72-0414
椿海小学校	椿973番地	☎ 72-2353
八日市場小学校	八日市場イ2311番地	☎ 72-1238
豊栄小学校	飯倉1847番地	☎ 72-0531
須賀小学校	高1956番地	☎ 72-0476
共興小学校	東小笹1160番地	☎ 72-4525
吉田小学校	吉田4020番地	☎ 72-0674
豊和小学校	大寺1492番地	☎ 74-0644
栄小学校	栢田823番地	☎ 67-2311
野田小学校	野手13034番地	☎ 67-2345
八日市場第一中学校	上谷中2270番地5	☎ 72-1185
八日市場第二中学校	八日市場イ1687番地	☎ 72-1375
野栄中学校	今泉5323番地3	☎ 67-2415

放課後児童クラブなど

問い合わせ 教育委員会 学校教育課・指導班 ☎ 73-0094

放課後児童クラブ

保護者が就労などにより家庭にいない児童に「放課後児童クラブ」を開設しています。

入所は定員以内であればいつでもできますが、申し込みが必要です。詳しくは、学校教育課・指導班までお問い合わせください。

※申し込みが定員を超えた場合は、待機していただくことがあります。

開設箇所

- 八日市場児童クラブ(八日市場小学校敷地内) ☎ 79-0181
- 豊栄第一、第二児童クラブ(豊栄小学校内) ☎ 73-6155
- 須賀児童クラブ(須賀小学校敷地内) ☎ 79-0543
- 共興児童クラブ(共興コミュニティセンター) ☎ 72-5021
- 平和児童クラブ(平和小学校内) ☎ 79-0557
- 椿海第一児童クラブ(椿海コミュニティセンター) ☎ 73-5941
- 椿海第二児童クラブ(椿海小学校内) ☎ 73-6727
- 野田児童クラブ(野田小学校内) ☎ 67-5654
- 栄第一、第二児童クラブ(栄小学校敷地内) ☎ 67-1021

放課後子ども教室

子どもたちに放課後の安全・安心な活動場所を提供し、さまざまな学びや体験活動を通して生きる力の向上を目指します。また、子どもたちが地域の人とかかわりながら、家庭や学校だけでは得られない体験の場の提供を目指すとともに地域の人間関係づくりの契機とします。

入所は定員以内であればいつでもできますが、申し込みが必要です。詳しくは、学校教育課・指導班までお問い合わせください。

開設箇所

- 八日市場教室(八日市場小学校内)
- 豊和教室(豊和小学校内)
- 吉田教室(吉田小学校内)

サタデースクール

匝瑳市サタデースクールは、学校週5日制の実施に伴う土曜日の有効活用および国語と算数の基礎学力の向上を目的として、匝瑳市内の小学校3年生から6年生で参加を希望する児童を対象に市内3か所の会場において実施しています。申し込みは、2月に学校を通じて家庭にお知らせしますが、随時受け付けていますので、学校教育課・指導班までお問い合わせください。

家庭教育・体験教室など

問い合わせ 教育委員会 生涯学習課・生涯学習室 ☎ 67-1266

家庭教育学級

家庭や子育てについての諸課題に対応できる親としての教育力を高め、併せて相互の交流や情報交換を図ります。現在、幼稚園、各小・中学校を単位として開設されており、活発な活動が展開されています。

活動の内容 家庭教育講演会、各種体験学習、親子遠足、子育て座談会、人権教育講座など

対象者 幼稚園、小・中学校に通う子どもの保護者

講座数 年間5回程度

子育て講座

就学時健康診断など、多くの保護者が参加するさまざまな機会を活用して子育て講座を開設し、子育てについての手掛かりや悩み相談など、家庭教育に関する知識を深めます。

子育て電話相談

子育てに関する悩みについて電話で相談に応じます。

専用電話 ☎ 80-9560

月・水・金曜日(祝日除く)9時~16時

青少年体験活動

子どもを中心とする地域の新たな教育的課題に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するため、放課後や週末などの子どもの活動支援や地域の教育力活性化に向けた取り組みを推進します。

活動の内容 自然観察会、夏休み親子で遊ぶ工作教室、人形劇

学校給食

問い合わせ 教育委員会 学校給食センター ☎ 70-2210

学校給食のねらい

教育基本法および学校給食法の理念に基づき、成長期にある児童および生徒に真心込めた安心・安全で栄養バランスの良い食事を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図りながら食の知識を身に付けられるよう取り組んでいます。

さらに学校給食を通して日常生活の正しい食事観や食の自立を身に付けられるように、児童および生徒の「豊かな心」の醸成に努めます。

給食費の第3子以降免除

18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子(小・中学生に限る)以降の給食費を全額免除しています。

対象者

市内に住所(住民票)があり、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童・生徒を3人以上養育し、第3子以降の小・中学生のいる保護者

手続き

4月にお子さんが在籍する市内小・中学校から配布される「給食費の免除に関する調書」に記入し、各学校へ直接提出してください。



子育て支援

問い合わせ 本庁 福祉課(福祉事務所)・子育て支援班・
子育て世代包括支援センター ☎73-0096
野栄総合支所 ☎67-3111

児童手当

中学校修了前の児童を養育している人に支給します。
手当ては申請した翌月分から支給されますので、お子さんが生まれたら、早めに手続きをしてください。

なお、出生日・転入日の翌日から15日以内に申請した場合は、出生日・転入日の翌月分から支給されます。

▶ 受給対象

中学校卒業までの児童(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人が対象です。

▶ 支給月額

児童手当(所得制限額以内の人)

3歳未満	15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

特例給付(所得制限額以上の人)

0歳～中学生 5,000円

※令和4年6月から支給上限額が設定され、それを超えた場合、受給権が消滅します。

▶ 支払いの時期・方法

毎年2月・6月・10月の11日に指定の口座へ振り込みます。その日が土・日曜日などの金融機関の休業日に当たる場合は、その前後の営業日に振り込みます。

児童扶養手当

▶ 受給対象

手当てを受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある

児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している人です。

児童の心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳になる誕生日まで手当てが受けられます。

- 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障がいにある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 未婚の母の児童
- その他、生まれたときの事情が不明である児童

▶ 所得による支給制限

受給者本人または配偶者および扶養義務者の前年(1月分から9月分までの手当てについては前々年)の所得により、全部支給の人、一部支給の人、全部支給停止の人に分かります。

所得が一定額以上の場合には、その年度(11月から翌10月まで)は、一部支給の人は減額して支給されます。全部支給停止の人は支給が全額停止されます。

▶ 支給月額

第1子	全部支給	44,140円
	一部支給	44,130円～10,410円
第2子	全部支給	10,420円
	一部支給	10,410円～ 5,210円
第3子以降	全部支給	6,250円
	一部支給	6,240円～ 3,130円 (令和5年4月現在)

▶ 支払いの時期・方法

毎年5月・7月・9月・11月・1月・3月の11日に、指定の口座へ振り込みます。その日が土・日曜日などの金融機関の休業日に当たる場合は、その前の営業日に振り込みます。

〈広告〉

児童発達支援・放課後等デイサービス・相談支援事業所



通常の学童クラブと違い、発達が気になる
お子様達が通う療育の施設です。

運動

学習

知育

リズムあそび

スタッフさんも募集しています

お気軽にお問合せ下さい。

こどもプラス 成東教室

山武市白幡1619-12
☎0475-86-6967



保育所(園)

保育所・保育園の設置状況

	名称	定員	所在地	電話番号	開園時間
市立	八日市場保育所	120人	八日市場イ2353番地1	☎72-0728	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 豊栄保育所にて実施
	豊和保育所	60人	大寺1428番地	☎74-0344	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 豊栄保育所にて実施
	吉田保育所	60人	吉田4010番地4	☎72-0668	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 豊栄保育所にて実施
	豊栄保育所	60人	飯倉1615番地1	☎72-0676	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 7時～19時
私立	椿海保育園	80人	椿969番地1	☎72-2323	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 7時30分～17時30分
	共興保育園	50人	東小笹120番地1	☎72-4400	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 8時～17時
	須賀保育園	110人	横須賀2914番地	☎72-2312	月～金曜日 7時～19時15分 土曜日 7時15分～18時15分
	平和保育所	60人	平木3381番地	☎73-1544	月～金曜日 7時30分～18時30分 土曜日 8時～17時
	匝瑳保育園	20人	堀之内360番地	☎74-0123	月～金曜日 7時30分～19時 土曜日 7時30分～17時
	東保育園	60人	野手6044番地	☎67-5150	月～金曜日 7時30分～19時 土曜日 8時～17時
	栄保育園	60人	栢田941番地1	☎67-2872	月～金曜日 7時30分～19時 土曜日 7時30分～17時

つどいの広場

つどいの広場は、子育て中の親子が自由に集い、遊びや情報交換ができる場所です。

- 市内に居住する3歳以下の乳幼児とその保護者が利用できます。
- 保護者の責任の下、お子さんと一緒に遊び、また、遊びながら保護者同士の交流・情報交換ができます。
- 子育てについて一緒に考える「子育てアドバイザー」が常駐しています。
- 開館時間内は、自由に出入りできます。料金は無料です。

たんぼぼ

開設時間

毎週月・水・金曜日、毎月第1・3土曜日(祝日、年末年始除く)
9時～12時、13時～16時

所在地

八日市場ホ2016番地(旧八日市場幼稚園米倉分園)
☎72-0122

つくし

開設時間

毎週火・水・木曜日(祝日、年末年始除く)
9時～12時、13時～16時

所在地

今泉6491番地1(野栄福祉センター2階)
☎67-3117

〈広告〉

社会福祉法人
あずま ほ いく えん
東 保 育 園

**延長保育
一時預かり**

お気軽にご相談下さい

地域の子育て支援も行っています

匝瑳市野手6044
☎0479-67-5150

匝瑳市 東保育園 [検索](#)

ひとり親家庭等医療費の助成

▶ 受給対象

離婚や死別などにより父または母、もしくは父母と生計を同じくしていない18歳(重度障がい者の場合は20歳)の年度末までの児童を養育している、母子・父子家庭の母または父、もしくは養育者(祖父母など)およびその児童が対象です。

※前年の所得が一定額以上ある世帯または生活保護世帯は、医療費などの助成対象となりません。

▶ 助成内容

保険診療を受診した場合に支払う、自己負担分以外の医療費、薬代などを助成します。

▶ 助成額

入院・通院

入院1日または通院1回につき、自己負担額300円

※市町村民税が非課税の人などは無料です。

調剤

無料

母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け

ひとり親世帯または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長およびその児童の福祉向上を図るため、次の各種資金を無利子または低利(年利3%)で貸し付けしています。

- 就学支度資金
- 修学資金
- 就職支度資金
- 修業資金
- 技能習得資金
- 生活資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 結婚資金 など

※貸付資金、保証人、償還方法など、詳しくは福祉課・子育て支援班または野栄総合支所へお問い合わせください。

JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している世帯を対象とした、JR東日本の通勤定期券を購入する場合の割引制度です。

なお、全部支給停止の人は利用できません。また、学生割引の定期券が買える場合は対象外です。

▶ 申請に必要なもの

- 定期券を買う人の写真
(縦4cm×横3cmで、6か月以内に撮影した証明用写真)
- 印鑑(認め印可)
- 児童扶養手当証書

※詳しくは福祉課・子育て支援班または野栄総合支所へお問い合わせください。

匝瑳市マザーズホーム

マザーズホームとは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所です。心身の発達に心配のある乳幼児が保護者と共に通所し、遊びを通して機能訓練や集団生活に適應できる基礎づくりをします。

見学や利用相談を、随時受け付けています。

見学・利用相談の受付時間

月～金曜日(祝日、年末年始除く) 9時～16時

所在地

八日市場ホ2016番地(旧八日市場小学校米倉分校)

問い合わせ

☎ 79-1333 FAX 79-1334

▶ サービスと対象者

- 児童発達支援
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練。
対象者:0歳から就学するまで
- 親子療育体験
遊びを通して発達を促し、保護者が児童の成長に当たった課題や適切な療育を正しく理解し、家庭でも児童との適切な関わり方ができるよう支援。
対象者:0歳から就学するまで
- 児童発達相談
発達に関する心配事、児童の特徴に合わせた専門職による相談。
対象者:18歳まで
- 保育所訪問支援
児童が集団生活に適應するための支援として、専門職が保育所(園)を訪問し、児童への直接支援や保育士への技術的助言などを実施。
対象者:保育所(園)入所児童および保育士

▶ こんなところが気になっていたら気軽にご相談ください

- 言葉が遅い
- 新しい環境に慣れにくく、固まったり、泣き叫んだりする。こだわりがある
- 乱暴・突発的な行動をする。動きが激しい
- 同年齢の友達と遊べない
- 集団行動がとりにくい
- 感情の起伏が激しい。かんしゃくを起こす
- 目が合わない。人の顔を見ない
- 落ち着きがない。集中できない
- なんとなく気になる
- 育児に不安を感じる
- 相談できる人がいない など



スポーツ

スポーツ

問い合わせ 教育委員会 生涯学習課・スポーツ振興班 ☎73-0097

| 体育施設料金表

▶ 八日市場ドーム

区分		1時間単位	1か月単位	市外居住者	
メインアリーナ	スポーツ	3分の1面	1,100円	4,400円	1,650円
		半面	2,200円	8,800円	3,300円
		全面	3,300円	13,200円	4,950円
		入場料有りの場合	9,900円	-	14,850円
上記以外	入場料無しの場合	入場料無しの場合	6,600円	-	9,900円
		入場料有りの場合	19,800円	-	29,700円
		営利目的で使用の場合	29,700円	-	44,550円
サブアリーナ	スポーツ	入場料無しの場合	1,100円	4,400円	1,650円
		入場料有りの場合	3,300円	-	4,950円
	上記以外	入場料無しの場合	2,200円	-	3,300円
		入場料有りの場合	6,600円	-	9,900円
個人	一般・学生	210円	-	315円	
設備機器	電動イス(営利目的に限る)	1,310円	-	1,965円	
	音響・証明・放送設備(営利目的に限る)	1,310円	-	1,965円	
	冷暖房(営利目的に限る)	1,310円	-	1,965円	
	ステージ(メインアリーナ全面使用の場合は無料)	530円	-	795円	
選手控室・楽屋 各1室				390円	
会議室		260円	-	390円	

▶ 野手浜総合グラウンド

区分		単位	市民	市外居住者
入場料その他これに類する料金を徴収する場合	児童・生徒	1面・1時間	1,630円	2,440円
	学生		2,200円	3,300円
	一般		3,300円	4,930円
その他の場合	児童・生徒	1面・1時間	210円	310円
	学生		430円	640円
	一般		1,100円	1,630円

▶ 山桑公園野球場

区分		単位	市民	市外居住者
入場料無しの場合	児童・生徒 野球チーム	1面・1時間	530円	790円
	学生 野球チーム	1面・1時間	1,100円	1,630円
	社会人 野球チーム	1面・1時間	2,200円	3,300円

※照明使用料は、市民は30分間に付き3,000円、市外居住者は4,000円です。

▶ パークゴルフそうさ

区分		単位	市内	市外
一般	65歳未満	1回	500円	750円
		1日	1,000円	1,500円
		1か月	5,000円	7,500円
	65歳以上	1回	350円	520円
		1日	700円	1,050円
		1か月	3,500円	5,250円
高校生以下		1回	250円	370円
団体(20人以上) 1人当たり		1日	500円	750円
		1回	400円	600円
		1日	800円	1,200円

▶ ふれあいスポーツランド(のさかアリーナ)

区分		単位	昼間 9時から17時	夜間 17時から22時	昼間 冷房・暖房使用	夜間	
アリーナ	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	アマチュアの団体が使用した場合	1時間に付き	3,230円	3,660円	11,620円	12,030円
		集会、その他の催し物に使用する場合	1時間に付き	6,480円	7,330円	14,870円	15,700円
	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	アマチュアの団体が使用した場合	1時間に付き	16,230円	18,330円	24,610円	26,700円
		集会、その他の催し物に使用する場合	1時間に付き	1,150円	1,560円	9,530円	9,950円
トレーニングルーム	一般	1時間に付き	3,230円	3,660円	11,620円	12,030円	
	会員	1時間に付き	9,730円	11,000円	18,110円	19,370円	
文化ホール	一般	1時間に付き	100円	200円	620円	730円	
	会員	6か月		2,080円			
さざんか広場	営利または宣伝を目的としない場合	1時間に付き	510円	1,030円	1,880円	2,400円	
		1時間に付き	3,130円	5,230円	4,500円	6,600円	
	営利または宣伝を目的とする場合	1時間に付き		1,030円			
		1時間に付き		2,080円			
照明を使用する場合	1時間に付き		全灯: 1,150円 北側灯: 830円 南側灯: 300円				

- 市外居住者(市内在勤者を除く)の使用料は、この表の金額に100分の150を乗じた額です。
- この表の規定にかかわらず、アリーナの面積の2分の1を使用する場合は、この表の金額に100分の50を乗じた額です。
- 上記の他に減免・免除などの規定があります。詳細は、のさかアリーナ(☎67-1263)へお問い合わせください。

▶ 市営グラウンド野球場・みどり平野球場

区分		単位	市民	市外居住者
入場料無しの場合	児童・生徒 野球チーム	1面・1時間	210円	310円
	学生 野球チーム	1面・1時間	430円	640円
	社会人 野球チーム	1面・1時間	1,100円	1,630円

▶ 市営グラウンド庭球場

区分		単位	市民	市外居住者
児童・生徒		1面・1時間	100円	150円
学生		1面・1時間	210円	310円
勤労者・一般		1面・1時間	530円	790円

上記の他に、利用者が入場料を徴収する場合の使用料や、減免・免除などの規定があります。詳細は生涯学習課・スポーツ振興班までお問い合わせください。

地域福祉

問い合わせ 本庁 福祉課(福祉事務所)・社会福祉班 ☎73-0096 野栄総合支所 ☎67-3111

民生委員・児童委員(主任児童委員)

民生委員は民生委員法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、厚生労働大臣より委嘱を受け、市町村の区域に配置されている奉仕者であって、地域住民の福祉相談や社会福祉行政の協力活動を行っています。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねています。

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

職務(活動)内容

民生委員法では次の通り職務が定められています。
その他、法律の定めにはない自主的活動や社会福祉協議会が行う事業への協力活動を行っています。

調査活動

住民の生活状態を必要に応じて、適切に把握します。

助言・相談

援助を必要とする人が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じて、助言その他の援助をします。

福祉サービス情報の提供

援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために、必要な情報を提供します。

社会福祉事業者との連携

社会福祉を目的とする事業を営む人や社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業や活動を支援します。

行政への協力

福祉事務所およびその他の関係行政機関の業務に協力します。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、誰もが安心して楽しく暮らせる「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくり」を進めるために、地域の皆さんや、ボランティア・福祉・保健・介護などの関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく、民間の社会福祉団体です。

名称

社会福祉法人匠瑛市社会福祉協議会

所在地

〒289-3182 今泉6491番地1
野栄福祉センター1階

連絡先

☎67-5200 FAX 67-5201
代表メールアドレス: info@sousashishakyo.jp

主な事業

法律相談、日常生活自立支援事業(すまいる)、ボランティア相談、地区社会福祉協議会運営支援、社会福祉推進委員事業、あんしん箱事業、サテライトデイサービス、介護に関する相談、指定居宅訪問介護(予防)事業所、障がい者に対するホームヘルプサービス、小規模多機能型居宅介護事業所「紙ふうせん」、生活福祉資金貸付相談、車椅子の貸し出し、共同募金、生活困窮者自立支援事業(匠瑛市委託事業)、生活支援体制整備事業(匠瑛市委託事業)、法人後見事業

※事業内容は社会福祉協議会ホームページ(<https://sousashishakyo.jimdofree.com/>)をご覧ください。



〈 広告 〉

運動・リハビリ特化型デイサービス
アイフィットネス匠瑛
アイフィットネス飯倉台
リハビリ・訪問看護ステーション
アイフィットネス

株式会社ミライム

どうぞお気軽にご相談ください

☎0479-85-8907

匠瑛市高741-2

☎0479-70-2200

匠瑛市飯倉台49-7

訪問看護ステーション

指定居宅サービス事業
指定介護予防サービス事業

介護保険または医療保険をご利用の方を対象に、
看護師・リハビリ専門療法士がご自宅等へお伺いサポート!

リハビリ特化型デイサービス

リハビリ専門療法士が常駐
疾患別の運動プログラム

※スタッフ募集 未経験者歓迎

居宅介護支援事業所

ケアマネジャー
介護サービス相談
ケアプランの作成

理学療法士 / 作業療法士
看護師





<p>総合的福祉施設の中核 ● 九十九里ホーム病院</p> 	<p>老人保健施設 ● ミス・ヘンテ記念ケアセンター</p> 	<p>老人保健施設 ● 日向の里</p> 
<p>特別養護老人ホーム ● 松丘園</p> 	<p>特別養護老人ホーム ● 第二松丘園</p> 	<p>● 九十九里ホーム ● 山田特別養護老人ホーム</p> 
<p>養護老人ホーム 特別養護老人ホーム ● 瑞穂園</p> 	<p>サービス付き高齢者向け住宅 ● 聖アンナ館</p> 	<p>障害者支援施設 ● 聖マーガレットホーム</p> 
<p>● 九十九里ホーム飯倉駅前 ● あかしあこども園</p> 	<p>● 地域交流センター ● ナザレの里</p> 	<p>● 飯倉駅前 ● 特別養護老人ホームシオン</p> 



社会福祉
法人

一人ひとりに愛と希望を

九十九里ホーム

〒289-2147

匝瑳市飯倉 21 番地

TEL 0479 (72) 1400

FAX 0479 (72) 1500



高齢者福祉

問い合わせ 本庁 高齢者支援課・支援班 ☎73-0033 野栄総合支所 ☎67-3111

高齢者向け生活支援サービス・給付

市では、いつまでも住み慣れた地域で生活していくための支援として、市内に居住し、住所を有している高齢者向けの各種サービスを実施しています。

名称・内容	対象者	必要書類	備考
紙おむつの給付 在宅の要介護認定者に対し、紙おむつを給付します。	65歳以上の在宅の要介護認定者で、常時失禁状態にある人(対象者本人が市民税非課税であること)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾書 <input checked="" type="checkbox"/> 紙おむつ給付選択表	対象者が要介護4または5に該当する場合は、診断書の提出を省略可
はり・きゅう・マッサージ等の費用助成 費用の一部を助成する利用券を交付します(1枚1,000円)。	70歳以上で、市税、国民健康保険税および介護保険料に未納がない人	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税の完納証明書または非課税証明書	申請月を含めて、年度末までの月数分を交付
訪問理容サービス 理容院に出掛けることが困難な人に対し、在宅で訪問理容サービスを受ける際の出張費を助成します(1回1,000円)。	65歳以上の人で、身体などの不自由により、自ら理容院に出向けない人	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書	散髪料は自己負担 1年当たり4回分を交付
外出支援サービス 車椅子などを使用しなければ移動できない在宅高齢者に対し、福祉車両で自宅から医療機関への送迎を行います。	65歳以上で、車椅子やストレッチャーなどを使用しなければ移動できず、公共交通機関の利用が困難な人	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書	負担有り サービス利用券を1月当たり3枚、申請月を含めて年度末までの月数分を交付(送迎範囲は隣接市町の片道20kmまで)。
緊急通報装置の貸与 緊急事態に備えて、24時間体制で対応できる通報装置を貸与します。また、月1回の伺い電話や、健康相談を行います。	65歳以上の1人暮らし高齢者などで、身体状況などに不安がある人	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 協力員届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 協力員承諾書 <input checked="" type="checkbox"/> 同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 親族等承諾書	所得税課税世帯は負担有り
救急医療情報キットの配布 かかりつけ医療機関、持病など、救急時に必要な情報を保管するキットを配布します。	救急時に情報伝達が困難な65歳以上の人または障害者手帳所持者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書	

(広告)

任せて安心・確かな仕事
お電話で仕事のご依頼を
お請けいたします。

会員募集(随時)



公益社団法人
匠瑤市シルバー人材センター

匠瑤市八日市場ハ793-34
☎0479-70-2030

笑顔を創る
高齢者介護と
放課後等デイサービス



おかげさまで26周年
社会福祉法人 **希望会**

- 入居サービスなら ケアハウス・グループホーム
- 在宅サービスなら デイサービス・ホームヘルパー・介護センター
- 放課後等デイサービス
- リハビリデイサービス

匠瑤市栢田8646-1
入居や職員募集のお問い合わせは、
電話 **0479-67-5613**

その人らしさの生活を
家庭的な環境のもとで...



認知症対応型共同生活介護事業

グループホームつくし

匠瑤市野手17146-2317
☎0479-67-1555

介護予防・日常生活支援総合事業

対象者

- 要支援1・2の人
- 基本チェックリスト該当者
- ※基本チェックリストとは、65歳以上の人を対象に、日常生活で必要となる機能の低下の有無を確認するチェックリストです。

サービス内容

- 訪問型サービス
ホームヘルパーが訪問し、身体介護・生活援助などをします。
- 通所型サービス
食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が、日帰りで受けられます。

介護保険以外のサービス

介護保険の要介護・要支援認定を受けていなくても利用できる、在宅高齢者向けのサービスを紹介します。

名称・内容	対象者	必要書類	備考
ショートステイ 1人暮らし高齢者が衰弱などのために一時的に養護する必要がある場合や在宅高齢者が介護者の急病や虐待などにより介護を受けられない場合に、当該高齢者を養護老人ホームなどで短期間養護します。	65歳以上の身体上または精神上の障がいがある在宅の高齢者で介護保険のショートステイサービスが受けられない人	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書 <input checked="" type="checkbox"/> 診断書	負担有り

介護保険

問い合わせ 本庁 高齢者支援課・介護保険班 ☎73-0033 野栄総合支所 ☎67-3111

介護保険の仕組み

介護保険制度は、介護や支援が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。

介護保険の費用は、40歳以上の人を支払う「保険料」と「公費(税金)」で賄われます。

運営主体は市町村と特別区で、都道府県と国がサポートします。運営主体の市町村などを「保険者」、介護が必要になったときにサービスを受けることができる人のことを「被保険者」といいます。

〈 広告 〉

指定居宅介護支援事業所

ケアプラン未来

☎ 0479-72-2448
☎ 090-3040-3903

匠瑳市上谷中2005-1
管理者:佐藤

介護のこと、一人で悩んでいませんか？
まずは、ご相談ください。



すずらん介護福祉学院


介護職員の育成講座

初任者研修 **実務者研修**

匠瑳教室 成田教室
★毎月どちらかで開講しています

認知症の方 入居可 **入居施設** **グループホーム天鼓**(18名)
通所可 **デイホーム** **すずらん**

事務局 匠瑳市飯倉台10-20
TEL 0479-73-6221



野口在宅クリニック

往診・訪問看護専門のクリニックです。
(医療保険による診療)

対象となる方
寝たきりの方、足腰が弱くなって医療機関への通院が困難な方など。

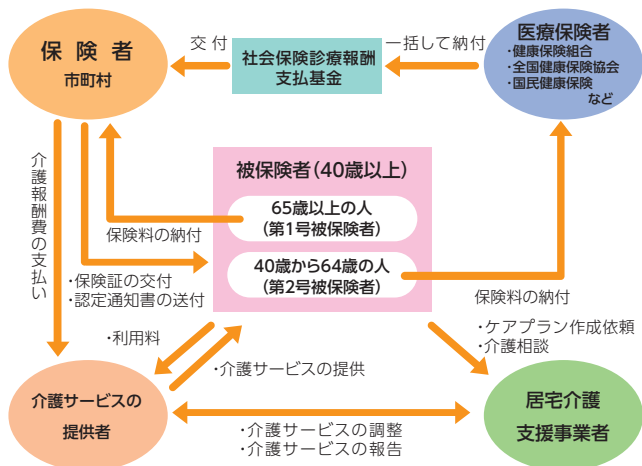
通常往診時間
月曜日～土曜日:午前9時～午後5時
(急な場合は通常往診時間外でも24時間対応致します)

住所 旭市二1834-1

TEL 0479-74-3668 (24時間対応)

FAX 0479-74-3584

介護保険制度の概要図



介護保険の被保険者は、年齢で二つに分けられます

65歳以上の人は第1号被保険者

介護サービスを利用できるのは、介護が必要と認定された人です。病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらずサービスの対象となります。介護保険被保険者証は65歳の誕生日後に交付されます。

医療保険に加入している40歳から64歳までの人は第2号被保険者

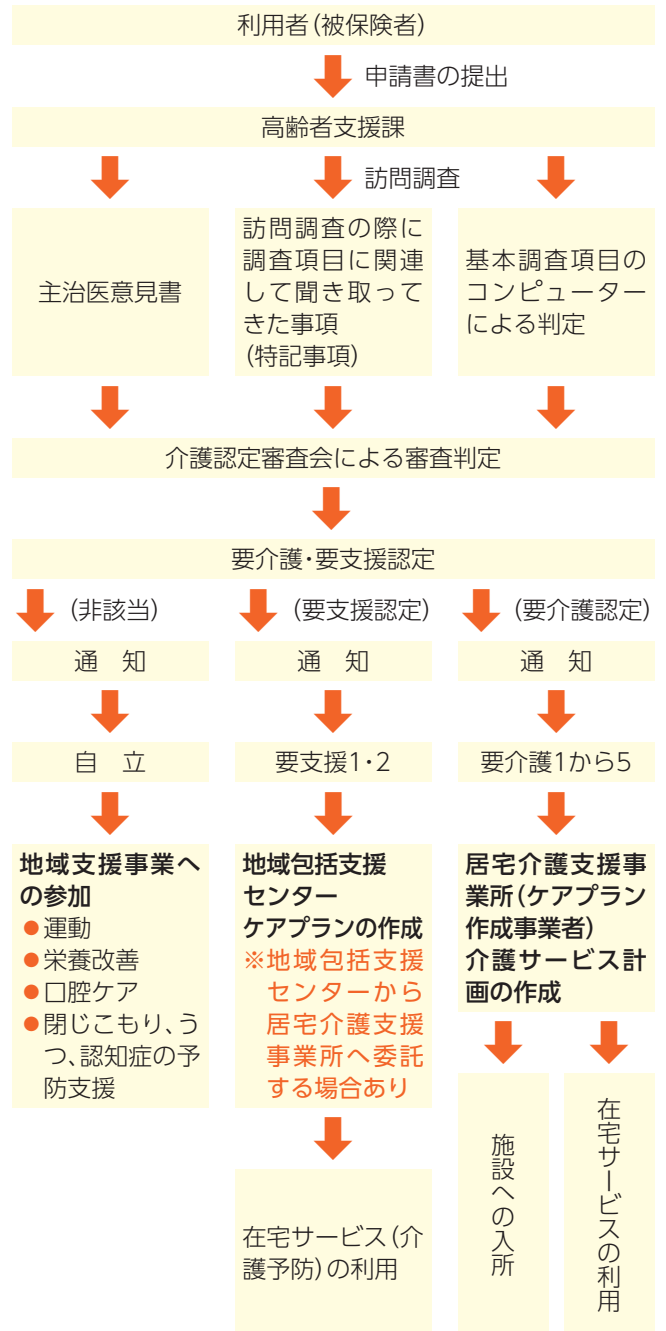
介護サービスを利用できるのは、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された人です。介護保険被保険者証は、要介護・要支援の認定を受けた人に交付されます。

特定疾病は次の16種類です。

- ① 末期がん
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋委縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統委縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管障害
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症



介護保険でサービスを受ける手順



市町村の窓口

高齢者支援課

- 所在地: 八日市場ハ793番地2 (匝瑳市役所1階)
- ☎ 73-0033

要支援1・2の人のケアプラン作成

匝瑳市西部地域包括支援センター

- 所在地: 飯倉2番地5 (旧あかし幼稚園施設)
- ☎ 85-5582

介護保険で受けられるサービス

在宅サービス

介護サービス(要介護1から要介護5の人)

訪問を受けて利用する

訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、身体介護・生活援助などをします。
訪問入浴介護	移動入浴車などが自宅を訪問して、入浴のサービスが受けられます。
訪問リハビリテーション	リハビリ機能回復の専門職が自宅を訪問し、リハビリをします。
訪問看護	看護師や保健師などが訪問し、療養の世話や診療の補助などをします。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、管理栄養士などの訪問による療養上の管理・指導が受けられます。

通所して利用する

通所介護(デイサービス)	食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が、日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院などで日帰りのリハビリが受けられます。

短期間入所する

短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	医療施設などに短期間入所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

福祉用具貸与	車椅子や特殊ベッドなどの福祉用具を借りることができます。
特定福祉用具販売	腰掛便座・入浴用椅子など介護保険で決められた福祉用具を指定された事業所で購入した場合は、購入費が支給されます。
住宅改修費	手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ※必ず事前に申請をして審査を受けてください。改修費は、工事終了後に認められた場合に支給されます。

その他

居宅介護支援	居宅介護支援事業所のケアマネジャーが要介護者からの依頼により、ケアプランの作成や事業者との連絡調整を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで介護や機能訓練が受けられます。

介護予防サービス(要支援1または要支援2の人)

訪問を受けて利用する

介護予防訪問入浴介護	傷病などの特別な理由がある場合、介護予防を目的とし、移動入浴車などが自宅を訪問して、入浴のサービスが受けられます。
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的とし、リハビリ機能回復の専門職が自宅を訪問し、リハビリをします。
介護予防訪問看護	介護予防を目的とし、看護師や保健師などが訪問し、療養の世話や診療の補助などをします。
介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的とし、医師、歯科医師、管理栄養士などの訪問による療養上の管理・指導が受けられます。

通所して利用する

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護予防を目的とし、介護老人保健施設や病院などで日帰りのリハビリが受けられます。
-----------------------	--

短期間入所する

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。
介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。



福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

介護予防福祉用具貸与	松葉づえ、歩行器などの福祉用具を借りることができます。
特定介護予防福祉用具販売	腰掛便座・入浴用椅子など介護保険で決められた福祉用具のうち、介護予防に役立つ用具を指定された事業所で購入した場合は購入費が支給されます。
介護予防住宅改修費	介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ※必ず事前に申請をして審査を受けてください。改修費は、工事終了後に認められた場合に支給されます。

その他

介護予防支援	地域包括支援センターの職員が中心となって、要支援者からの依頼により、介護予防プランを作成する他、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防を目的とし、有料老人ホームなどで介護や機能訓練が受けられます。

施設サービス(要支援1または要支援2の人は利用できません)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりなど、いつも介護が必要でありながら、自宅では介護を受けることができない人が対象です。施設では日常生活上の世話や介護が受けられます。 ※原則として、要介護3から要介護5の人が利用できます。
介護老人保健施設(老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応したサービスです。原則として、住んでいる市町村のサービスのみ利用することができます。

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別老人ホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護

地域包括支援センター

問い合わせ 本庁 高齢者支援課・地域包括支援センター
☎73-0033

地域包括支援センターでは保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士といった保健・介護・福祉の専門家が、互いに連携して高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活していけるよう支援します。

主な仕事

● 介護予防ケアマネジメント

要介護認定で要支援1・2と認定された人は、介護予防・生活支援サービス事業と介護予防サービスを利用していきます。その際に必要なケアプラン作成は、匝瑳市西部地域包括支援センターが担当します。支援や介護が必要となる恐れがある人は、市が行う介護予防を目的とした事業が利用できます。

● ケアマネジメント支援

地域のケアマネジャーが円滑に仕事をできるような支援を行います。また、医療機関を含めた関係機関とのつながりを深め、より暮らしやすい地域を目指します。

● 高齢者に対する虐待防止、権利擁護事業

高齢者が地域でその人らしい生活を送れるよう、支援します。虐待の早期発見・把握に努め、対応していきます。

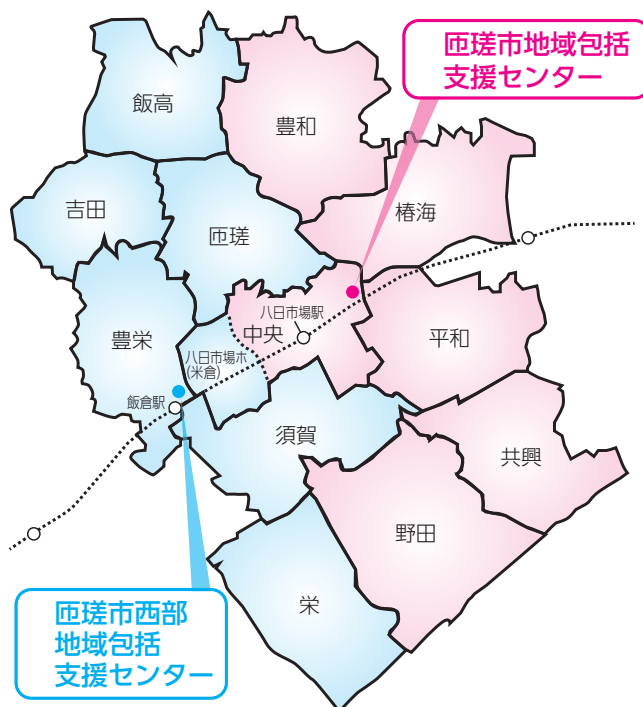
● 総合相談

介護に関する相談・悩み、生活の中での困りごとなど、内容に応じて適切な機関やサービス、制度の利用につなぎ、連携して支援をしていきます。

地域包括支援センターを市内2か所に設置

地域包括支援センターは、「匝瑳市地域包括支援センター」と「匝瑳市西部地域包括支援センター」の2か所設置されています。

総合相談の担当地区



- 匝瑳市地域包括支援センター
所在地：八日市場ハ793番地2 (市役所1階高齢者支援課内)
☎ 73-0033
担当地区：中央(八日市場ホを除く)、豊和、共興、平和、椿海、野田
- 匝瑳市西部地域包括支援センター
所在地：飯倉2番地5 (旧あかしあ幼稚園)
☎ 85-5582
担当地区：中央(八日市場ホに限る)、豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高、栄

後期高齢者医療制度

問い合わせ 本庁 市民課・保険料班 ☎ 73-0086

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療を支え合うために始まった制度です。

都道府県単位ですべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が保険者となります。

▶ 制度の仕組み

制度の運営は、千葉県内すべての市町村が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が主体となります。

市町村は、被保険者証の交付、保険料の徴収、各種申請の受け付けなどの窓口業務を行います。

▶ 被保険者

千葉県内に居住し、次のいずれかに該当する人は、それまで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合、船員保険などから抜けて、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

75歳以上の人

75歳の誕生日当日から加入します。加入手続きは不要です。

誕生日当日までに後期高齢者医療制度の被保険者証を送付します。

65歳以上で一定の障がいがあり、加入を希望する人

申請により認定を受けることが必要です。
認定を受けた日から加入します。

保険料

後期高齢者医療制度では、保険料は被保険者一人ひとりに掛かります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人単位で決定します。

保険料の決まり方

保険料額は、次の計算により求めます。なお、保険料限度額は66万円(100円未満切り捨て)です。

年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額

被保険者全員が等しく負担する額です。
令和4・5年度は43,400円です。

所得割額

被保険者の前年の所得に基づいて、計算式で求めます。
(総所得金額など－基礎控除額43万円) × 所得割率
令和4・5年度の所得割率は8.39%です。

※均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められ、2年ごとに見直されます。

▶ 保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人は、原則として年金からの天引き(＝特別徴収)になります。それ以外の人は、納付書や口座振替により納付します。

また、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きにはなりません。

納付方法・口座振替の手続きについては、54ページの税金「市税などの納付方法」をご覧ください。

保険料の口座振替

年金からの天引きとなる人でも申請により口座振替での納付に切り替えることができます。市民課・保険料班に申請してください。

なお、年金からの天引きを中止する時期は申請の時期により決まります。

給付

▶ 自己負担の割合と所得区分

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、掛かった医療費の1割または2割です。現役並みの所得がある人は3割となります。

割合の判定は、前年の所得に応じて毎年8月1日に見直されます。

自己負担の割合

自己負担の割合は、所得金額により変わります。

- 1割(次のいずれかに該当する被保険者)
同じ世帯にいる被保険者全員の市町村民税課税所得が145万円未満の被保険者
昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯にいる被保険者の賦課の元となる所得金額の合計額が210万円以下の被保険者
- 2割
市町村民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の被保険者
- 3割
市町村民税課税所得が145万円以上の被保険者およびその人と同じ世帯にいる被保険者

※一定の基準・要件を満たす場合、1割または2割になるケースがあります。

所得区分について

所得区分は、自己負担の割合や前年の住民税の課税状況などに応じ、次表のように分けられます(80ページ参照)。所得区分に応じて、1か月の医療機関で支払う医療費の自己負担限度額が変わります。

自己負担割合	所得区分		
3割	現役並み所得者	Ⅲ	市町村民税課税所得690万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者
		Ⅱ	市町村民税課税所得380万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者
		Ⅰ	市町村民税課税所得145万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者
2割	一般	Ⅱ	市町村民税課税所得28万円以上など ※住民税が課税されている世帯
1割		Ⅰ	市町村民税課税所得28万円未満など ※住民税が課税されている世帯
	市町村民税非課税世帯		区分Ⅱ
			区分Ⅰ

▶ 高額療養費

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった場合には、申請することで、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として後日支給されます。該当する人に対しては、市から通知を送付します。

所得区分が「現役並み所得者Ⅱ」「現役並み所得者Ⅰ」の人は、医療機関に限度額適用認定証を提示すると窓口の支払いが限度額までに抑えられます。

所得区分が「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると窓口の支払いが限度額までに抑えられ、また、入院時の食事代などに要する費用が減額されます。

いずれも交付を受けるためには、市民課・保険料班に申請が必要です。

給付—高額療養費

自己負担割合	所得区分	外来の限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)
3割	現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※多数回該当の場合は、140,100円
		Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※多数回該当の場合は、93,000円
		Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※多数回該当の場合は、44,400円
2割	一般	Ⅱ	18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方 ※年間(8月~翌年7月)144,000円が上限 ※多数回該当の場合は、44,400円
		Ⅰ	18,000円 ※年間(8月~翌年7月)144,000円が上限
1割	市町村民税非課税世帯		24,600円
		8,000円	15,000円

多数回該当とは、直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4回目以降自己負担限度額が減額されることです。

▶ 入院時の食費代(療養病床以外の病床に入院のとき)

入院したときの食事代は、1食当たり下表の標準負担額が自己負担額となります。

所得区分が「区分Ⅰ・区分Ⅱ・区分Ⅱ(長期該当)」の人は、入院する際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要のため、事前に市民課・保険料班に申請し、交付を受けてください。申請がない場合は軽減措置を受けられません。

なお、療養病床に入院する場合、入院したときの食事代は、同表の標準負担額とは異なり、また、居住費の自己負担があります。

入院時食事代の標準負担額

所得区分		1食当たりの食費
現役並み所得者・一般		460円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院*	160円
低所得者Ⅰ		100円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた後の入院日数が90日を超えた場合は、入院日数の分かる領収書などを添付して申請してください。申請を受けた日の翌月から有効となります。

▶ 療養費

次のときは、一時的に全額自己負担となりますが、申請の上で認められると、自己負担額を除いた額(医療費の9割、8割または7割)が後日支給されます。

- やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき
- 骨折・脱臼などで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットなどの治療用補装具を購入したとき
- 医師の同意により、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師などの施術を受けたとき
- 海外に渡航中、治療を受けたとき
※治療目的で渡航をした場合は該当になりません。

▶ その他の支給

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人(喪主)に5万円が支給されます。

申請に必要な書類

- 葬祭を行ったこと、葬祭執行者(喪主)を確認できるもの(会葬礼状・葬祭費用の領収書など)
- 葬祭執行者(喪主)の口座番号、口座名義人の確認ができるもの

移送費

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により入院や転院などの移送に費用が掛かったとき、申請により、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

訪問看護療養費

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは広域連合が負担します。

高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯で介護保険のサービスを利用している場合は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方の自己負担【年額(期間:8月~翌年7月)】を合算した額が一定の限度額を超えた場合に、超えた分が支給されます。該当する人に対しては、市から通知します。

障がい者(児)・難病療養者等福祉

問い合わせ 本庁 福祉課(福祉事務所)・障害福祉班 ☎73-0096
野栄総合支所 ☎67-3111

障害者手帳

身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける人が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるための手帳です。

療育手帳

知的障がい者(児)が、一貫した相談や各種のサービスを受けるための手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある人が、各種のサービスを受けるための手帳です。

各種手当

特別障害者手当

身体や精神に著しく重度の障がいを有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に支給します。

※所得制限があります。

障害児福祉手当

身体や精神に重度の障がいを有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に支給します。

※所得制限があります。

特別児童扶養手当

身体や精神に重度、中度の障がいのある児童(20歳未満)を監護している父母や父母に代わって養育している人に支給します。

※所得制限があります。

重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

在宅の重度知的障がい者(20歳以上)および6か月以上寝たきりの身体障がい者(20歳以上65歳未満)、または、その人を介護している家族に支給します。

※所得制限があります。特別障害者手当との併給はできません。

相談支援

地域で暮らす障がい者(児)に対し、障がい福祉サービスの利用方法、手当の支給などの情報提供や訪問相談を行い、自立と社会参加のための支援を行います。

基幹相談支援センター

相談支援事業者を中心として、地域における各種団体との連携強化および調整を図り、総合的かつ専門的な相談支援を行います。

聖マーガレットホーム

所在地:飯倉401番地1 ☎74-3271

福祉サービス

自立支援給付事業

障がいのある人が地域で安心した生活を送れるよう、障がいの程度によりサービスを受けることができます。利用するサービスによっては、サービスの必要度を表す障害支援区分の認定を受ける必要があります。

※介護保険が利用できる人でサービス内容が重複する場合は介護保険が優先されます。

居宅介護(ホームヘルプ)

自宅にヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。

生活介護

18歳以上で常時介護の必要な障がいのある人に対して、通所での機能訓練、昼食、入浴などのサービスを行います。

障害者施設への入所

家庭での生活が困難な人が、施設に入所して訓練や指導を受けられます。

児童発達支援

就学前の児童に対し、通所により日常における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

放課後等デイサービス

就学している児童に対し、通所により生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などを、放課後や休日に行うサービスです。

補装具費の支給

補聴器や車椅子、義足などを購入、修理する場合に費用の一部を助成します。

※事前に申請が必要です。

※他のサービス内容についてはお問い合わせください。

地域生活支援事業

地域の社会資源などに応じて市町村により実施されるサービスです。

日常生活用具などの給付

在宅障がい者(児)にストマ装具や紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具を給付します。

※事前に申請が必要です。

日中一時支援事業

日中、監護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者(児)に対して、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

移動支援事業

買い物などの用事で外出するとき、移動の手伝いをします。

こころの相談

一人で悩まず、ご相談ください

「最近眠れない」「不安」「イライラ」「家族(友人)が心配」など、どこに相談したらいいかわからないとき、また、精神疾患(うつ病や統合失調症など)や福祉制度などについての相談を受け付けています。

医療費などの助成

難病療養者給付金

市内に住所を有し、県知事から千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱などに規定する難病と認定された療養者または介護者が、難病のため通院または入院をした場合に、月額4,000円の給付金を支給します。

重度心身障害者の医療費助成

身体障害者手帳1・2級、療育手帳①の1・①の2・①・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持っている人が保険診療を受けた場合に、自己負担金のうち高額療養費、附加給付金などを除いた金額を助成します(一部自己負担あり)。

※新規受給資格申請の場合、65歳以上の人は対象となりません。

※前年の所得が一定額以上ある世帯または生活保護世帯は、助成対象となりません。

自立支援医療(育成医療)

障がい児(将来障がいを残すと認められる疾患を持つ児童を含む)で、治療によりその身体障がいを除去、軽減する効果が確実に期待できる場合に、医療費の自己負担分を軽減するものです。

自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を持っている人で、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防ぐことが可能な人に対し、医療費の自己負担分を軽減するものです。

自立支援医療(精神通院)

精神疾患を治療するため継続的に医療機関へ通院する場合に、医療費の自己負担分を軽減するものです。

その他

福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用するときの費用を助成します。

福祉カーの貸し出し

福祉カー(車椅子対応福祉車両)を貸し出しします。

※消費した燃料は補給してください。

低所得者の福祉

問い合わせ 本庁 福祉課(福祉事務所)・社会福祉班 ☎73-0096
野栄総合支所 ☎67-3111

生活保護

生活保護とは、生活に困った人や世帯が、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう、その困窮の程度に応じた必要な金品の扶助を行い、自立更生を援助する制度です。

生活保護法が適用されるのは、その利用しうる資産、能力、その他あらゆる資源の活用をしても生活が維持できない場合です。

各地区の民生委員も相談に応じています。





環境・住まい

ごみ処理・リサイクル

問い合わせ 本庁 環境生活課・環境班 ☎73-0088 野栄総合支所 ☎67-3111

“限りある資源を無駄にしないで次の世代に青い地球を引き継ぐために”

ごみを作らない努力がごみを減らします

ごみの減量化のためには一人一人の工夫と努力が欠かせません。次の三つの“R”を基本に、私たちの暮らしを見直し、限りある資源を有効活用するための取り組みを行っていきましょう。

REDUCE (リデュース:減量)

ごみになるものを買わない・もらわない。ごみを作らない。

REUSE (リユース:再使用)

壊れたら修理して使う。使い捨てをしない。

RECYCLE (リサイクル:再生利用)

再資源を利用し新しい製品を作る。

家庭ごみの処理方法

各家庭から排出されるごみの処理については、ごみステーションに出す方法と匝瑳中継施設または東総地区クリーンセンターに直接搬入する方法の2通りがあります。

▶ごみステーションに出す方法

指定のごみ袋を必ず使用し、分別して出してください。

収集日当日の朝8時までに、決められたごみステーションに出してください。

指定ごみ袋に入らないごみは、ごみステーションに出すことはできません。直接、匝瑳中継施設または東総地区クリーンセンターに搬入してください。

資源ごみである紙類は、種類ごとに片手で持てる程度にひもで縛って出してください。

有害ごみは、透明か半透明の袋に入れて資源ごみステーションに出してください(指定袋に入れる必要はありません)。

注意事項

指定ごみ袋を使用していないものや、ごみの分別が適切に行われていないものは収集されません(黄色の紙で問題点が指摘されます)。

ごみを出した人が責任を持って、分別や指定ごみ袋への入れ替えを行ってください。

▶匝瑳中継施設または東総地区クリーンセンターに直接搬入する方法

指定ごみ袋に入らないごみ(粗大ごみ)は、普通(可燃)・資源に分別して、直接、匝瑳中継施設または東総地区クリーンセンターに搬入してください。この際、10kgごとに100円の処理手数料が掛かります。

搬入時間

月～土曜日
8時30分～12時、13時～16時

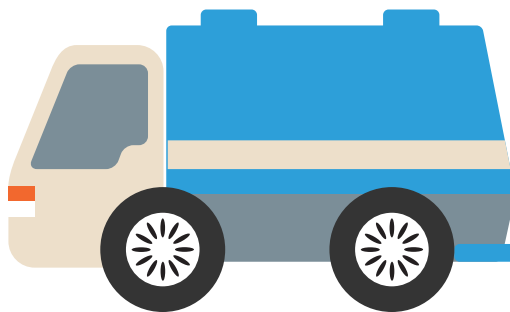
搬入場所

匝瑳中継施設

- 所在地: 松山107番地
- ☎85-7110

東総地区クリーンセンター

- 所在地: 銚子市野尻町1678番地1
- ☎0479-30-2311



環境・住まい

家庭用生ごみ処理機など購入費の一部補助

一般家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化を推進するため、市内の取扱店から購入した家庭用生ごみ処理機または生ごみ堆肥化容器(コンポスト)を自己の居住する場所に設置する人を対象に、購入費の一部を補助します。

補助金の額など

家庭用生ごみ処理機

購入金額の3分の1に相当する額(100円未満端数切り捨て)で、20,000円を限度。

※補助基数は1世帯1基まで。

生ごみ堆肥化容器(コンポスト)

購入金額の2分の1に相当する額(100円未満端数切り捨て)で、1基当たり2,000円を限度。

※補助基数は同一年度内に1世帯2基まで。

補助対象者

次のすべての要件を満たす人です。

- 市内に住所を有する世帯の世帯主であること
- 市税および国民健康保険税に未納がないこと
- 市内の取扱店から処理機などを購入した人であること
- 設置した処理機などを常に良好に維持管理できること

不要な携帯電話・PHS端末のリサイクル

携帯電話・PHS端末は、再生可能なリサイクル商品です。

買い替えなどで不要となった端末(本体および電池・充電器などの周辺機器)は、ごみとして出さずに、最寄りの携帯電話・PHS会社の店舗などにお持ちください。

回収の際には、端末内に保存・蓄積された個人情報などは確実に消去され、個人情報漏えいする心配はありません。

※このマークのあるショップで回収を行っています。

ブランド・メーカーを問わず、無料で回収しており、回収した端末は、本体、電池、充電器に分別し、再資源化業者によって適正にリサイクル処理が行われます。



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力。



家電リサイクル法対象4品目の処理

家電リサイクル法対象4品目とは、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機・衣類乾燥機を指します。

これら4品目は、使った人がリサイクル料金と収集・運搬料金を支払い、きちんとリサイクルされるように義務付けられています。使用済みとなったこれらの製品を廃棄する際にはリサイクル料金を支払い、小売店などに引き渡すことになります。

引き渡し先

引き渡し先は次のいずれかです。

- 過去に購入した家電小売店または家電量販店
- 買い換えの場合、新しく家電製品を購入する家電小売店や最寄りの家電小売店

引き渡し方法

家電小売店などに引き渡す場合は、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払い引き渡します。その際、リサイクル券の写しがもらえます。

使用済み小型家電のリサイクル

これまでの「不燃ごみ」などとして処分されてきた小型家電の中には、金・銀などの貴金属やレアメタル(希少金属)といった貴重な金属が多く含まれているものがあります。このため、市では、回収ボックスを設置し携帯電話やデジタルカメラなどの使用済み小型家電を資源物として回収しています。

回収した小型家電は再資源化され、貴金属やレアメタルは再び家電などの原材料として利用されます。

回収方法

市内6か所に設置した専用の回収ボックスへ直接入れてください。

回収ボックスへ入れられるのは、回収品目のうち投入口(縦15cm×横30cm)に入る小型家電に限ります。

回収ボックス設置場所

- 匝瑳市役所(八日市場ハ793番地2)
- 野栄総合支所(今泉6474番地)
- 八日市場ドーム(八日市場ハ793番地1)
- のさかアリーナ(今泉6536番地1)
- 匝瑳市商工会(八日市場イ2404番地1)
- カインズスーパーセンター八日市場店(八日市場口118番地)

※各設置場所の開庁日、開館日、営業日にご利用ください。



▶ 回収品目

- 1 携帯電話、公衆用PHS端末
- 2 電話機
- 3 パソコン(ノートブック型)
- 4 デジタルカメラ、ビデオカメラ
- 5 MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)、CDプレーヤー、ICレコーダー、ヘッドホンおよびイヤホン
- 6 ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード
- 7 電子書籍端末、電子書籍リーダー
- 8 電子辞書、電卓
- 9 テレビ(電池式または蓄電池を使用する液晶テレビに限る)、CSデジタルチューナー、地上デジタルチューナー、ケーブルテレビ用STB
- 10 電気かみそり、電動歯ブラシ、ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気バリカン、電気かみそり洗浄機
- 11 懐中電灯
- 12 ジューサー
- 13 電気ドリル(電池式含む)、電気スクリュードライバー
- 14 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテク系トレンドトイ
- 15 カーカラーテレビ、カーステレオ、カーCDプレーヤー、カーMD、カーDVD、カーアンプ、カースピーカー、カーナビゲーションシステム、カーチューナー、カーラジオ、ETC車載ユニット、VICSユニット
- 16 リモコン、充電器(理容機器、カメラなどの充電器)、プラグ・ジャック、ACアダプター

▶ 注意事項

- 携帯電話など個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してから出してください。
- 一度入れたものは、返却できません。
- 袋や箱から出して、回収ボックスに入れてください。
- 電池などは取り外してから出してください。
- CDやMDなどの記録媒体は回収対象外です。
- 回収ボックスに入らないものは、従来通りの方法で排出してください。

▶ 充電式電池の回収・リサイクル

電池には使い切りの乾電池(一次電池)と、充電して繰り返し使える充電式電池(二次電池)があります。

充電式電池は、身の回りの電気製品、例えばビデオカメラ、携帯電話、シェーバー、ヘッドホンステレオなどに使われています。

回収・リサイクルにご協力を

充電式電池はニッケル、カドミウム、コバルトなどの貴重な資源を含んでいるため、メーカーが回収しリサイクルすることが法律で義務付けられています。しかし、充電式電池回収の必要性がまだ消費者に十分周知されていないこともあり、回収率が上がっていないのが現状です。

電気製品が不要になったり、充電を繰り返して電池が劣化したりした場合、充電式電池を乾電池とは別にして、ごみとして捨てず、充電式電池リサイクル協力店(電器店やスーパーなど)にある「充電式電池リサイクルBOX」に入れてください。

▶ 家庭系パソコンの処理

▶ 対象となる機器

- デスクトップ型パソコン(本体)、ノートブック型パソコン
 - ブラウン管(CRT)式表示装置、液晶式表示装置
 - ディスプレイ(CRTまたは液晶)一体型のパソコン
- ※購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収されます。
- ※プリンターなどの周辺機器、ワープロ専用機、PDA(携帯情報端末)は対象となりません。

▶ 処理の申し込み

申し込みは、各パソコン製造メーカーになります。
詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ(<https://www.pc3r.jp/>)をご覧ください。

注意事項

- メーカーへの申し込み内容と回収されたパソコンが違う場合、各メーカーの製品集荷倉庫での確認の後、返品されます。
- 一度回収されたパソコンは返品されません。
- 大切なデータは、使用者自身の責任においてリサイクルに出す前に削除しておいてください。

▶ その他処理が難しいごみ

▶ 消火器の処分方法

消火器の処分は、一般社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店(特定窓口)と協力して行っています。

市内のリサイクル申し込み窓口

- 株式会社笠井商会
高野1458番地 ☎72-2334
- ※処分には「リサイクルシール」、運搬費用・保管費用が必要です(料金は、窓口へお問い合わせください)。

郵送回収

- 事前に電話またはインターネットでの申し込みが必要です。
- 申込先: ゆうパック専用コールセンター
☎0120-822-306

リサイクルシステムに関する問い合わせ先

- 一般社団法人日本消火器工業会代理
● 株式会社消火器リサイクル推進センター
☎03-5829-6773
<https://www.ferpc.jp/>

▶ 使用済二輪車の廃棄時引き取り方法

二輪車製造会社と輸入事業者が「二輪車リサイクルシステム」により、リサイクルマークが貼付されている車両またはリサイクル料金の払い込みがなされた車両を、「使用済二輪車」として回収しています。

※平成23年10月からは、二輪車製造会社・輸入事業者が国内で販売した車両は、リサイクルマークの有無にかかわらず、リサイクル料金の払い込みが不要です(使用済二輪車取扱店へ持込みの場合、別途、運搬料金が必要)。

二輪車リサイクルシステムに関する問い合わせ先

- 二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



▶ 廃FRP船の処分方法

FRP(ガラス繊維強化プラスチック)船は、一般社団法人日本マリン事業協会によるFRP船リサイクルシステムで処理が行われています。

FRP廃船の処理、リサイクルの際は、FRP船リサイクルシステムの「登録販売店」へ申し込み手続きが必要です。

FRP船リサイクルシステムに関する問い合わせ先

- FRP船リサイクルセンター(一般社団法人日本マリン事業協会内) ☎03-5542-1202
<https://www.marine-jbia.or.jp/recycle/>

リサイクル情報コーナー

市では、3R運動推進の一環として、一般家庭で不要になった生活用品などを有効利用するために「リサイクル情報コーナー」を設置しています。

▶ リサイクル情報コーナーの取扱品目

家庭で使用しなくなったもので、まだ十分利用できるもの

- 家具類 ● 電化製品 ● 暖房器具 ● 音響機器
- その他

※自動車、オートバイ、食料品、宝石、貴金属、携帯電話、動植物、その他一般人相対の取引として不適当と思われる品物については取り扱いしません。

▶ 利用方法

① 情報を登録する

「譲ります」「譲ってください」の情報は、直接または電話・ファクスで環境生活課に申し込んでください。費用は無料です。

② 情報の掲示

情報は、市役所1階のリサイクル情報コーナーと市ホームページ上に3か月間掲示します。

③ 直接交渉

リサイクル情報コーナーを見て希望する品物や譲りたい品物があったときは、直接連絡を取り、受け渡しの方法などについて話し合ってください。

なお、連絡先については、環境生活課へお問い合わせください。

④ 交渉が成立したら

交渉成立後は、必ず環境生活課へ連絡してください。

⑤ その他

掲示内容について、電話での問い合わせは市では受け付けません。必ず自分で掲示板やホームページを確認してください。

環境

問い合わせ 本庁 環境生活課・環境班 ☎73-0088

合併処理浄化槽設置費の一部補助

一般住宅、併用住宅などに小型合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する場合に補助金を交付しています。

住宅の建て替え、新築などでの設置に12万円、既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に付け替える場合は、下表の額が上限額です。

人槽区分	補助金の限度額	
	くみ取り便槽から合併処理浄化槽に付け替える場合	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に付け替える場合
5人槽	532,000円	612,000円
6人槽、7人槽	614,000円	694,000円
8人槽~10人槽	748,000円	828,000円

▶ 補助対象者

- 市内に居住し、または住宅の取得後に市内に住所を移転する人で、市内で住宅に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する人(併用住宅を含む)
- 市税および国民健康保険税に未納がないこと

▶ 注意事項

- 補助金を受ける場合、工事着工前に申請が必要です。
- 既設の便槽を住宅用に使用していたことを確認するので、申請前に既設の便槽を処理しないように注意してください。
- 工事を年度内に必ず完了させ、実績報告書を提出する必要があります。
- 予算に限りがありますので、設置を予定している人は事前にお問い合わせください。

脱炭素化促進に係る住宅用設備等設置費の一部補助

脱炭素化促進に係る住宅用設備等を設置しようとする人に対し、補助金を交付します。

対象設備等や補助金額などの詳細についてはお問い合わせください。

し尿のくみ取り(くみ取り便所、簡易水洗、仮設トイレ)

し尿のくみ取りは東総衛生組合で行っています。

くみ取りを新規に希望する場合、し尿のくみ取り回数・請求先・世帯名などの変更をする場合、または引っ越しなどによりし尿のくみ取りが不要となった場合は、同組合または環境生活課に申請(変更、取り消し)してください。

すでに申請済みで、し尿のくみ取りを希望する場合は、収集委託業者へ直接作業を依頼してください。

▶ 収集委託業者/委託地区

- (株) トーソーエンバイテック ☎72-4469/須賀地区、共興地区、平和地区、椿海地区
- (株) 五十嵐商会 ☎84-1119/中央地区、豊栄地区、匠瑳地区、豊和地区、吉田地区、飯高地区、野田地区、栄地区

▶ し尿処理手数料

し尿処理手数料は、10リットルにつき156.2円(税込み)です。仮設トイレの場合は、別途550円(税込み)が加算されます。

※手数料は1か月分をまとめて、納付書が送付されますので、翌月の25日までに納入してください。口座振替も利用できます。

▶ 問い合わせ先

●東総衛生組合 ☎62-0794
<http://www.toso.or.jp/>

道路・水路

問い合わせ 本庁 建設課・管理用地班 ☎73-0092
野栄総合支所 ☎67-3111

道路などのことでお困りのとき

▶ ご連絡、ご相談ください

次の場合は、ご連絡またはご相談ください。

- 道路舗装に穴が空いている
- 道路側溝や路肩が壊れている
- カーブミラーやガードレールを付けてもらいたい
- 事故でカーブミラーやガードレールを壊してしまった
- 市道番号を調べたい

▶ 申請が必要です

次の場合は、申請が必要です。

- 市道との境界を確認したい(境界確定申請)
- 排水を接続したい(道路占使用許可申請)
- 道路の下に横断管を埋設したい(道路占使用許可申請)
- 道路側溝や舗装を自費で整備したい(道路工事施行承認申請)

▶ 国道・県道に関しては

国道、県道に関しては管轄する千葉県海匠土木事務所にご相談ください。

千葉県海匠土木事務所

八日市場イ1999番地 ☎72-1100

水道

問い合わせ 八匠水道企業団 ☎73-3171

水道の手続き

次の場合は八匠水道お客様センターへ届け出をしてください。

- 引っ越しなどによる水道の使用開始・中止手続きをするとき
- 水道の使用者が変わるとき
- その他変更があるとき

八匠水道企業団 お客様センター

生尾10番地 ☎79-7001

水道が故障したとき

蛇口の取り付け部分や給水管などから水が吹き出したときは、簡単に修理はできません。応急処置をして、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

▶ 応急処置の方法

- メーターボックス内の止水栓を右に90度回してください。水の吹き出しが止まります。
- 蛇口の水漏れは、蛇口のハンドルと胴体を固く縛ってください。
- 給水管からの水漏れは、タオルなどを巻き付け、ゴムや針金などで縛ってください。

※メーターより上流の給水管などは、ポリエチレン管を使用しています。スコップなどで簡単に傷が付くため注意してください。道路で漏水しているときは、八匠水道企業団まで連絡してください。

宅内漏水の見つけ方

見た目には分かりにくい漏水も、ちょっとした注意で見発可以发现。次のようなときは注意しましょう。

- 心当たりがないのに、急に水道の使用量が増えたとき
- 蛇口や壁に耳を当てると、「シュー」という水の流れるような音がするとき
- 台所や風呂場など配管してある壁や、羽目板がいつもぬれているようなとき
- 配管してある付近の地面がぬれているとき
- 下水溝やマンホールにいつもきれいな水が流れているとき

▶ 水道メーターで分かる漏水

- 家中の蛇口を全部閉めて水道メーターを見てください。
- 水道メーターの1リットル指針か、パイロットが動いていれば漏水信号です。



パイロット
1リットル指針

※水道メーターは、ときどき見る習慣をつけてください。

※蛇口の水漏れは、コマパッキンを取り替えるだけで簡単に修理できます。

▶ パッキンの交換方法

- 1 メーターボックス内の止水栓を右に90度回して水を止めます。
- 2 蛇口を全開にして、スパナで「パッキン押さえ」の部分を外します。
- 3 蛇口の上部を外し、新しいコマパッキンと取り替えます。
- 4 蛇口を元通りに締めて止水栓を全開にします。



環境・住まい

動物・ペット

問い合わせ 本庁 環境生活課・環境班 ☎73-0088
野栄総合支所 ☎67-3111

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法で義務付けられている生後90日以上飼育の犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射済票交付事務を行っています。

狂犬病予防注射には、動物病院で接種できる個別方式と毎年4月および5月に市内各所で実施する集合方式がありますので、必ずどちらかの方式で予防注射を受けてください。

犬の登録(新規登録)

犬を取得した日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内に申請してください。登録は生涯1回だけです。

「犬の登録申請書」に動物病院発行の狂犬病予防注射済証を添えて手続きをしてください。

登録手数料は3,000円、狂犬病予防注射済票交付手数料は550円です(合計3,550円)。

既登録犬の注射済票の交付

毎年1回、必ず狂犬病予防注射を受けてください。

予防注射をした場合、動物病院発行の狂犬病予防注射済証を添えて手続きしてください。

狂犬病予防注射済票交付手数料は550円です。

狂犬病予防注射の猶予の届け出

獣医師に相談の上で、病気やアレルギーなどで、当該年度内に予防注射ができない場合、環境生活課まで連絡してください。当該年度の予防注射の猶予の手続きをします。手数料は掛かりません。

鑑札の再交付

「犬の鑑札再交付申請書」に再交付手数料1,600円を添えて申請してください。

注射済票の再交付

「狂犬病予防注射済票再交付申請書」に、再交付手数料340円を添えて申請してください。

犬の死亡届

犬が死亡した場合には届け出てください。

登録事項変更届

犬の所在地や、飼い主の住所(転居・転入)・氏名(名称)の変更があった場合は、「犬の登録事項変更届」を提出してください。

なお、市外から転入の場合は、前住所地で交付された鑑札をお持ちください。市外へ転出した場合は、転出先の市区町村の畜犬担当課へ鑑札を持参し手続きしてください。

犬・猫の不妊・去勢手術の一部助成

犬・猫がみだりに繁殖し、適正な飼養を受ける機会が与えられないまま遺棄されることを防止するため、不妊および去勢手術に係る費用の一部を助成しています。

補助金の額

犬・猫1匹当たり 5,000円

補助対象者

市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている人で、次に掲げるすべての要件を満たす人

- 獣医師により手術が可能であると判断され、手術を受けた生後6か月以上の犬・猫の飼い主であること
 - 犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録を済ませている犬の飼い主であること
 - 市税および国民健康保険税に未納がないこと
- ※世帯当たり同一年度内に1匹に限ります。

交付申請の方法

手術を行った日の属する年度内(4月から翌年3月末日まで)に、「犬等の不妊及び去勢手術補助金交付申請書」に、次の書類を添付して環境生活課または野栄総合支所へ提出してください。

- 手術代の領収書
- 市税および国民健康保険税に未納がないことを証する書類(完納証明書)または、市税および国民健康保険税の納付状況確認同意書

※振込先が分かるよう通帳などを持参してください。振込先は申請者名義の口座に限ります。

〈 広告 〉

いいぐら台動物病院



診療受付時間
午前9:00～12:00
火曜日休診

〒565-0821 堺市飯倉台21-8
☎ 0479 73-5246

空き家対策

近年、適切な管理が行われていない空き家が社会問題化し、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市でも空き家に関する相談が増えていることを受け、平成29年12月に「匝瑳市空家等対策の推進に関する条例」を施行しました。

空き家の所有者(管理者)の皆さんへのお願い

法令では、空き家の所有者(管理者)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるものと定められています。

空き家は放置すると老朽化が進み、屋根材の飛散、塀や建物の倒壊、草木の繁茂や害虫の発生など、近隣住民の生活に悪影響を及ぼします。また、空き家を管理不全な状態で放置した結果、家屋の倒壊や屋根材の飛散などによって他人に被害を与えた場合には、空き家の所有者(管理者)が責任を問われる場合もあります。

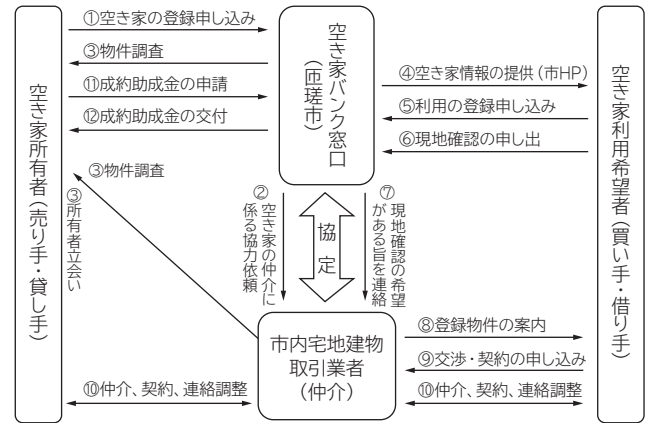
定期的に空き家を確認し、草刈りや損傷箇所の修繕を行うなど適切に管理をしてください。

「空き家バンク」制度

市では、空き家の有効活用を通じた移住・定住の促進による地域活性化のため、「匝瑳市空き家バンク事業」を実施しています。

「空き家を誰かに売りたい、貸したい」などと考えている空き家所有者の皆さんは、空き家バンクをご利用ください。

詳しくは、市ホームページの「匝瑳市空き家バンク」のページをご覧ください。



空き家バンクに関する問い合わせ先

- 本庁 企画課・まちづくり戦略室 ☎ 73-0081

空き家の情報提供のお願い

地域に管理されていない空き家があり、周辺に悪影響を及ぼしている場合は、下記まで情報提供をお願いします。

市で現地調査・所有者調査を実施した後に所有者や管理者に対して、助言や情報提供を行います。

連絡先

- 本庁 都市整備課・管理班 ☎ 73-0091



市営住宅

問い合わせ 本庁 都市整備課・管理班 ☎73-0091

市営住宅は公営住宅法に定められた低所得者のための住宅です。

市内の市営住宅

新つばき団地(平成14年築)

椿1664番地5 1DK、2DK、3DK

いいぐら団地(昭和46年～50年築)

飯倉1365番地 2DK

※家賃は収入や家族構成などにより異なります。

※つばき団地、すみれ団地、丸の内団地、高松団地は、老朽化のため新規入居者の募集は行いません。

市営住宅入居資格

市営住宅に入居できるのは、

- 1 持ち家がなく、現在住宅に困窮していることが明らかなる人
- 2 市税および国民健康保険税に未納のない人
- 3 市内に住所または勤務場所を有する人
- 4 申し込み本人または同居しようとする家族が暴力団員でないこと
- 5 市長が適当と認める連帯保証人があること(原則として市内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入を有する人)

のすべてを満たす人の中で、

募集月の前月末日現在で、60歳未満の人

- 1 単身入居は不可(同居する親族、婚姻予約者、または婚姻届を出していないが事実上婚姻関係と同等の事情にある人のいずれかがいること)
- 2 入居希望者全員の収入の合算額(認定月収額)が15万8,000円以下であること

募集月の前月末日現在で、60歳以上の人

- 1 単身入居可
- 2 入居希望者全員の収入の合算額(認定月収額)が、15万8,000円以下であること

身体障がい者・精神障がい者・生活保護法の被保護者・戦傷病者・原子爆弾被爆者・引揚者

- 1 単身入居可
- 2 入居希望者全員の収入の合算額(認定月収額)が、21万4,000円以下であること

提出書類

申し込み時に必要な書類

- ☑ 市営住宅入居申込(申出)書
 - ☑ 収入に関する書類
- ※申し込みが募集戸数を超えた場合は、抽選により入居候補者を決定します。

入居候補者が必要な書類(資格審査を行います)

- ☑ 源泉徴収票の写しなどの収入を証明する書類(入居予定者全員)
- ☑ 健康保険被保険者証の写し(入居予定者全員)
- ☑ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書。入居予定者全員分が記載されているもの)
- ☑ 住民票の写し(入居予定者全員分で記載内容の省略のないもの)

- ☑ 市税および国民健康保険税に未納がないことを証する書類(完納証明書)
- ☑ 請書(入居連帯保証書)
- ☑ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ☑ 連帯保証人の所得証明書

該当する人のみ必要な書類

- ☑ 婚約証明書(婚約中に申し込んだ人。用紙は都市整備課で配布)
- ☑ 身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・生活保護法の被保護者証明書・戦傷者手帳・原子爆弾被爆者認定書・引揚者証明書などの写し
- ☑ 家賃領収書の最近3か月分(借家・アパートなどに居住している人)
- ☑ その他(就職・退職などした人はその証明書類)

募集時期

募集は年4回程度(2月・5月・8月・11月)の予定で、空き室のある場合に行います。募集時期は広報紙および市ホームページでお知らせします。

その他注意事項

- ペットなどを飼うことはできません。
- 入居時には敷金(決定家賃の3か月分)と入居月の日割り家賃が必要となります。
- 入居後は市営住宅へ住所変更し、変更後の住民票の写しの提出が必要です。

住宅の建築など

問い合わせ 本庁 都市整備課 ☎73-0091

建築確認

建築物を建築(増築や改築を含む)しようとするときは、あらかじめ建築確認申請を行い、千葉県の建築主事または民間の指定確認検査機関の確認を受ける必要があります。

用途地域などの指定

市では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づく「用途地域」などが定められています。

用途地域などの区分により建ぺい率と容積率などが決められていますので、建物を建てる際には、事前に都市整備課に用途地域などを確認してください。

木造住宅耐震診断・改修補助金

地震に強いまちづくりを進めるために、昭和56年5月31日以前に建築された既存の木造住宅について耐震診断・改修工事を実施した場合に、費用の一部を補助しています。申請が必要ですので、事前に都市整備課にお問い合わせください。

住宅リフォーム補助

市内の施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う市民に対して、その工事費用の一部を補助します。

対象住宅

- 新築から10年以上経過している住宅
- その他の住宅に係るリフォームなどの補助を受けていないこと

対象者

- 住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族で、本市の住民基本台帳に登録がありかつ居住している人
- 補助金交付後10年以上居住する意思を持っている人
- 所有者および申請者の世帯全員が市税および国民保険税に未納がないこと など

対象工事

- 市内の施工業者によるリフォーム工事(工事金額が税抜き20万円以上のもの)
 - 別途定める項目のいずれかに該当するリフォーム工事
 - 当該年度の1月末日までに工事が完了し、かつ実績報告ができること
- ※共同住宅および併用住宅については、個人住宅部分のみ該当

補助金の交付額

工事金額(税抜き)の10分の1(上限20万円。1,000円未満の端数は切り捨て)

申し込み

工事の契約前に、申請書のほか必要書類を添付して提出してください。

- 申請先 都市整備課・管理班

防犯対策

問い合わせ 本庁 環境生活課・市民協働班 ☎73-0088
野栄総合支所 ☎67-3111

車上ねらいの防止

市内において、「車上ねらい」事件が多発しています。車から離れたほんのわずかの間に発生しています。皆さんの大切な愛車や貴重品を守るため、しっかりと防犯対策をしましょう。

車上ねらい(自動車などの車内から金品を盗むこと)

手口

車から離れたほんのわずかの時間や、シャッターなどの無い駐車場の車からバッグや貴重品が盗まれています。

対策

- 短時間の駐車でも窓を完全に閉め、必ずドアロックを掛ける。
- 警報装置を付ける。
車外から見えるところに「警報装置設置」と表示すると効果的です。
- 車内に貴重品(バッグ、財布、免許証、カード類など)を置いたまま車から離れない。
ドアロックをしていても車外からバッグや現金などが見えると、車上ねらいのターゲットになります。
- 路上駐車はせず、監視の行き届いた安全な駐車場に止める。

子どもの安全対策

子どもたちが犯罪に遭う事件が後を絶ちません。子どもたちが被害に遭わないよう、今すぐにできる防犯対策に取り組みましょう。

地域みんなで、子どもの安全を守りましょう

登下校の時間帯に通学路の子どもたちを見守りましょう。暗くなるまで遊んでいる子どもを見掛けたら、早く帰るよう「ひと声」掛けましょう。

防犯意識を持たせるため、子どもに三つの合言葉を覚えてもらいましょう

危険回避の合言葉「いか・の・お・す・し」

- ついて「**いか**」ない
- 車に「**の**」らない
- 助けて！と「**お**」お声を出す
- 怖い思いをしたら大人のいる方に「**す**」ぐ逃げる
- 周りの人にすぐ「**し**」らせる

不審者を見分ける合言葉「は・ち・み・つ・じま・ん」

- しつこく「**は**」なし掛けてくる人
- ぐんぐん「**ち**」かづいてくる人
- じっと「**み**」つめてくる人
- 後をいつまでも「**つ**」いてくる人
- 「**じ**」っと「**ま**」っている人
- こんな人に会ったら「**ん?**」と注意

危険な場所を見分ける合言葉「ひ・ま・わ・り」

- 「**ひ**」とりだけになる所
- 「**ま**」わりから見えない、見えにくい所
- 「**わ**」かれ道、裏道がある所
- 「**り**」ようされていない家や空き地がある所



電話de詐欺

電話de詐欺(特殊詐欺)の10類型(出典:千葉県警察ホームページ)

オレオレ詐欺

親族などを名乗り、「会社の書類が入ったかばんを無くした。お金が必要」などと言って、金銭などをだまし取る(脅し取る)手口です。

預貯金詐欺

警察官や銀行協会職員などを名乗り、「あなたの口座が悪用されている。キャッシュカードを交換する必要がある」などと言ったり、市役所職員などを名乗り、「医療費の還付金がある。こちらで手続きするのでカードを預かる」などと言って、暗証番号を聞き出した上でキャッシュカードや通帳をだまし取る(脅し取る)手口です。

架空料金請求詐欺

有料サイトや消費料金などについて、「未払いの料金がある。今日中に払わなければ裁判になる」などとメールやはがき(封書)で知らせ、金銭などをだまし取る(脅し取る)手口です。

還付金詐欺

市役所職員などを名乗り、「還付金があるので手続きしてほしい」などと言って、被害者にATM(現金自動預払機)を操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

融資保証金詐欺

実際には融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「融資するには保証金が必要」などと言って、金銭などをだまし取る(脅し取る)手口です。

金融商品詐欺

価値が全くない未公開株や高価な物品などについて嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭などをだまし取る(脅し取る)手口です。

ギャンブル詐欺

「パチンコ打ち子募集」などと雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、会員登録などを申し込んできた人に、登録料や情報料として金銭などをだまし取る(脅し取る)手口です。

交際あっせん詐欺

「女性紹介」などと雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭などをだまし取る(脅し取る)手口です。

その他の特殊詐欺

上記の類型に該当しない特殊詐欺のことをいいます。

キャッシュカード詐欺

警察官や銀行協会、大手百貨店などの職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと言って、キャッシュカードなどを準備させた上で、隙を見てキャッシュカードなどをすり替えて盗み取る手口です。

もしもお金を払ってしまったら

まず、警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を求めましょう。連絡が早ければ、被害を免れることもあります。

振り込み詐欺救済法では、預金口座などへの振り込みを利用して行われた詐欺などの犯罪行為により被害を受けた人の財産的被害の迅速な回復などを目的としています。

金融庁ホームページに救済法について掲載されています。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/index.html>



空き巣

空き巣対策

鍵掛けを確実にしましょう

市内で空き巣被害にあった住宅の半数以上は、鍵が掛かっていないところからの侵入です。

ごみ出しや子どもの送迎など、ちょっとした外出でも必ず鍵を掛けましょう。

特に、鍵掛けを忘れがちな浴室やトイレの窓なども、施錠の確認をしましょう。在宅時にも、使っている部屋以外は鍵を掛けましょう。テレビや電話に集中していたり、昼寝をしたりしているときなどが要注意です。

あいさつを交わしましょう

日頃から近所の人とあいさつを交わしましょう。

普段からあいさつを行っている和不審者の姿や物音に気付きやすくなります。泥棒は、声を掛けられたり、ジロジロ見られたりするのを一番嫌います。

足場になるものは片付けましょう

家の周りに、泥棒が侵入するための足場になるような物を置かないよう片付けておきましょう。

合鍵を置かないようにしましょう

郵便受けや植木鉢の下などに、鍵を置かないようにしましょう。

新聞や郵便物をためないようにしましょう

新聞などがたまっていると、「留守宅である」と泥棒に分かってしまいます。長期間留守にするときは、配達をやめてもらうよう新聞店に依頼をしてください。

防犯灯

防犯灯とは夜間における犯罪、事故などを未然に防止するために、生活道路などを照明する電灯です。

現在、市内には、約4,700灯が設置されており、防犯灯が設置されている柱には、防犯灯管理プレートを貼付してあります。

防犯灯を新たに設置したいとき

防犯灯は、「匠瑳市防犯灯の設置及び維持管理要綱」に基づいて設置をしています。

新たに設置を希望する場合は、地元の区長・連絡員または防犯指導員を通じて、申請してください。

防犯灯の不具合を発見したとき

防犯灯の不点灯や破損などの不具合があった場合には、環境生活課まで連絡をしてください。連絡の際に、防犯灯管理プレート番号(例 5-008匠瑳市)、東京電力の電柱番号(例 飯塚新田103)などを伝えてください。

業者への修理依頼は、原則として、月曜日から金曜日までに連絡のあったものを、翌週の月曜日に行っています。

火葬・葬儀

問い合わせ 山桑メモリアルホール ☎73-8000

山桑メモリアルホール

緑の風景に囲まれ、人生の終幕にふさわしい山桑メモリアルホールは、火葬場と式場が一体となっており、火葬から通夜・告別式までが行える施設です。

予約方法

市町窓口 死亡届提出時に火葬・式場利用の予約申し込みをしてください。

葬祭業者 霊柩車を依頼したとき、火葬・式場利用の予約申し込みをしてください。登録葬祭業者は、山桑メモリアルホールに24時間予約ができます。

※火葬を行う場合は、埋火葬許可証と印鑑を忘れずにお持ちください。

区分	単位	使用料		利用時間	
		管内	管外		
火葬	13歳以上	1体	10,000円	50,000円	—
	13歳未満	1体	7,000円	35,000円	—
	埋葬した死体(改葬)	1棺	6,000円	30,000円	—
	死産児	1胎	5,000円	25,000円	—
	身体の一部	1件	5,000円	25,000円	—
式場	通夜	1回	70,000円	140,000円	16時～21時
	夜間(泊まり)	1回	10,000円	20,000円	21時～翌9時
	告別式	1回	70,000円	140,000円	9時～15時
遺族控室	初七日等供養	1回	5,000円	10,000円	告別式後～17時
霊安室	1棺	24時間	5,000円	10,000円	—

※上表の「管内」とは、死亡者・申請者(喪主)の使用許可時の住所が、一市二町(匝瑳市、多古町、横芝光町の旧光町区域)の住民基本台帳に登録されている場合で、「管外」とはそれ以外の場合です。

※祭壇は4種類(仏式・神式・キリスト式・正宗式)あります。

※使用料は祭壇込みの料金で、式場利用の場合は遺族控室1、火葬の場合は待合室の1部屋込みとなります。

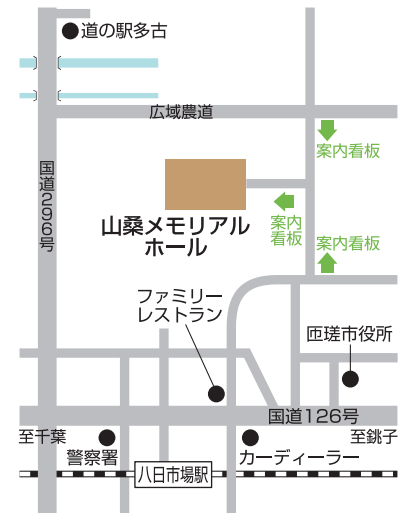
受付時間

8時30分～17時

休日

毎月第2・第4友引日(通夜は可能)と、1月1日・2日の年間26日

案内図 〒289-2105
山桑730番地



環境・住まい





農林水産業・商工業

農林水産業

問い合わせ 本庁 農林水産課・振興班 ☎73-0089
野栄総合支所 ☎67-3111

認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者から提出された経営改善計画を市長が認定し、改善計画の達成に向けて行政や農業関係機関・団体が支援していく制度です。

- 低利資金の融資(スーパーL資金、スーパーS資金、農業近代化資金のうち認定農業者の特例分)が受けられます。
- 一定要件以上の規模拡大を図った場合に、設備の割増し償却ができます。
- 規模拡大のための農地の利用集積に当たっては、優先的に配慮されます。

農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、優良農地の保全と農業の振興を図ろうとするものです。

農地を住宅地などに転用するために、農用地区域から除外する場合には、農振法に基づく手続きが必要となります。

農林水産業制度融資

農林水産業に携わる皆さんが、経営規模の拡大や事業の改善を行うのに必要な資金を、長期・低利に利用できるよう設けられた制度です。

約定通り返済された場合には、利子補給を受けることができます。

農業近代化資金

農業経営の改善のため、建構築物、農機具などの整備拡充などにより、農業経営の発展に必要な資金です。

- 限度額: 個人1,800万円、集落営農組織・農事組合法人2億円など
- 償還期間: 7~20年以内

農業経営基盤強化資金

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の経営改善計画などの認定を受けた農業者(認定農業者)が計画に即した規模拡大、その他経営展開を図るのに必要な資金です。

- 限度額: 個人6億円、法人20億円
- 償還期間: 25年以内

漁業近代化資金

漁業経営の改善のため、漁船、漁具および水産施設などを取得するために必要な資金です。

- 限度額: 個人・法人・任意団体など3億6,000万円、漁協など12億円
- 償還期間: 5~20年以内

船員手帳の交付

漁船、その他船舶で船員として就労する場合は、船員法の規定に基づき、船員手帳を受有しなければなりません。

利用権設定等促進事業

農用地の有効利用と経営規模の拡大を図るため、農用地の利用権の設定や所有権の移転を促進する事業です。

農振農用地区域内の農地について所有権移転をする場合、税制上の特例措置があります。

市民農園の貸し出し

野菜や花などの栽培を通じて、農業に対する理解関心を育みながら、都市と農村の相互交流を深めることを目的として、市では市民農園を整備し、利用者に貸し出しています。

農園を適正に管理できる人であれば、借受者の居住地は問いません。市外在住者も利用することができます。

市民農園の紹介

豊和地区飯塚に第一市民農園を、野田地区今泉に第二市民農園を開設しています。

第一市民農園「ふれあい農園飯塚」

ふれあいパーク八日市場の東側に開設された市民農園です。開設以来、市内外を問わず多くの人に利用されています。

- 所在地: 米持980番地4ほか(ふれあいパーク八日市場東側。東総広域農道沿い)
- 区画数: 全35区画(1区画は約30平方メートル)
- 設備: 散水栓、貸し出し農具、一輪車、倉庫、ベンチ、駐車場・トイレ(隣接公園内)
- 貸出期間: 4月1日~翌年3月31日の1年間(単年度契約)
- 賃借料: 1区画当たり 3,000円

第二市民農園「ふれあい農園のさか」

野栄総合支所南側に位置し、のさかアリーナ、のさか花の広場、野栄ふれあい公園など、近隣施設へのアクセスも良好です。

- 所在地: 今泉6539番地ほか(野栄総合支所南側)
- 区画数: 全77区画(1区画は約30平方メートル)
- 設備: 散水栓、貸し出し農具、一輪車、倉庫、ベンチ、駐車場・トイレ(隣接施設内)
- 貸出期間: 4月1日~翌年3月31日の1年間(単年度契約)
- 賃借料: 1区画当たり 3,000円

商工業

問い合わせ 本庁 商工観光課・商工観光班
☎73-0014

市制度融資

千葉県信用保証協会の信用保証に基づき中小企業者の金融難を緩和し、企業の健全な経営発展を図るため設けられた制度です。

約定通り返済された場合には、利子補給を受けることができます。

事業資金(運転資金)

原材料、商品などの仕入れおよび手形買掛金決済などに必要な資金です。

- 限度額: 1,000万円
- 償還期間: 5年以内

事業資金(設備資金)

店舗・工場などの新増築・改装およびその他の機械や各種設備の購入資金です。

- 限度額: 3,000万円(運転資金と併用の場合上限3,000万円)
- 償還期間: 10年以内

小売商業設備近代化資金

小売業を営む事業者が店舗など設備の近代化に要する資金および大型店に入店するために必要な設備資金です。

- 限度額: 2,000万円
- 償還期間: 10年以内

小口零細企業資金(運転資金)

- 限度額: 300万円
- 償還期間: 3年以内

小口零細企業資金(設備資金)

- 限度額: 300万円
- 償還期間: 5年以内
- ① 常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業は5人)以下の法人および個人で事業経営上必要な運転または設備資金であること。
- ② 既存の信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内であること。
- ③ 申込日、前1年間に於いて納期が到来した所得税・事業税・市県民税のいずれかが課され、かつ完納していること。

※市県民税については、所得割が課されていることが条件となります。

市制度融資の申込資格

市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者で、市税および国民健康保険税に未納がないこと。

創業支援

空き店舗活用支援事業補助金

空き店舗対策や起業支援を図るため、市内の空き店舗を活用して事業を行う人を対象に、店舗の改装費や賃借料の一部を補助します。

- 対象となる空き店舗: 過去に営業が行われていた実績があり、3か月以上営業が行われていない匝瑳市の区域内に所在する店舗
 - 補助の内容: 店舗改装費は補助対象経費の2分の1以内で上限80万円(原則、市内事業者の工事請負に限る)。店舗賃借料は補助対象経費の2分の1以内で月額上限5万円(通算24月限度)
- ※補助金は供給可能で、2年間で最大200万円を交付します。

創業資金利子補給金

市内での創業を資金面で支援するために、株式会社日本政策金融公庫または千葉県の創業資金の融資を受けた人に対し、利子の一部を補給します。

- 対象: 市内に事業所を有し、事業を展開している(する予定の)人または法人
- 対象融資: 株式会社日本政策金融公庫の「新創業融資制度」「新規開業資金」「女性、若者/シニア起業家支援資金」「再挑戦支援融資」「生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの」。千葉県の創業資金
- 補給率: 年1% (金利が1%以下または特定創業支援事業(匝瑳市創業塾など)を受けた場合は利子の全額を補給)
- 補給期間: 36月以内
- 融資額: 3,000万円以下の融資

※申請期限は利子補給対象期間(1月から12月)の翌年1月末までです。

農業委員会

問い合わせ 農業委員会 事務局 ☎73-0090

農地の権利移転・設定・農地転用

農地を農地として所有権移転や貸し借りなどをする場合は、農業委員会の許可が必要です。

また、農地を農地以外に転用する場合は、千葉県知事の許可が必要です。

農業者年金

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的年金です。

認定農業者など一定の要件を備えた担い手に対しては、保険料の国庫補助があります。

〈 広告 〉

中古農機具の買取・販売店

インターネットからも査定申込ができます!

農機具王 千葉 検索

農機具王 千葉店

お気軽にお電話ください

☎0479-74-3930

千葉県香取郡多古町飯笹 1168-82
■ 営業時間 9:00 ~ 17:00 ■ 定休日 木曜日



広報・広聴／議会／選挙

広報・広聴

問い合わせ 本庁 秘書課・広報広聴班 ☎73-0080

広報そうさ

毎月1日に、広報紙「広報そうさ」を発行し、新聞折り込みでお届けしています。市政の動きや催し、地区の話題、日常生活に必要な情報がいっぱいです。

紙面は、市ホームページや専用アプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

希望する新聞未購読世帯には郵送します。



市ホームページ

市の概要をはじめ生活に役立つ情報を提供します。

(<https://www.city.sosa.lg.jp/>)



市公式Twitter(ツイッター)

市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報などを発信しています。詳しくは市ホームページ「公式Twitter」をご覧ください。

アカウント @sosa_city

https://twitter.com/sosa_city



広聴制度

市民参加のまちづくりを推進するため、市民の皆さんのご意見・ご提言などをお聴きする広聴制度を設けています。

市長への手紙

広報そうさへ刷り込んだ専用の手紙、または、はがきなどでも受け付けています。はがきなどの場合は、「市長への手紙」と必ず記入してください。

メール

市ホームページの専用フォームから送信してください。

ご意見箱

市役所ロビー、野栄総合支所、八日市場公民館に設置してある「まちづくりご意見箱」に投函してください。

まちづくり懇談会

団体やグループと市長が直接意見交換を行うスタイルのタウンミーティングです。

テーマを決め、10人以上のグループで申請してください。

まちづくり市長出前講座

まちづくりに関するテーマについて、市長が団体やグループに直接説明し、意見を伺います。

講座を選び、10人以上のグループで申請してください。

議会

問い合わせ 市議会 事務局 ☎73-0099

市議会

匝瑳市を豊かで住みよいまちにするために、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて市政運営の話し合いが持たれます。この代表者が「市議会議員」で、市議会議員が市民生活に関わる物事を話し合い、決定する場を「市議会」といいます。

また、市長は、市議会で審議・決定した市の予算や条例などに基いて仕事をを行います。このことから、市議会を「議決機関」といい、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会などを「執行機関」といいます。

議員定数

本市の議員定数は、18人です。

議会の開催

議会は、毎年3月・6月・9月・12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて特定の事件に限って開かれる臨時会があります。議会の招集は市長が行いますが、会期(開会から閉会までの期間)は議会が決めます。

本会議

本会議は、議案(議会の議決を要する予算、条例、決算などの案件など)を審議し、議会の最終的意思を決める会議で、原則半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができません。

本会議では、提出された議案の説明があり、これに対して議員が問いただしたり(質疑)、意見を述べたり(討論)します。この他、市政全般についての質問(一般質問)をすることができます。

委員会

議会に提案された議案、請願などは、議会で直ちに決めることもありますが、数が多く内容が広範囲にわたるため、いくつかの部門に分け、詳しく専門的に審査できるように委員会が設けられています。

現在、市議会には常に設置されている「総務」「文教福祉」「産業建設」「予算決算」の4常任委員会があり、議員は、予算決算常任委員会とその他の委員会一つに所属します。

また、議会の運営をスムーズかつ能率的に行うため、議会の運営に関するさまざまな問題についての協議を行う「議会運営委員会」が設けられています。

さらに、必要に応じて「特別委員会」を設けることができます。

総務常任委員会

市政の企画、財政、税務、消防などに関する事項を審査します。

文教福祉常任委員会

保健、福祉、学校教育、生涯学習、医療などに関する事項を審査します。

産業建設常任委員会

環境、道路、住宅、都市計画、商業、工業、農林水産業などに関する事項を審査します。

予算決算常任委員会

市の予算、決算に関する事項を審査します。

議会運営委員会

議会運営に関する事項を協議します。

請願・陳情

請願・陳情は、市政などについて、皆さんが直接市議会に要望を伝えられる制度であり、また、誰にでも認められている権利です。

▶ 請願・陳情書の提出方法

請願・陳情書を提出する場合には、次の事項に留意してください。

- 書式は決まっていますが、用紙はA判サイズを用いてください。
- 請願は、1人以上の紹介議員が必要です。表紙に紹介議員の署名または記名押印を受けてください。
- 請願書には、請願の趣旨、請願者の住所（法人の場合はその名称および所在地）を記載し、請願者の署名または記名押印（法人の場合は代表者の署名または記名押印）が必要です。なお、連絡先の電話番号も記載してください。
- 請願書はいつでも受け付けています。定例会ごとに審査するため、定例会招集日の週の前週の金曜日（前週の金曜日が休日の場合は、その前日）までに提出されない場合は、次回の定例会で審査することになります。
- 陳情書を提出する場合も書式は同様ですが、紹介議員は必要ありません。
- 本市議会の申し合わせにより、郵送による請願・陳情書の提出は受け付けいたしません。

傍聴

議場の傍聴席は38席あります。会議当日、受け付けで住所・氏名を傍聴人名簿に記入すれば傍聴ができます。

選挙

問い合わせ 選挙管理委員会 事務局 ☎73-0084

選挙人名簿

選挙のときに投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。選挙人名簿の登録は選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて職権で行います。

▶ 登録の要件

- 満18歳以上の日本国民であること
- 市内に住所があること
- 住民票が作成された日（転入の届け出をした日）から、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録されていること

▶ 登録の時期

定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の各1日現在で登録資格のある人を、同日（同日が地方公共団体の休日に当たる場合は、直後の休日以外の日）に登録します。

選挙時登録

選挙が行われる場合に、その都度、基準日を定めて登録資格のある人を登録します。

補正登録

資格がありながらも選挙人名簿に登録されないときは、本人の申し出により登録されます。

投票日に投票所へ行けない場合の制度

投票日に投票所へ行けない場合、次の制度があります。

▶ 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用務がある人は、期日前投票ができます。

投票期間 選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで

投票場所 期日前投票所（市役所ロビーなど）

投票時間 8時30分から20時まで

▶ 病院など施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームなどに入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

希望する人は、施設の担当者まで申し出てください。

▶ 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の所有者で障がいの程度が下表に該当する人や、要介護状態区分が「要介護5」の人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

手帳の種類	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

※郵便などによる不在者投票を行うためには、匝瑳市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

▶ 滞在地での不在者投票

本市の選挙人名簿に登録されている人で、仕事などの都合で投票日までに匝瑳市に帰れない人は、滞在地の選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。

投票の方法

- 1 匝瑳市選挙管理委員会などから「投票用紙等の請求書兼宣誓書」を取得する。
- 2 匝瑳市選挙管理委員会に対し、1の文書で投票用紙を請求する。
- 3 匝瑳市選挙管理委員会から郵送されてきた投票用紙などを滞在先の選挙管理委員会に持参して不在者投票を行う。



相談

各種相談

相談窓口一覧

相談はすべて無料です。相談日や場所などは変更になることがありますので、事前に広報紙や市ホームページでご確認ください。

相談名	内容	日時	場所	予約・問い合わせ
日曜納税窓口・納税相談	市税などの納付・相談	毎月第2・4日曜日 9時～12時	市役所税務課	市役所税務課 ☎73-0087
夜間納税窓口・納税相談	市税などの納付・相談	毎月25日 17時30分～19時30分 (休日の場合は翌日以降の開庁日)	市役所税務課	市役所税務課 ☎73-0087
税の無料相談(要予約)	税全般に関する相談	毎月第3火曜日 10時～12時、13時～16時	銚子商工会館	千葉県税理士会銚子支部 ☎22-3901(平日午後受け付け)
法律相談(要予約)	法律全般に関する相談	隔週月曜日 13時～	野栄福祉センター	社会福祉協議会 ☎67-5200
司法書士による電話相談	登記・法律・債務など	毎週月・水曜日 14時～17時 毎週土曜日 10時～12時、13時～15時	電話のみ ☎0120-971-438	千葉司法書士会 ☎043-246-2666
行政書士会無料相談	相続・遺言・許認可など	毎月第3日曜日 13時30分～16時	広報紙などでご確認ください	広報紙などでご確認ください
人権・行政合同相談	人権に関わる悩み、行政に関する相談など	毎月1回 10時～15時 毎月1回 13時～15時	市民ふれあいセンター 野栄総合支所	市役所秘書課 ☎73-0080
人権相談	人権に関わる悩みなど	月～金曜日 8時30分～17時15分	電話のみ ☎0570-003-110	法務局匠瑛支局 ☎72-0334
福祉電話相談	福祉全般に関する相談	24時間 365日 ※訪問相談あり。夜間は電話転送で対応。	電話のみ ☎60-2578	海匠ネットワーク
こころのピア相談(要予約)	ピアサポーターによる個別相談	月～金曜日 9時～16時	市役所福祉課	市役所福祉課 ☎73-0096
精神保健福祉相談(要予約)	心の健康、精神疾患	毎月第3水曜日 13時30分～15時	八日市場地域保健センター	八日市場地域保健センター ☎72-1281
DV被害相談	配偶者などからの暴力など	毎週月～金曜日 9時～17時 毎日 24時間 ※女性のみ	八日市場地域保健センター 電話のみ ☎043-206-8002	八日市場地域保健センター ☎73-2321(電話受け付け) 千葉県女性サポートセンター
家庭児童相談	不登校・児童虐待など	月～金曜日 9時～16時	市役所福祉課	市役所福祉課 ☎73-0096
子育て電話相談	子育ての悩みなど	毎週月・水・金曜日 9時～16時	電話のみ ☎80-9560	市役所生涯学習課・生涯学習室
消費生活相談	契約時のトラブルなど	毎週月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時	市役所商工観光課	匠瑛市消費生活センター ☎74-7007
クレジット・サラ金相談(要予約)	借金問題など	毎週月曜日 13時30分～16時30分 ※初回のみ無料(30分)	裁判所内 弁護士会館 (八日市場イ2755番地)	八日市場法律相談センター ☎72-0271
地域若者サポートステーション	若者無業者の自立支援	毎月第4火曜日(原則) 10時～17時	広報紙などでご確認ください	ワーカーズコープ ☎0476-24-7880
交通事故相談(要予約)	示談交渉や損害賠償など	毎月(4月除く)第1金曜日(原則) 10時～15時	市民ふれあいセンター	市役所環境生活課 ☎73-0088

(広告)

相談

不動産登記

会社・法人設立変更等登記手続一切

登記簿謄本・抄本・印鑑証明・農地の申請
裁判所・諸官庁提出書類・契約書 作成

司法書士・行政書士 栗田 壯一

千葉県匠瑛市八日市場ハ654番地8
(千葉県方法務局匠瑛支局裏)

TEL 0479-72-1336 (代表)
0479-72-1337
FAX 0479-79-1000

土地・建物表示登記、測量、調査
お気軽にご相談ください

土地家屋調査士 多田登記測量事務所

匠瑛市八日市場ハ567 さくらハイイツ104

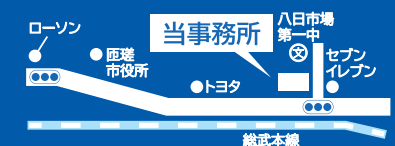
TEL 0479-73-8118
FAX 0479-73-8118

登記 成年後見 遺言

相続 簡裁訴訟代理

司法書士 行政書士

名雪事務所



匠瑛市上谷中2272-15

☎0479-73-1306

消費生活センター

問い合わせ 本庁 匠瑳市消費生活センター ☎74-7007
月・火・木・金 9時～12時、13時～16時

事例紹介

消費生活センターに多く相談が寄せられるトラブルを紹介します。

インターネットトラブル

- インターネットで商品を注文し、前払いで代金を振り込んだが、商品が届かない、または違う商品が届く。
- インターネットを利用中に、突然アダルトサイト登録画面になり、利用料を請求される。

送り付け商法

「以前お申し込みいただいた商品ができましたので送ります」と、突然電話があり、「申し込んでいない」と断わると、「受け取ってもらわないと困る」と執拗に勧誘を繰り返し、代金引換で商品を送り付ける。

商品例 健康食品、書籍など

訪問買い取り

突然知らない業者が自宅を訪れ、十分な説明もなく貴金属などを安値で買い取る。一度売り渡すと取り戻すことが難しいので注意が必要。

商品例 宝石、指輪、金貨、植木など

マルチ商法(若者に被害多発)

「すごくいい話がある」「会員になると特典がある」などと誘われ、次々と組織への加入者を増やすと利益になるというもの。商品を抱きかかえてしまい、もうかるはずが損をするので要注意。

商品例 健康食品、化粧品、パソコン関連、浄水器など

定期購入

販売などで「1回目90%オフ」、「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている。

※令和4年6月から、取引における基本的な事項を最終確認画面などで明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者などの誤認させるような表示などにより、誤認して申し込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

商品例 健康食品、化粧品、飲料の通信販売など

点検商法(高齢者に被害多発)

点検に来たと言って「布団にダニがいる」「工事をしないと危険」「老朽化しているので交換」などと事実とは異なることを言って工事や商品の契約をさせる。

商品例 布団、屋根工事、床下換気扇、浄水器、白アリ駆除など

副業商法

「在宅ビジネスで高収入を」「技術を身につけ在宅ワークを」などと勧誘し、情報商材や受講料の契約をさせる。実際にはほとんど収入は得られず、結局、損をする。

商品例 投資(FXなど)

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売などの特定の取引について、契約してしまった場合でも、一定期間は消費者に考え直す機会を与え、理由なしで契約を解除することを認めた制度です。業者に解約料や商品の返送料を請求されても払う必要はありません。ただしこのクーリング・オフできる期間は、契約書を受け取った日を含めて8日間(マルチ商法、内職商法は20日間)となります(例外もあります)。

クーリング・オフの方法

- 書面で、販売会社と信販会社に同時に通知する。(令和4年6月から電子メール、ファクスなどの電磁的記録でクーリングオフ通知を行うことが可能になりました)
- 書面の控えを必ずとっておく。
- 郵送の場合は、郵便局で「特定記録郵便」か「簡易書留」を推奨。
- 支払った金額は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。

消費生活出前講座

消費生活相談員が地域の皆さんの集まる会場へ出向き、消費者被害を防止するための無料の出前講座を行っています。

- まずは消費生活センターに電話でお問い合わせください。
- 対象: 市内在住のおおむね10人以上の団体・グループ(町内会、地域の会合、シニアクラブ、子ども会など)
 - 日時・場所: 相談の上、別途決定します。
 - 料金: 無料(会場使用料や広報などに係る費用は申込者負担)



相談



施設一覽

市内官公署など施設の一覽です。

名称	所在地	電話番号
市役所		
匠瑳市役所	八日市場ハ793番地2	☎ 73-0084 (代表)
野栄総合支所	今泉6474番地	☎ 67-3111
文化・スポーツ施設		
八日市場公民館	八日市場イ2402番地	☎ 72-0735
八日市場図書館	八日市場イ2402番地	☎ 73-3746
のさか図書館	今泉6474番地	☎ 80-6789
生涯学習センター	今泉6489番地1	☎ 67-1264
飯倉駅市民多目的ホール	飯倉89番地3	
八日市場ドーム	八日市場ハ793番地1	☎ 73-0021
のさかアリーナ	今泉6536番地1	☎ 67-1263
市営グラウンド	上谷中2240番地8	
山桑公園野球場	山桑125番地	
みどり平東公園野球場	みどり平13番地2	
野手浜総合グラウンド	野手17146番地84	
八日市場 勤労青少年ホーム	八日市場イ2030番地	☎ 73-4515
パークゴルフそうさ	吉崎4861番地3	☎ 74-3751
主な公園		
そうさ記念公園	八日市場ハ565番地1	
天神山公園	八日市場イ2291番地	
野栄ふれあい公園	今泉363番地	
若潮公園	若潮町2番地1	
天神山下公園	八日市場イ2330番地1	
椿海公園	椿969番地1	
みどり平東公園	みどり平13番地2	
みどり平中公園	みどり平9番地2	
みどり平西公園	みどり平1番地2	
山桑公園	山桑125番地	
平和東公園	平木1487番地1	
小舟内公園	蕪里139番地27	
平台公園	飯倉台17番地	
鈴歌公園	飯倉台37番地1	
飯塚沼農村公園	飯塚305番地	
野手弁天池農村公園	野手1541番地	
砂原児童遊園	八日市場イ2658番地	
いいぐら団地児童遊園	飯倉1365番地	
豊栄児童遊園	飯倉1628番地1	
時曾根児童遊園	時曾根588番地	
かぶざと児童遊園	蕪里2098番地2	
大堀児童遊園	大堀835番地1	
飯高児童遊園	小高248番地2	
かしこね児童遊園	平木951番地	
平和児童遊園	東谷499番地	
すみれ団地児童遊園	上谷中288番地4	
つばき団地児童遊園	椿1663番地5	

名称	所在地	電話番号
今泉浜児童遊園	今泉8571番地2	
保育所・保育園		
八日市場保育所	八日市場イ2353番地1	☎ 72-0728
豊和保育所	大寺1428番地	☎ 74-0344
吉田保育所	吉田4010番地4	☎ 72-0668
豊栄保育所	飯倉1615番地1	☎ 72-0676
椿海保育園	椿969番地1	☎ 72-2323
共興保育園	東小笹120番地1	☎ 72-4400
須賀保育園	横須賀2914番地	☎ 72-2312
平和保育所	平木3381番地	☎ 73-1544
匠瑳保育園	堀ノ内360番地	☎ 74-0123
東保育園	野手6044番地	☎ 67-5150
栄保育園	栢田941番地1	☎ 67-2872
幼稚園		
八日市場幼稚園	八日市場イ2394番地	☎ 72-0442
認定こども園		
九十九里ホーム飯倉駅前 あかしあこども園	飯倉106番地1	☎ 85-5852
小学校		
平和小学校	平木1819番地	☎ 72-0414
椿海小学校	椿973番地	☎ 72-2353
八日市場小学校	八日市場イ2311番地	☎ 72-1238
豊栄小学校	飯倉1847番地	☎ 72-0531
須賀小学校	高1956番地	☎ 72-0476
共興小学校	東小笹1160番地	☎ 72-4525
吉田小学校	吉田4020番地	☎ 72-0674
豊和小学校	大寺1492番地	☎ 74-0644
栄小学校	栢田823番地	☎ 67-2311
野田小学校	野手13034番地	☎ 67-2345
中学校		
八日市場第一中学校	上谷中2270番地5	☎ 72-1185
八日市場第二中学校	八日市場イ1687番地	☎ 72-1375
野栄中学校	今泉5323番地3	☎ 67-2415
高等学校など		
県立匠瑳高等学校	八日市場イ1630番地	☎ 72-1541
敬愛大学 八日市場高等学校	八日市場口390番地	☎ 72-1588
県立 八日市場特別支援学校	平木930番地1	☎ 72-2777
県立飯高特別支援学校	飯高1692番地	☎ 70-5001
放課後児童クラブ		
八日市場児童クラブ	八日市場小学校敷地内	☎ 79-0181
豊栄第一、第二児童クラブ	豊栄小学校内	☎ 73-6155
須賀児童クラブ	須賀小学校敷地内	☎ 79-0543

名称	所在地	電話番号
共興児童クラブ	共興コミュニティセンター	☎72-5021
平和児童クラブ	平和小学校内	☎79-0557
椿海第一児童クラブ	椿海コミュニティセンター	☎73-5941
椿海第二児童クラブ	椿海小学校内	☎73-6727
野田児童クラブ	野田小学校内	☎67-5654
栄第一、第二児童クラブ	栄小学校敷地内	☎67-1021
保健施設		
匝瑳市保健センター	八日市場イ2408番地1	☎73-1200
子育て世代包括支援センター「なないろ」	八日市場イ2408番地1	☎73-7716
国保匝瑳市民病院	八日市場イ1304番地	☎72-1525
千葉県海匠健康福祉センター(海匠保健所)八日市場地域保健センター	八日市場イ2119番地1	☎72-1281
福祉施設		
市民ふれあいセンター	八日市場ハ793番地35	☎73-0753
野栄福祉センター	今泉6491番地1	
心身障害者福祉作業所ほほえみ園	八日市場イ2190番地	☎72-0025
匝瑳市マザーズホーム	八日市場ホ2016番地	☎79-1333
匝瑳市介護老人保健施設そうさぬくもりの郷	中台305番地	☎79-1766
訪問看護ステーションつばきの里	八日市場イ1304番地(匝瑳市民病院内)	☎79-1101
訪問看護ステーションつばきの里サテライトのさか	今泉6491番地1(野栄福祉センター内)	☎67-2115
介護支援事業所つばき	八日市場イ1304番地(匝瑳市民病院内)	☎79-1262
つどいの広場たんぽぽ	八日市場ホ2016番地	☎72-0122
つどいの広場つくし	今泉6491番地1	☎67-3117
その他の施設・団体など		
匝瑳市学校給食センター	春海1916番地	☎70-2210
ふれあいパーク八日市場	飯塚299番地2	☎70-5080
そうさ観光物産センター 匝りの里	八日市場イ137番地1	☎85-5015
匝瑳中継施設	松山107番地	☎85-7110
山桑メモリアルホール	山桑730番地	☎73-8000
八匠水道企業団	生尾10番地	☎73-3171
匝瑳市横芝光町消防組合 消防本部匝瑳消防署	八日市場ホ715番地	☎72-0119
匝瑳市横芝光町消防組合 匝瑳消防署野栄分署	今泉6521番地8	☎67-1119
匝瑳市商工会	八日市場イ2404番地1	☎72-2528
匝瑳市シルバー人材センター	八日市場ハ793番地34	☎70-2030
千葉県海匠土木事務所	八日市場イ1999番地	☎72-1100
千葉県海匠農業事務所本所	八日市場ハ671番地	☎72-1556
匝瑳警察署	八日市場イ559番地1	☎72-0110

名称	所在地	電話番号
千葉地方裁判所 八日市場支部	八日市場イ2760番地	☎72-1300
千葉地方検察庁 八日市場支部	八日市場イ513番地2	☎72-0268
千葉地方法務局匝瑳支局	八日市場ハ678番地3	☎72-0334
匝瑳市社会福祉協議会	今泉6491番地1(野栄福祉センター内)	☎67-5200
千葉銀行八日市場支店	八日市場イ2470番地	☎72-1241
千葉興業銀行 八日市場支店	八日市場イ2571番地	☎72-1561
京葉銀行八日市場支店	八日市場イ2578番地1	☎72-1251
銚子信用金庫 八日市場支店	八日市場イ2461番地1	☎72-1531
銚子商工信用組合 干潟支店	椿1268番地142	☎73-3955
八日市場郵便局	八日市場口140番地1	☎72-0001
// 万町郵便局	八日市場イ2429番地	☎72-2412
// 砂原郵便局	八日市場イ2653番地	☎72-2414
大寺郵便局	大寺1451番地3	☎74-1411
吉田郵便局	吉田4012番地1	☎72-2413
干潟駅前通郵便局	椿1268番地99	☎72-2415
共興郵便局	吉崎75番地1	☎72-4160
野手郵便局	野手10306番地8	☎67-2997
栄郵便局	栢田1136番地1	☎67-2996
JAちばみどり 八日市場支店	八日市場ハ793番地7	☎73-7111
豊和支店	大寺1257番地2	☎74-0643
吉田支店	南神崎92番地2	☎72-1377
野栄支店	野手13587番地2	☎67-2511
千葉県大利根土地改良区	八日市場ハ974番地2	☎72-1506
千葉県農業共済組合 海匠支所匝瑳センター	横須賀306番地2	☎72-1255
海匠漁業協同組合 匝瑳支所	川辺7202番地	☎67-5115
須賀コミュニティセンター	高799番地1	
椿海コミュニティセンター	椿969番地1	
豊栄コミュニティセンター	木積84番地	
吉田コミュニティセンター	南神崎81番地2	
豊和コミュニティセンター	大寺1481番地1	
平和コミュニティセンター	平木3377番地3	
飯高コミュニティセンター	飯高1680番地1	
匝瑳コミュニティセンター	大浦1131番地1	
共興コミュニティセンター	東小笹1179番地2	